

資料1

三重県障害者施策年次報告について

三重県障がい者施策年次報告書

(概要)

令和5年3月

障がい福祉課

三重県障がい者施策年次報告書（概要）

「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念として、令和3年3月に策定した「みえ障がい者共生社会づくりプラン」（計画期間：令和3年度～令和5年度）の令和3年度における取組結果について報告します。

<目次>

施策体系1 多様性を認め合う共生社会づくり	3
1 権利擁護の推進	3
2 障がいに対する理解の促進	4
3 情報アクセシビリティの向上と社会参加の環境づくり	5
施策体系2 生きがいを実感できる共生社会づくり	6
1 特別支援教育の充実	6
2 就労の促進	7
3 スポーツ・芸術文化活動の推進	8
施策体系3 安心を実感できる共生社会づくり	9
1 地域移行・地域生活の支援の充実	9
2 福祉と医療などが連携した支援の充実	10
3 防災・防犯対策の充実	11
数値目標等進捗状況	12

施策体系 1 多様性を認め合う共生社会づくり

1 権利擁護の推進

目標項目	現状値 (令和元年度)	令和3年度	令和5年度
		実績値	目標値
障害者差別解消支援地域協議会設置率	63.3%	79.3%	100%

令和3年度の取組概要

- ・障がい者差別解消専門相談員を設置し、障がい当事者や家族等からの相談に対応しました。（相談件数 84 件）
- ・障がい者差別解消調整委員会を設置し、紛争の解決を図るための体制を整備しました。（助言・あっせんの申立て 0 件）
- ・相談事例や合理的な配慮の好事例などについて、関係機関で構成する三重県障がい者差別解消支援協議会において情報共有、検証を行いました。（協議会開催 1 回）
- ・不当な差別的取扱い等の事例集を更新しました。
- ・障害者虐待防止・権利擁護研修を開催し、共通講義 579 名、障害福祉サービス事業所管理者等コース 158 名、市町及び障害者虐待防止センター職員コース 14 名が受講しました。
- ・障害者福祉施設従事者等による虐待事案について、引き続き調査及び指導を行い、施設・事業所に対し改善策の提出を求めました。また、その改善策に基づく再発防止の取組が適切になされているか施設・事業所を原則、訪問し（オンライン会議システム使用の場合あり）確認を行いました。また、引き続き専門家チーム会議で有識者から技術的助言をいただき、障害福祉サービス事業者への指導や市町に対する助言等支援の参考としました。
- ・ヘルプマーク・ヘルプカードの配布と啓発が進む中、これからの社会を担う若い世代への啓発として、三重大学での出前授業に取り組みました。また、非接触型の普及啓発として、ヘルプマーク普及啓発番組を作成し、三重県HPや公式YouTube等で配信しました。
- ・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに向け、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき公共的施設の設計段階で事前協議を受け、審査、指導を行い、完成した公共的施設（83 件）に対して適合証を交付しました。また、県や市町の担当者会議や、事業者向けの研修会等でユニバーサルデザインの考え方等について説明を行いました。
- ・令和3年執行の知事選挙及び県議会議員補欠選挙、衆議院議員総選挙の際に使用した投票所や期日前投票所において、段差のある場所や入口と同一フロアにない場所への対策として、市町選挙管理委員会においてスロープの設置、昇降機のある場所の選定並びに人的介助などの手法等により、投票環境の改善を図りました。

2 障がいに対する理解の促進

目標項目	現状値 (令和2年度)	令和3年度	令和5年度
		実績値	目標値
障がい者に対する理解が進んでいると感じる県民の割合	79.1%	79.0%	85.0%

令和3年度の取組概要

- ・内閣府との共催で障害者週間に合わせて「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を募集し、障がいに関する普及・啓発を行いました。
(応募件数 作文20件、ポスター3件)
- ・差別をなくす強調月間および人権週間にあわせ、県内各地で法務局や市町、人権擁護委員等と連携し、街頭啓発を実施しました。(県内26か所)
- ・人権センターにおいては、県民人権講座や相談員等スキルアップ講座を開催するとともに、児童生徒ポスター優秀作品展の実施、各種広報媒体を活用した啓発活動に取り組みました。(県民人権講座2回2講座開催、参加者数101名、相談員等スキルアップ講座10講座開催、参加者数405名)
- ・身体・知的障害者相談員等障がい福祉に携わる関係者を対象とした研修会を開催し、70名が参加しました。
- ・小中学校を訪問し、地域で生活する視覚障がい者の話や、盲導犬についての話を通じ、視覚障がい者への理解の促進を図りました。(訪問数21校、対象生徒数2,581名)
- ・夏休みに小中学校向けの盲導犬学習会を行いました。(回数1回、参加人数12名)
- ・小中学校において、義足ランナーのコーチによる講演、車いすバスケットボール選手を招聘した学習会、ユニバーサルデザインの出前授業の活用などを通じて、誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて考える取組が実施されました。また、地域のお年寄りとのグラウンドゴルフ交流、親子ポッチャ体験、アイマスク体験、福祉施設等での交流会など、児童生徒の発達段階や地域の実態に応じた特色ある取組が実施されました。
(福祉に関する学習(ボランティア活動を含む)に取り組んだ小中学校・・・小中学校491校中375校(76.4%))
- ・共生社会の実現に向けて、子どもの学齢に応じて系統的に作成した人権学習指導資料を活用し、障がい者の人権に係わる問題を解決するための学習に取り組みました。小中学校493校中482校(97.7%)、県立学校85校中55校(64.7%)で学習が行われました。
- ・学校の長期休業期間に、障がい者の人権に係わる問題を解決するための学習を促進するため、人権学習指導資料を用いた研修を実施しました。教職員が障がいの社会モデルの考え方を理解し、共生社会の実現は同じ社会を生きる自分たちの課題だということを学習のポイントとすることが大切であることを説明しました。
- ・県ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動に関する情報提供およびボランティアコーディネーター養成研修の実施等を通じたボランティア活動の推進を図るため、同センターを運営する県社会福祉協議会に対し、活動の補助を行いました。

3 情報アクセシビリティの向上と社会参加の環境づくり

目標項目	現状値 (令和元年度)	令和3年度	令和5年度
		実績値	目標値
視覚・聴覚障がい者の活動支援に係る人数	767人	1,068人	1,140人 (累計)
遠隔手話通訳サービスの利用件数	－件 (令和2年度)	2件	100件

令和3年度の取組概要

- ・三重県視覚障害者支援センターで歩行訓練、身辺・家事管理に関する指導、コミュニケーション手段としての点字研修等を実施し、583名の参加がありました。
- ・視覚障がい者、一人ひとりの生活実態に合わせた形で居住する地域で歩行訓練等を行うなど、在宅生活における適応力を高めることができました。
- ・点字図書やデージー図書等の製作や貸出を行うとともに、点訳・朗読奉仕員の養成のための講習を行いました。
 - 点字図書 作成数 182、貸出数 515
 - デージー図書 作成数 68、貸出数 12,481
 - 点訳奉仕員養成講習会 延べ参加人数 268名
 - 朗読奉仕員講習会 延べ参加人数 346名
- ・三重県聴覚障害者支援センターにおいて、手話通訳者等スキルアップ研修や聴覚障がい者の日常生活に関する相談、補聴器などの聞こえの悩みの相談を行いました。
- ・字幕映像ライブラリーを1本製作するとともに、聴覚障がい者等に256件の貸出を行いました。
- ・聴覚障がい者の情報・コミュニケーション支援を行うため、手話通訳者・要約筆記者の養成を行い、手話通訳者養成講座に13名、要約筆記者養成講座に8名、盲ろう者通訳介助員養成講座に4名の受講がありました。
- ・聴覚障がい者等を対象に遠隔手話サービスの提供（2件）や情報支援機器の貸出（106件）等を行いました。
- ・盲導犬を1頭育成し、新規のユーザーに貸与しました。
- ・補装具に関する市町からの問い合わせについて、障害者相談支援センター（身体障害者更生相談所）と連携して助言を行いました。
令和3年度補装具交付・修理件数(全市町)：交付2,199件、修理1,198件
- ・バリアフリー観光調査の結果を日本バリアフリー観光推進機構のHPへ掲載し、周知を図りました。
- ・バリアフリー観光調査の対象施設に対し、施設のバリアフリー対応状況をHPに掲載し、周知を図るようアドバイスを行いました。
- ・「地域の取組からみる つながるバリアフリー観光研修」の様子をマスコミに取材してもらい、情報発信を行いました。
- ・バリアフリーガイドを対象とした、バリアフリーの観光地づくり研修を1地域で実施しました。
- ・関係団体等を幅広く対象とし、「地域の取組からみる つながるバリアフリー観光研修」を実施し、11名の参加がありました。

1 特別支援教育の充実

目標項目	現状値 (令和元年度)	令和3年度	令和5年度
		実績値	目標値
特別支援学校における交流および共同学習の実施件数	851回	524回	950回

令和3年度の取組概要

- ・市町教育委員会の就学支援担当者を対象にした連絡会を実施し、パーソナルファイルの活用と学校間での支援情報の引継ぎや個別の指導計画等の作成状況を把握しました。
市町就学支援担当者連絡会 年3回実施
- ・パーソナルファイルの普及の状況を市町教育委員会を通じて把握するとともに、活用の促進を働きかけました。
- ・小中学校教員が参加する研修会等で切れ目ない支援を実現するため、引継ぎの重要性について理解啓発を図りました。
- ・高等学校の特別支援教育コーディネーター会議を開催し、中学校から引き継がれたパーソナルファイル等の効果的な活用について説明しました。
市町就学支援担当者連絡会 年3回実施
特別支援学校就学担当者連絡会 年1回実施
特別支援学校コーディネーター会議 年3回実施
高等学校コーディネーター会議 年3回実施
- ・通級による指導担当教員等研修講座を実施し、発達障がい支援に係る専門性の向上と指導者の育成を図りました。
- ・伊勢まなび高等学校、みえ夢学園高等学校において、通級による指導を行い、専門家の助言を受けながら、特別な支援の必要な生徒への指導や評価について研究を進めました。
- ・特別支援学校の臨時休業期間中およびコロナ不安等による長期欠席の児童生徒に対して、対面で授業を行うことを補う方法として、Google Classroomを活用して、オンラインでのリアルタイムの授業やオンデマンド形式での動画や課題学習等の教材をアップロードし、児童生徒の学習支援を行いました。
- ・特別支援学校に在籍する児童生徒の通学手段としてスクールバスを運行することで、児童生徒及び保護者の通学に係る負担を軽減し、安全で身体的にも安定した状態で通学でき、学校教育を受けることができました。
- ・新型コロナウイルス感染症対策として、3密を回避するため、スクールバスを増便（13台）して対応しました。
- ・盲学校および聾学校について、城山特別支援学校の隣地への移転に向け、新たな校舎および寄宿舎の建築に係る設計を行いました。
- ・杉の子特別支援学校については、知的障がいのある中学部の生徒が同校石薬師分校で学習できるよう校舎の一部改修を行うとともに、鈴鹿・亀山地域の肢体不自由のある児童生徒が、杉の子特別支援学校に通学できるよう通学区域の見直しを行いました。

2 就労の促進

目標項目	現状値 (令和元年度)	令和3年度	令和5年度
		実績値	目標値
一般就労へ移行した障がい者数	401人	396人	524人

令和3年度 of 取組概要

- 三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク（登録企業数 327 社[令和4年3月31日現在]）については、メールマガジンの発行(毎月)により登録企業に情報提供を行うとともに、「産・福・学」の情報交流会（1回）を開催し、企業間の情報交換や交流などの取組を支援しました。
- ステップアップカフェ「だいたい食堂」で、障がい者がいきいきと働く姿を企業や県民の皆さんに見ていただくとともに、障がい者と共に働くことについて考える講演会「ステップアップ大学」を開催し、障がい者の方のステップアップだけでなく、私たち社会全体の意識や行動もステップアップし、障がい者が身近で当たり前働くことができる社会に繋げていくことをめざし、事業を実施しました。
 - 「だいたい食堂」来店者数 7,043 人
 - ステップアップ大学参加者数 2回延べ 37 人
 - 「だいたい食堂視察」（見学ツアー含む）4件 33 人
 - 「だいたい食堂実習」6件 9 人
- 令和3年9月～11月にかけて三重労働局・ハローワークとの共催で、県内7か所で障がい者の就職面接会を開催しました。
 - （参加事業所数 46 事業所、 参加求職者数 153 人（うち就職者数 19 人））
- 障がい者就業・生活支援事業を障害保健福祉圏域（9圏域、9センター）で実施しました。
- 障がい者就業・生活支援センターの機能強化事業として、職場定着支援、就労移行支援事業所等との連携及び支援等を位置付け、就労の定着に向けた支援に取り組みました。
- 複数の福祉事業所で共同して受注、品質管理等を行うことを目的とした共同受注窓口事業を支援することにより、福祉事業所の受注の機会を確保するとともに、工賃等の向上に取り組みました。（共同受注窓口売上実績：85,258 千円）
- 非対面・非接触による物販と共同受注窓口の利用を促進するため、既存のECサイトを利用した販売促進に取り組むとともに、ECサイトの効果的な利用を含め、受注先企業等の新規開拓等に取り組む営業担当コーディネーターを新たに1名配置し、活発に営業活動を行いました。
- 三重県障がい者就農促進協議会と連携し、農業ジョブトレーナー養成講座を実施しました（79名修了）。
- 農福連携の現場で実務的なアドバイスを行う農福連携技術支援者（農業版ジョブコーチ）の認定に必要な研修及び修了試験を実施しました（17名認定）。
- 障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、障害者就労施設等への調達拡大に向けて全庁的に取り組むとともに、市町にも働きかけました。（県の調達実績：44,155 千円）

3 スポーツ・芸術文化活動の推進

目標項目	現状値 (令和2年度)	令和3年度	令和5年度
		実績値	目標値
障がい者スポーツに関心がある県民の割合	49.4%	56.1%	62.0%

令和3年度 of 取組概要

- ・障がい者のスポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図るため、三重県障がい者スポーツ大会（バレーボール（精神障害の部））を開催しました。なお、卓球（一般卓球）については、全国障害者スポーツ大会に向けた出場選手選考会を開催しました。
- ・令和2年度に引き続き、選手の確保・育成と士気向上を図るため、育成指定選手を対象とした練習会を開催しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、同大会は中止になりました。
- ・「三重とこわか大会」は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりましたが、競技役員を152人養成するとともに、ボランティア養成については、コロナ渦において集合形式の研修は困難であったため、インターネットやDVDを活用した研修を実施し、障がいに対する理解促進を図りつつ、ボランティアとして必要な知識習得を推進しました。
- ・障がい者スポーツの普及・啓発を図るため、市町や小学校など、地域における障がい者スポーツ教室や体験会などへの障がい者スポーツ指導員等の派遣を支援しました。
- ・障がい者スポーツ指導員、障がい者スポーツトレーナーの養成に取り組みました。
- ・東京パラリンピックにおいて優秀な成績を収めたパラアスリートに三重県スポーツ栄誉賞（1名）を授与しました。
- ・令和3年12月3日、4日（2日間）に津市芸濃町において「三重県障がい者芸術文化祭」を開催し、作品展には470点の出品があり、897人の来場がありました。ステージ発表は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からWEBでの開催となりましたが、8団体が発表を行いました。
- ・「みえアールブリュット2023」と題した、障がい者芸術文化祭受賞作品と県内のアーティストの作品を展示する展覧会を令和4年2月から3月にかけて県内3か所で開催し、合計612人の来場がありました。
- ・「三重県アールブリュット&ミュージックブリュット～自由から世界が始まるART2021～」と題してアーティストがどのようにアート製作に取り組んでいるのかを映像を交えて紹介、解説するプログラムを2回にわたりYouTube配信しました。
- ・事業所等から寄せられる芸術文化活動に関する支援方法、創造環境の整備、官署支援等に関する相談を受け付け、アートサポーターの派遣を2回行いました。

施策体系3 安心を実感できる共生社会づくり

1 地域移行・地域生活の支援の充実

目標項目	現状値 (令和元年度)	令和3年度	令和5年度
		実績値	目標値
地域生活移行者数	31人	12人	111人

令和3年度の取組概要

- ・圏域の自立支援協議会の活性化に向けて、スーパーバイザーを設置し、圏域で地域移行に取り組める体制づくりを支援しました。
- ・相談支援従事者研修(初任者・現任)において、サービス等利用計画等の質の向上を図るため、カリキュラム内容の充実を通じて、相談支援専門員の資質向上を支援しました。
- ・重層的で途切れのない相談支援体制を構築するため、相談支援従事者初任者研修と現任研修で地域の実習を実施し、地域における人材育成を推進しました。
- ・基幹相談支援センター設置状況調査を行い、現状把握を行いました。
- ・地域協議会に参加し、相談支援体制強化の必要性について助言を実施しました。
- ・基幹相談支援センター設置市町数：14市町
- ・高次脳機能障がい者及びその家族の地域生活を支援するために必要な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実及び医療機関、施設等で高次脳機能障がい者の支援に携わる者に対する研修等を実施しました。(相談件数：554件、地域支援セミナー：2回、圏域研修会：1回、講演会・研修会：1回)
- ・自閉症・発達障害支援センターによる支援にあたっては、行動障がいのある障がい者の特性に応じた相談支援を実施しました。(相談支援延件数 R3：13,678件)
- ・強度行動障がい支援者養成研修を実施し、行動障がいのある障がい者の特性に応じた支援が可能な支援者の養成及び、そのスキルアップを行いました。(R3 基礎研修:268人受講、実践研修 215人受講)
- ・県内の高等学校では、北勢、中勢、南勢、伊賀のそれぞれの地域で介護福祉士養成校を設置し、介護福祉士を養成しています。令和3年度の養成校(朝明、みえ夢学園、明野、伊賀白鳳)の介護福祉国家試験の合格率は84.6%でした。県内で福祉を学ぶコースを設置している学校において、三重県介護員初任者研修事業に取り組み、地域の福祉を担う人材の育成に努めました。
- ・「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づき、相談支援従事者および、サービス管理責任者の人材育成を図りました。
また、相談支援従事者初任者研修(87人修了)、相談支援従事者現任研修(95名修了)、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修(280人修了)、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修(131人修了)、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修(267人受講)を委託して開催し、人材育成を図りました。
- ・新カリキュラムに基づいて、相談支援従事者初任者研修、現任研修においては、地域での実習を実施し、地域の人材育成を推進しました。

2 福祉と医療などが連携した支援の充実

目標項目		現状値 (令和元年度)	令和3年度	令和5年度
			実績値	目標値
精神病床に おける早期 退院率	入院後3か月時点	70.4%	70.8%	69.0%
	入院後6か月時点	80.6%	82.7%	86.0%
	入院後1年時点	84.3%	87.0%	92.0%

令和3年度の取組概要

- ・市町が進める児童発達支援体制づくりにおいて、障害児入所施設の発達支援の専門性や地域支援機能を活かした取組を連携させていくことで、地域における障がい児等支援拠点（児童発達支援センター等）の整備を促進するとともに、その機能の拡充・強化を図りました。（地域の障がい児等支援体制機能強化事業：4か所に委託、児童発達支援コーディネーターの配置：5人、児童発達支援センター設置：8圏域11箇所（R3））
- ・保健所において、精神疾患の疑いのある者や精神障がい者、その家族、関係者を対象に、保健師、精神保健福祉士等が相談支援を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を行いました。（電話相談：7858件 来所相談：447件 訪問相談：902件）
- ・県内全ての障害保健福祉圏域において地域精神保健福祉連絡協議会が設置され、関係機関が連携して、地域の特性に応じた精神保健医療福祉に関する課題共有、課題解決を図りました。会議開催数：10回
- ・精神科病院の職員向けに地域移行をテーマとして地域の社会資源を理解してもらうための研修会を開催しました。
- ・3カ所の障害保健福祉圏域にピアサポーターを配置して、体験談を語るなど退院意欲向上のための退院支援プログラムを行いました。（ピアサポーター人数：3人、活動回数：15回）
- ・4つの地域ネットワークにおける支援者支援や地域づくりを目指したスーパーバイズ機能推進に向けた研修を開催したほか、地域ネットワーク連携研修会を開催するなど、地域ネットワークの支援や関係機関の連携を図りました。
- ・障害福祉サービス等事業所に勤務する看護師や介護職員を対象に医療的ケア技術のスキルアップ研修を開催しました。
- ・医療的ケア児・者コーディネーター養成研修を開催し、人材育成を行いました。（研修修了者：46名）
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒が身体的に安定した状態で教育活動に参加でき、付き添う保護者の負担が軽減されるよう、特別支援学校に常勤講師（看護師免許所有）15名を配置し、医療的ケアを実施しました。（医療的ケア実施校7校、看護師配置数15名）
- ・在宅の重症心身障がい児（者）および、その家族の生活を支援するため、相談支援に応じるとともに、療育機関等福祉サービスの情報提供を行いました。（重症心身障がい児（者）相談支援事業：5か所）
- ・自閉症等の特有な発達障がいを持つ障がい児（者）に対する総合的な支援を行う地域の拠点として、自閉症・発達障害支援センターを設置し、発達障害に関する問題について発達障がい児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導、助言を行いました。また、発達障害者地域支援マネジャーを配置し、地域支援機能の強化を図りました。（自閉症・発達障害支援センター：2か所、発達障害者地域支援マネジャー：3人）

3 防災・防犯対策の充実

目標項目	現状値 (令和2年度)	令和3年度	令和5年度
		実績値	目標値
三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWA T)登録員数	45人	74人	160人

令和3年度の取組概要

- すべての市町で作成が完了した避難行動要支援者名簿に基づき、関係者への名簿情報の提供や名簿情報に基づく個別避難計画の策定について、市町を訪問し、働きかけや助言を行いました。
- 市町等防災対策会議での情報提供や、地域減災力強化推進補助金の活用により、市町の取組の支援を行いました。
- Lアラート(災害情報共有システム)全国合同訓練に参加するとともに、情報伝達者に対して訓練への参加を促し、報道機関に対してLアラートのアピールを行うことで、情報伝達者としての加入促進に取り組みました。
- 福祉避難所について、市町担当者会議における説明や、設置・運営に関する実務研修の開催など、設置促進に向けた働きかけを行いました。令和3年度末においても、運営マニュアル作成施設数は昨年度末より増加しました。
- 視覚障がい者、同行援護従事者、ボランティア、行政関係者等を対象として、災害時の避難行動セミナーを開催し、障がい者にとって有効な避難方法、その支援のあり方や情報支援、避難所における支援のあり方について、理解を深めました。(参加人数27名、講師：三重県防災対策部職員)
- 三重県聴覚障害者支援センターと、避難行動要支援者名簿の提供等に関する協定を締結している市町と連携し、要支援者名簿の更新等を進めました。
- 協定締結市町の協力のもと、聴覚障害者支援の方法等について啓発を進めました。
- 各消防本部や関係機関と連携し、広報媒体(テレビ等)の活用やイベント等において住宅用火災警報器の普及啓発を行いました。
- 避難確保計画の作成においては、市町等防災対策会議や市町担当者会議等で、県関係部局とも連携しながら関係市町へ促進に向けた働きかけや支援、助言を行いました。
こうした結果、洪水浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の作成率は、令和3年度末時点で約9割となりました。しかし、訓練の実施率は5割弱と低い状況です。
- 社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)策定研修会を開催しました。
- 三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWA T)については、養成研修を行い、新たに29名を登録しました(令和3年度末時点合計74名)
- 「ウェブ110番」、「ファックス110番」及び「110番アプリシステム」について、県警ホームページやラジオ放送を通じて、制度の周知と適切な利用の広報に努めました。
- 「ウェブ110番」の受理件数が14件、「ファックス110番」の受理件数が27件、「110番アプリシステム」の受理件数が8件でした。

数値目標等進捗状況

1 計画における数値目標の進捗状況

施策体系	目標項目		現状値 (令和元年度)	令和3年度	令和5年度
				実績値	目標値
1 多様性を認め合う 共生社会づくり	障害者差別解消支援地域協議会設置率		63.3%	79.3%	100%
	障がい者に対する理解が進んでいると感じる県民の割合		79.1% (令和2年度)	79.0%	85.0%
	視覚・聴覚障がい者の活動支援に係る人数		767人	1,068人	1,140人
	遠隔手話通訳サービスの利用件数		— 件 (令和2年度)	2件	100件
2 生きがいを実感できる 共生社会づくり	特別支援学校における交流および共同学習の実施件数		851回	524回	950回
	一般就労へ移行した障がい者数		401人	396人	524人
	障がい者スポーツに関心がある県民の割合		49.4% (令和2年度)	56.1%	62.0%
3 安心を実感できる 共生社会づくり	地域生活移行者数		31人	12人	111人
	精神病床における 早期退院率	入院後3か月時点	70.4%	70.8%	69.0%
		入院後6か月時点	80.6%	82.7%	86.0%
		入院後1年時点	84.3%	87.0%	92.0%
三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWAT）登録員数		45人 (令和2年度)	74人	160人	

2 地域生活移行・就労支援等に関する数値目標の進捗状況（障害福祉計画・障害児福祉計画）

事項	目標項目	現状値 (令和元年度)	令和3年度	令和5年度
			実績値	目標値
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	【成果目標】			
	地域生活移行者数 (令和元年度末入所者数のうち、地域生活移行した人数)	31人	12人	111人
	施設入所者数減少見込 (令和元年度末比)	21人	29人	49人
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	【成果目標】			
	精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数	1,527人	1494人	1,001人
	精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数	1,104人	1,067人	832人
	精神病床における入院後3か月時点の退院率	70.4%	70.8%	69.0%
	精神病床における入院後6か月時点の退院率	80.6%	82.7%	86.0%
	精神病床における入院後1年時点の退院率	84.3%	87.0%	92.0%
	圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置圏域数	9圏域	9圏域	9圏域
	市町ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置市町数	29市町	29市町	29市町
精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数	278日	322日 (H30参考値)	316日	
3 地域生活支援拠点等の整備およびその有する機能の充実	【成果目標】			
	地域生活支援拠点等が整備された圏域数	1圏域	5圏域	9圏域
	地域生活支援拠点等の運用状況の検証および検討回数	—	—	35回

事項	目標項目	現状値 (令和元年度)	令和3年度	令和5年度
			実績値	目標値
4 福祉施設から一般就労への移行	【成果目標】			
	一般就労移行者数	179人	148人	253人
	就労移行支援事業を通じて、一般就労に移行する者の数	71人	53人	107人
	就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行する者の数	62人	48人	86人
	就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行する者の数	43人	45人	64人
	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の率	—	42.2%	70.0%
	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の率	—	81.3%	79.4%
	【活動指標】			
	就労移行支援事業および就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数	—	146人	257人
	障がい者に対する職業訓練の受講者数	—	13人	5人
	福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	—	82人	166人
	福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	—	33人	89人
	公共職業安定所における福祉施設利用者の支援対象者数	—	52人	110人
	5 障がい児支援の提供体制の整備等	【成果目標】		
児童発達支援センターの設置圏域数		5圏域	8圏域	9圏域
保育所等訪問支援を利用できる体制が構築された圏域数		7圏域	7圏域	9圏域
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が確保された圏域数		4圏域	6圏域	9圏域
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所が確保された圏域数		6圏域	6圏域	9圏域
6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	【活動指標】			
	県が実施する指導監査の結果を市町と共有する回数	—	—	年1回

3 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み（活動指標）の進捗状況

（障害福祉計画・障害児福祉計画）

種類	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
訪問系サービス						
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	60,687時間	64,356時間	69,042時間		72,324時間	
	2,795人	2,635人	2,880人		2,979人	
日中活動系サービス						
生活介護	87,596人日分	89,660人日分	89,729人日分		91,883人日分	
	4,475人	4,426人	4,569人		4,663人	
自立訓練 （機能訓練）	929人日分	492人日分	951人日分		985人日分	
	55人	26人	57人		59人	
自立訓練 （生活訓練）	2,679人日分	2,138人日分	2,819人日分		2,980人日分	
	192人	138人	205人		218人	
就労移行支援	5,596人日分	4,665人日分	6,033人日分		6,508人日分	
	344人	263人	372人		409人	
就労継続支援 （A型）	30,110人日分	32,227人日分	31,308人日分		32,560人日分	
	1,545人	1,582人	1,614人		1,687人	
就労継続支援 （B型）	74,276人日分	79,130人日分	78,155人日分		82,423人日分	
	4,254人	4,352人	4,469人		4,698人	
就労定着支援	117人	117人	134人		163人	
療養介護	244人	247人	249人		253人	
短期入所（福祉型）	5,948人日分	5,015人日分	6,219人日分		6,519人日分	
	1,028人	662人	1,078人		1,134人	
短期入所（医療型）	204人日分	（福祉型に含む）	213人日分	（福祉型に含む）	226人日分	（福祉型に含む）
	440人		40人		42人	
居住系サービス						
自立生活援助	22人	4人	27人		33人	
共同生活援助	1,837人	2,024人	1,961人		2,080人	
施設入所支援	1,684人	1,669人	1,668人		1,647人	

種類	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
相談支援						
計画相談支援	4,278人	3,560人	4,497人		4,727人	
地域移行支援	39人	4人	43人		48人	
地域定着支援	34人	6人	37人		41人	
障がい児支援関係						
児童発達支援	10,906人日分	13,637人日分	11,659人日分		12,353人日分	
	1,874人	2,123人	2,000人		2,132人	
放課後等デイサービス	48,971人日分	49,978人日分	54,361人日分		60,458人日分	
	4,169人	4,001人	4,595人		5,069人	
保育所等訪問支援	271人日分	260人日分	272人日分		305人日分	
	122人	175人	140人		161人	
医療型児童発達支援	29人日分	0人日分	59人日分		107人日分	
	4人	0人	7人		13人	
居宅訪問型児童発達支援	17人日分	30人日分	150人日分		210人日分	
	7人	10人	12人		17人	
福祉型障害児入所施設	100人	100人	100人		100人	
医療型障害児入所施設	70人	63人	70人		80人	
障害児相談支援	1,961人	1,906人	2,130人		2,308人	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	県	4チーム	4チーム	4チーム		4チーム
	市町	25人	25人※	29人		40人
	圏域	12人		14人		20人

*1か月あたりのサービス量および利用者数

※圏域で配置している場合は当該圏域の構成市町は配置しているものとして、市町の配置人数と合わせた人数

4 地域生活支援事業の実施に関する進捗状況（障害福祉計画・障害児福祉計画）

事項	目標項目		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
				見込値	見込値	見込値
				実績値	実績値	実績値
専門性の高い相談支援事業	発達障害者支援センター運営事業	実施か所数	2か所	2か所	2か所	
			2か所			
	障害者就業・生活支援センター事業	実施か所数	9か所	9か所	9か所	
			9か所			
	高次脳機能障害支援普及事業	実施か所数	1か所	1か所	1か所	
			1か所			
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	受講者数	35人	40人	50人	
			40人			
	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	受講者数	10人	15人	20人	
			4人			
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み件数	60件	60件	60件	
			36件			
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	実利用見込み件数	330件	330件	330件	
			241件			
広域的な支援事業	相談支援体制整備事業	スーパーバイザー	配置人数	9人	9人	9人
				11人		
	精神障害者地域生活支援広域調整等事業	地域生活支援広域調整会議等事業	協議会の開催回数	20回	20回	20回
				10回		
		地域移行・地域生活支援事業	実ピアサポーター人数	8人	9人	10人
				3人		
	発達障害者支援地域協議会による体制整備事業		協議会の開催回数	1回	1回	1回
				1回		
サービス・相談支援者、指導者育成事業	障害支援区分認定調査員等研修事業	実施回数	3回	3回	3回	
			2回			
		受講者数	80人	80人	80人	
			84人			
	相談支援従事者研修事業	実施回数	5回	5回	5回	
			7回			
		受講者数	430人	430人	430人	
			525人			
	サービス管理責任者研修事業	実施回数	9回	9回	9回	
			3回			
受講者数		800人	900人	900人		
		678人				

事項	目標項目		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
				見込値	見込値	見込値
				実績値	実績値	実績値
(サービス・相談支援者、指導者育成事業)	強度行動障害支援者養成研修事業	実施回数	12回	14回	14回	
			39回			
	受講者数	600人	700人	700人		
		484人				
	身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業	実施回数	1回	1回	1回	
			1回			
	精神障害関係従事者養成研修事業	実施回数	5回	5回	5回	
			5回			
受講者数		600人	600人	600人		
		351人				
その他障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業	社会参加支援事業	障害者社会参加推進センター運営事業	設置か所数	1か所	1か所	1か所
				1か所		
	身体障害者補助犬育成事業	訓練頭数	1頭	1頭	1頭	
			1頭			
	奉仕員養成研修事業	受講者数	40人	40人	40人	
			37人			
	権利擁護支援	障害者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待防止専門家チーム会議の開催回数	3回	3回	3回
			1回			

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策1-1】

施策 1	多様性を認め合う共生社会づくり
1-1	権利擁護の推進
<p>【施策の基本的な方向】</p> <p>障がいを理由とする差別の解消に向け、取組の強化を図るとともに、合理的配慮につながるさまざまな環境整備に取り組みます。</p> <p>また、障がい者虐待の未然防止と迅速かつ適切な対応を行うため、障がい福祉分野の従事者の権利擁護意識の醸成や市町への支援、事業所に対する啓発・指導等を行います。</p> <p>さらに、障がい者の選挙権の行使に向けた取組を進めます。</p>	

数値目標					
目標項目	令和元年度 (現状値)	R3	R4	R5	R5
		実績値	実績値	実績値	目標値
障害者差別解消支援地域協議会設置率 (子ども・福祉部 障がい福祉課)	63.3	79.3%	79.3%		100%

障害者差別解消法で任意設置とされている県および市町の障害者差別解消支援地域協議会の設置率

プランにおける取組	令和3年度の実績概要	課題	課題を踏まえた令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
施策の展開 (1)	権利擁護のための体制の充実						
<p>① 障がい者差別に関する相談について、相談窓口寄せられた相談に適切に対応するとともに、相談事例や合理的配慮の好事例等について、三重県障がい者差別解消支援協議会等を通じて事例の検証や情報共有を図り、障がい者に対する差別の解消や未然防止に役立てます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者差別解消専門相談員を設置し、障がい当事者や家族等からの相談に対応しました。 相談件数 84件 障がい者差別解消調整委員会を設置し、紛争の解決を図るための体制を整備しました。 助言・あっせんの申立て 0件 相談事例や合理的な配慮の好事例などについて、関係機関で構成する三重県障がい者差別解消支援協議会において情報共有、検証を行いました。 協議会開催 1回 不当な差別的取扱い等の事例集を更新しました。 	<p>「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の普及啓発を進めるとともに、障がい者差別解消専門相談員による相談対応により、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を進めていく必要があります。</p> <p>また、相談対応が尽くされたが解決が困難な相談事案について助言・あっせんの申立てがあった場合には、必要に応じて、諮問機関である三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴きながら、適切に対応する必要があります。</p> <p>さらに、相談事例や合理的な配慮の好事例などについて、関係機関で構成する三重県障がい者差別解消支援協議会において情報共有、検証を行い、社会的障壁の除去を促進する取組を進めていく必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者差別解消専門相談員を設置し、障がい当事者や家族等からの相談に対応しています。 相談件数 63件 (令和4年12月末現在) 障がい者差別解消調整委員会を設置し、紛争の解決を図るための体制を維持しています。 助言・あっせんの申立て 0件 (令和4年12月末現在) こころのバリアフリーセミナーで相談対応事例について、情報共有、検証を行いました。 相談事例や合理的な配慮の好事例などについて、関係機関で構成する三重県障がい者差別解消支援協議会において情報共有、検証を行いました。 協議会開催 1回 	10	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策1-1】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
② 県の行政サービスにおいて、合理的配慮の提供が適切になされるよう、職員に対して「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づく職員の対応に関する要領(三重県職員対応要領)の周知徹底を図ります。	・「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」、「障害者差別解消法」の趣旨に則った行政サービスを提供していくため、三重県職員対応要領に基づく必要かつ合理的な配慮を実施していくにあたり、新規採用職員研修で対応要領の説明を行うとともに、他部局からの相談などへの適切な対応を行いました。	・「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」、「障害者差別解消法」の趣旨に則った行政サービスを提供していくため、三重県職員対応要領に基づく必要かつ合理的な配慮を実施していく必要があります。	・「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」、「障害者差別解消法」の趣旨に則った行政サービスを提供していくため、三重県職員対応要領に基づく必要かつ合理的な配慮を実施していくにあたり、新規採用職員研修で対応要領の説明を行うとともに、情報保障への対応など、他部局からの相談対応を通じて合理的配慮の提供について周知徹底をはかっています。	10	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
③ 学校教育において、合理的配慮の提供が適切になされるよう、職員に対して三重県職員対応要領の周知徹底を図るとともに、各市町等教育委員会と連携して取り組んでいきます。	・障害者差別解消法や障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例の趣旨について、学校や市町教育委員会の人権教育推進担当者等に説明を行いました。 ・三重県職員対応要領に基づき、学校教育分野における相談窓口を人権教育課内に設置し、相談への対応にあたりました。	・相談窓口障がいのある子どもの保護者から学校の対応についての不満や指導の依頼があったことから、教職員が法律や条例に基づき、適切な対応を行うよう、三重県職員対応要領の周知を繰り返す必要があります。また、小・中・義務教育学校の教職員についても、法律や条例に基づく対応を行うよう、市町等教育委員会と連携し、指導・助言を行っていく必要があります。	・年度初めに県立学校長に対し、職員対応要領を所属の教職員に周知するよう依頼しました。 ・市町等教育委員会を訪問し、市町が作成する職員対応要領に基づく対応を教職員が行えるよう、その周知を継続して行うことを依頼しました。	10	教育委員会	人権教育課	企画調整班
④ 三重県障がい者差別解消支援協議会で構築したネットワークを生かして、関係機関が連携して包括的な相談・紛争解決体制の充実に取り組めます。	・三重県障がい者差別解消支援協議会において、相談事案の処理経過の検証を行い、相談・紛争解決機能の向上に取り組みました。 協議会開催 1回	・関係機関が連携した地域全体での相談・紛争解決機能の向上に取り組む必要があります。	・三重県障がい者差別解消支援協議会において、相談事案の処理経過の検証を行うとともに、各関係機関が抱える課題などについて情報共有を行うことにより、連携強化につなげ、相談・紛争解決機能の向上に取り組みました。 協議会開催 1回	10	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
⑤ 市町の相談窓口の適切な運営、市町における職員対応要領に基づく適切な合理的配慮の提供、障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営による取組の推進が行われるよう、市町に対して働きかけや支援を行います。	・障害者差別解消支援地域協議会未設置の市町に対して、設置形態や構成メンバーなど具体的な協議会の設置運営方法について情報提供を行い、設置に向けた働きかけを行いました。 未設置市町 6市町	・障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営による取組の推進が行われるよう、働きかけや支援を行う必要があります。	・障害者差別解消支援地域協議会未設置の市町に対して、研修会の場を通じ、設置形態や構成メンバーなど具体的な協議会の設置運営方法について情報提供を行い、設置に向けた働きかけを行いました。 未設置市町 6市町	10	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
⑥ 三重県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業について、今後さらに支援の必要な人が増えることが予想されるため、障がい者が安心して暮らせるよう、支援体制の充実に取り組めます。	三重県社会福祉協議会・市町社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業、福祉サービス利用援助等事業に補助し、判断能力に不安のある人が地域で自立した生活ができるように事業の推進を図った結果、利用者が2,120人となりました。	当事業の利用者は年々増加していることから、サービス提供体制の充実に取り組む必要があります。	引き続き、三重県社会福祉協議会・市町社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業、福祉サービス利用援助等事業に補助し、判断能力に不安のある人が地域で自立した生活ができるように事業の推進を図っています。	3	子ども・福祉部	地域福祉課	地域福祉班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策1-1】

プランにおける取組	令和3年度取組概要	課題	課題を踏まえた令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
⑦「成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)」もふまえながら、市町職員をはじめ関係機関職員に対する研修会の実施等、成年後見制度に関する周知・啓発を行います。	・成年後見制度利用促進市町支援事業による市町へのアドバイザー派遣(4市町)、市町等向けの研修会(1回)および関係機関による意見交換会(1回)を開催することにより、市町の計画策定や中核機関の設置の促進を図りました。	・県内のどの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、市町に対し、中核機関の設置等の支援していく必要があります。	・計画を策定した市町は、19市町、中核機関を設置した市町は、14市町です(令和4年4月1日)。 ・成年後見制度利用促進市町支援事業により、計画策定や中核機関の設置についての支援や、市町等向けの研修会および関係機関による意見交換会を開催しています。	3	医療保健部	長寿介護課	地域包括ケア推進班
⑧ 障がい者の成年後見制度の利用を促進するため、市町が実施する利用支援や啓発、市民後見人の育成等の取組に対して支援します。	・成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業及び成年後見制度普及啓発事業として、14市町が実施し、助成を行いました。	・成年後見制度を利用する人の中で、親族の事情により申立されていない場合、後見人候補者の選任が困難である場合など、福祉的側面での支援が必要であるケースも多いことから、市町をはじめ関係機関とともに取り組んでいく必要があります。	・令和4年度の実績値については未だ確定しておりませんが、昨年度実施のあった市町の多くで、今年度も引き続き事業を行っているところです。	10	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
⑨ 障がい者等の消費者トラブル防止のため、「消費者啓発地域リーダー」を養成し、市町等さまざまな主体と連携して地域における啓発活動を推進するとともに、消費者に身近な市町における見守り体制の充実に向けた取組を促進します。	・社会福祉協議会、地域包括支援センター、老人クラブ等から応募のあった方を対象に、「消費者啓発地域リーダー養成講座」を県内4地域で開催し、受講者のうち希望者を地域リーダーとして登録しました。(新規登録者33名) ・以前からの登録者については、2回(対面1回、オンライン1回)フォローアップ講座を開催しました。 ・地域リーダーは消費者トラブル防止のために、各地域において自主的な活動を実施しています。	高齢者や障がい者等の消費生活上特に配慮を要する消費者の消費者トラブル防止のためには、地域におけるきめ細かな啓発活動や見守り等の一層の推進が求められます。 消費者啓発地域リーダーの自主的な取組を継続して支援するとともに、地域リーダーが不在の市町もあるため、引き続き、リーダーの養成を図る必要があります。	地域リーダーが少ない又は不在の地域が多い南勢地域、東紀州地域の2地域において、講座を行う予定です。 また、従来の応募の範囲を各市町の民生委員、児童委員に拡大して、募集を行っています。	17	環境生活部	くらし・交通安全課	消費生活センター班
⑩ 旧優生保護法により心身に多大な苦痛を受けてきた方々の名誉と尊厳を尊重し同法に基づく優生手術等を受けた方に対する一時金の支給が円滑に実施されるよう、制度の周知および相談受付事務を行います。	三重県旧優生保護法一時金受付・相談窓口において相談を受けるとともに、一時金請求について受付を行いました。(相談5件、請求1件)	できるだけ多くの対象者に一時金制度の周知を行うことが必要です。	三重県旧優生保護法一時金受付・相談窓口において相談を受けるとともに、一時金請求について受付を行っています。また、県政だより等により窓口の連絡先について周知を行います。		子ども・福祉部	子育て支援課	母子保健班
施策の展開(2)	虐待防止に対する取組の強化						
① 障害福祉サービス事業所等における虐待の未然防止や事案への迅速で適切な対応を図るため、管理者や従業者を対象とした研修を実施します。	・障害者虐待防止・権利擁護研修を開催し、共通講義579名、障害福祉サービス事業所管理者等コース158名が受講しました。	・障害者虐待防止・権利擁護研修(障害福祉サービス事業所管理者等コース)を開催し、人材育成を図る必要があります。	・障害者虐待防止・権利擁護研修(障害福祉サービス事業所管理者等コース)を開催し、人材育成を図りました。	3	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策1-1】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
② 市町の虐待判断の標準化や迅速で適切な対応が行われるよう、市町職員に対して研修を実施し、専門的知識および技術を有する人材の育成を図ります。	・障害者虐待防止・権利擁護研修を開催し、共通講義579名、市町及び障害者虐待防止センター職員コース14名が受講しました。	・障害者虐待防止・権利擁護研修(市町及び障害者虐待防止センター職員コース)を開催し、人材育成を図る必要があります。	・障害者虐待防止・権利擁護研修(市町及び障害者虐待防止センター職員コース)を開催し、人材育成を図りました。	3	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班
③ 障害福祉サービス事業所等の従事者等による虐待事案が生じた際には、当該事業所等に対して虐待防止改善計画の作成を求めるとともに、改善状況を継続的に確認し、再発防止につなげます。	・障害者福祉施設従事者等による虐待事案について、引き続き調査及び指導を行い、施設・事業所に対し改善策の提出を求めました。また、その改善策に基づく再発防止の取組が適切になされているか施設・事業所を原則、訪問し(オンライン会議システム使用の場合あり)確認を行いました。	・障害者虐待防止法に基づき、再発防止に向け定期的なモニタリング調査を行い、改善計画の進捗状況を確認し、必要に応じて助言及び指導を行う必要があります。	・障害者虐待防止法に基づき、再発防止に向け定期的なモニタリング調査を行い、改善計画の進捗状況を確認し、必要に応じて助言及び指導を行いました。	11	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班
④ 障害者虐待対応事例集の活用や有識者等で構成される専門家チームとの連携により、障害福祉サービス事業者等や市町に対する助言や支援を行います。	・障害者福祉施設従事者等による虐待事案について、引き続き専門家チーム会議で有識者から技術的助言をいただき、障害福祉サービス事業者への指導や市町に対する助言等支援の参考としました。	・障害福祉サービス事業者に対する適切な指導を行うとともに、市町に対し助言等支援を行う必要があります。	・障害福祉サービス事業者に対する適切な指導を行うとともに、市町に対し助言等支援を行いました。	11	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班
施策の展開 (3)	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進						
① ユニバーサルデザインの考え方が県民の皆さんに浸透するよう、地域におけるユニバーサルデザインの意識づくりを図るとともに、感性豊かな子どもの頃からユニバーサルデザインの意識が育まれる環境づくりを進めます。	・感性豊かな子どもの頃からユニバーサルデザインの意識を育むため、新型コロナウイルス感染症予防対策を取りながら、「ユニバーサルデザインのまちづくり出前授業」を県内の公立学校18校において、実施しました	・学校出前授業を実施する地域に偏りがあるため、県内各地で実施されるよう、市町及び県教育委員会や各学校等にPRしていく必要があります。	・年度初めに、各市町教育委員会に出前授業の周知を行った結果、「ユニバーサルデザインのまちづくり出前授業」を県内の公立学校及び私立学校33校において、実施しました	3	子ども・福祉部	地域福祉課	UD班
② 地域におけるユニバーサルデザイン啓発活動のリーダー的な役割を担う「UDアドバイザー」がより効果的な活動を継続できるよう支援します。	・UDアドバイザー団体の意見交換会を開催し、今後のUD推進における課題に関する意見交換を行いました。 ・松阪市社会福祉協議会主催のUDアドバイザー養成講座の受講修了者をあらたなUDアドバイザーとして認定し、UDアドバイザー団体の後継者育成を支援しました。 ・亀山市におけるUD推進活動を目的とした、新たなUDアドバイザー団体設立を支援しました。	・「UDアドバイザー」が効果的に活動できるよう、情報の共有や研修等に取り組む必要があります。 ・新たな活動人材の育成のためのUD団体等の活動を支援していく必要があります。	・「第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」策定のため、UDアドバイザー団体の意見交換会を3回開催し、今後のUD推進の方向性や課題に関する意見交換を行い、計画に反映しました。 ・志摩地域のUDアドバイザー団体会員を対象にした研修を実施しました。	3	子ども・福祉部	地域福祉課	UD班

見え障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策1-1】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
③「三重おもいやり駐車場利用証制度」の周知を図るとともに、事業者等のおもいやり駐車場の設置を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者、要介護高齢者、妊産婦等で歩行が困難な人の外出支援のため、平成24年10月から開始した「三重おもいやり駐車場利用証制度」の内容や適正な利用について周知を図り、必要な方へ利用証の交付を行いました。 官公庁や商業施設等の事業者へ働きかけをおこない「おもいやり駐車場」の設置を進めました。 令和3年度末まで 累計交付者数 112,200人 「おもいやり駐車場」の登録区画数 4489 	<ul style="list-style-type: none"> 多胎児育児の支援団体から、おもいやり駐車場利用証制度における妊産婦等の有効期間延長の要望が出されています。 「おもいやり駐車場」で利用証を掲示していないなど適正でない利用もあるため、継続的に適正な利用マナーについて啓発する必要があります。 必要な方が利用しやすくなるよう「おもいやり駐車場」の登録施設・駐車区画数を増やすよう、事業者に働きかける必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 多胎育児支援団体からの要望を踏まえ、妊産婦等の利用期間について、「産後1年6か月まで」を「産後2年まで（多胎児の場合、産後3年まで）」に延長しました。 この利用期間延長の手続きにおいて、啓発チラシを配布し、「おもいやり駐車場」の適切利用マナーについて啓発します。 「おもいやり駐車場プラスワンキャンペーン」において、事業者に対し、既設の「おもいやり駐車区画」にもう1区画の増設を働きかけました。 	3	子ども・福祉部	地域福祉課	UD班
④ 内部障がいや難病など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分からない方が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるため、必要な方にヘルプマーク(ストラップ)やヘルプカードの配布を行うとともに、県民の皆さんにヘルプマークの趣旨の理解とおもいやりのある行動への働きかけを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ヘルプマーク・ヘルプカードの配布と啓発が進む中、これからの社会を担う若い世代への啓発として、三重大学での出前授業に取り組みました。また、非接触型の普及啓発として、ヘルプマーク普及啓発番組を作成し、三重県HPや公式YouTube等で配信しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ヘルプマーク・ヘルプカードの配布と啓発が進み、ヘルプマークを知っている県民の割合は81.2%になりましたが、引き続き、ヘルプマークの趣旨の理解と県民の皆様のおもいやりのある行動につながっていくような働きかけが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ヘルプマーク・ヘルプカードの配布と啓発が進む中、これからの社会を担う若い世代への啓発として、三重大学や松阪市内公立中学校での出前授業に取り組みました。 	3	子ども・福祉部	地域福祉課	UD班
⑤ 県立文化施設において、障がい者が文化活動に参加しやすい環境の整備に努めます。また、県立図書館において、障がいにより来館が困難な人のための郵送による図書の貸出など、ソフト面での充実に努めます。	<p>【総合博物館】</p> <ul style="list-style-type: none"> 要望に応じて館内の案内や解説を行うなど、障がいのある方が利用しやすい環境を整えるよう努めました。 障がいのある方および介助者に対し、観覧料を免除し、文化にふれる機会の充実に努めました。(障がいのある方および介護者の計 1,755人:令和4年3月末現在) 三重県立盲学校の要望に応じて、7月7日の小中学生の社会見学利用時に、博物館で作成した鳥類の剥製や骨格、および岩石鉱物の触察用標本を用いて、4名の学芸員が触察ワークショップを実施しました。 12月9日に三重県立盲学校で実施された盲学校交流会において、県内の小学校の5名の参加児童に対して、岩石鉱物の触察用標本を用いて、3名の学芸員が触察ワークショップを実施しました。 学芸員講座において「ユニバーサルデザイン」や触察に関する講座を解説しています。 	<p>【総合博物館】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある方と博物館との情報のバリアや、心理的なバリアを取り除いていくことが必要です。 	<p>【総合博物館】</p> <ul style="list-style-type: none"> 要望に応じて館内の案内や解説を行うなど、障がいのある方が利用しやすい環境を整えるよう努めました。 障がいのある方および介助者に対し、観覧料を免除し、文化にふれる機会の充実に努めました。(障がいのある方および介護者の計 2,698人:令和5年2月14日現在) 三重県立盲学校の要望に応じて、5月13日の小中学生14名の社会見学利用時に、博物館で作成した動物の剥製や模型、勸請縄、浮世絵の触察用標本を用いて、触察できる展示室を当日限定で開設し、さらに動物足跡ワークショップを実施しました。 10月27日に四日市市視覚障害者協会の見学利用時に三重県総合博物館ミュージアムパートナーと協力して博物館のユニバーサルデザイン施設を紹介・解説しました。 学芸員講座において「ユニバーサルデザイン」や触察に関する講座を解説しています。 	4	環境生活部	文化振興課	拠点連携班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策1-1】

プランにおける取組	令和3年度取組概要	課題	課題を踏まえた令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
⑤ 県立文化施設において、障がい者が文化活動に参加しやすい環境の整備に努めます。また、県立図書館において、障がいにより来館が困難な人のための郵送による図書の貸出など、ソフト面での充実に努めます。	【美術館】 ・要望に応じて案内・解説を行うなど、障がいのある方が利用しやすい展示環境を整えるよう努めました。 ・障がいのある方および介護者に対し、観覧料を免除し、文化にふれる機会の充実に努めました。(障がいのある方および介護者の計1,925人:令和4年3月末現在) ・美術館のアクセシビリティ向上推進事業により、誰もが利用できる美術館の実現を目指し、アクセス・プログラムの実施や現状施設・設備や展示に関して、美術館を利用しづらい層・未来館者からヒアリングなどを行い、事業成果の一部を企画展「美術にアクセス!」で発表しました。	【美術館】 ・施設・設備の充実や情報保障について、引き続き取り組む必要があります。 ・障がいのある当事者とのコミュニケーションが不足しています。 ・コロナ後の社会において、障がいのある方を含むすべての方が利用しやすい環境について検討する必要があります。	【美術館】 ・要望に応じて案内・解説を行うなど、障がいのある方が利用しやすい展示環境を整えるよう努めています。 ・障がいのある方および介護者に対し、観覧料を免除し、文化にふれる機会の充実に努めています。(障がいのある方および介護者の計2,823人:令和4年12月末現在) ・引き続き、美術館のアクセシビリティ向上推進事業により、誰もが利用できる美術館の実現を目指した検討を行い、事業の成果について展示や報告書類等を通して広く共有を行う予定です。	4	環境生活部	文化振興課	拠点連携班
⑤ 県立文化施設において、障がい者が文化活動に参加しやすい環境の整備に努めます。また、県立図書館において、障がいにより来館が困難な人のための郵送による図書の貸出など、ソフト面での充実に努めます。	【斎宮歴史博物館】 ・要望に応じて案内・解説を行うなど、障がいのある方が利用しやすい展示環境を整えることに努めました。 ・観覧料の免除により、障がいのある方が文化にふれる機会の充実に努めました。(障がいのある方および介護者の計 362人:令和4年3月末現在)	【斎宮歴史博物館】 ・館内の案内や解説を行うなど障がいのある方が利用しやすい環境を整えることが必要です。	【斎宮歴史博物館】 ・要望に応じて案内・解説を行うなど、斎宮の歴史や魅力について伝えることができました。 ・三重県立かがやき特別支援学校あすなる分校(令和5年2月22日来館)と事前に打ち合わせを行い、当日の対応を調整することにより、充実した見学をしていただけるよう努めました。 ・観覧料の免除により、障がいのある方が文化にふれる機会の充実に努めました。(障がいのある方および介護者の計508人:令和5年1月末現在)	4	環境生活部	文化振興課	拠点連携班

見え障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策1-1】

プランにおける取組	令和3年度取組概要	課題	課題を踏まえた令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
⑤ 県立文化施設において、障がい者が文化活動に参加しやすい環境の整備に努めます。また、県立図書館において、障がいにより来館が困難な人のための郵送による図書の貸出など、ソフト面での充実に努めます。	【図書館】 ・障がいにより来館が困難な方のために図書の郵送貸出サービスを提供しました。(登録者数41人 貸出冊数326冊) ・拡大読書器や、マウス補助具、足で操作できるキーボードを配置しています。 ・視覚障害者情報総合ネットワーク(サピエ)を利用し、DAISY図書を提供しました。(登録者数5人 貸出冊数8冊) ・コミュニケーション支援ボードを作成し、窓口に設置しています。 ・大活字本リストを作成しました。 ・館外配布用大活字本リストを作成し、三重県視覚障害者支援センターにて配布しました。 ・返却期限票を用いたDAISY図書利用促進のための広報活動や、館内展示スペースにてDAISY図書(マルチメディアDAISY)の紹介をしました。	【図書館】 ・郵送貸出やDAISY図書の利用登録者を増やすとともに、DAISY図書の充実に努める必要があります。	【図書館】 ・障がいにより来館が困難な方のために図書の郵送貸出サービスを提供しました。(登録者数36人 貸出冊数271冊) ・拡大読書器や、マウス補助具、足で操作できるキーボードを配置しています。 ・活字による読書が困難な方のためのDAISY図書を提供しました。(登録者数5人 貸出冊数2冊) ・コミュニケーション支援ボードを作成し、窓口に設置しています。 ・大活字本の新着リストを作成しました。 ・新たにDAISY図書(107冊)を受け入れ、リストを作成しました。 ・館外配布用大活字本リスト、DAISY図書リストを作成し、三重県視覚障害者支援センターにて配布しました。 ・返却期限票を用いたDAISY図書利用促進のための広報活動や、館内展示スペースにてDAISY図書(マルチメディアDAISY)の紹介をしました。	4	環境生活部	文化振興課	拠点連携班
⑤ 県立文化施設において、障がい者が文化活動に参加しやすい環境の整備に努めます。また、県立図書館において、障がいにより来館が困難な人のための郵送による図書の貸出など、ソフト面での充実に努めます。	【総合文化センター】 ・文化会館主催事業において、仮設車いす専用席の販売を継続しました。(総対応件数 12公演32席) ・生涯学習センター及び男女共同参画センター事業(講演会4事業)において、手話通訳に対応しました。 ・生涯学習センター事業(講演会2事業)において、要約筆記に対応しました。	【総合文化センター】 ・障がい者のある方が文化活動に参加する場合は、手話通訳や車椅子専用席の販売など様々な対応を行っていることを広報するとともに、利用しやすいよう実施していくことが必要になる。	【総合文化センター】 ・文化会館主催事業において、仮設車いす専用席の販売を継続しました。(総対応件数 11公演34席) ・生涯学習センター及び男女共同参画センター事業(講演会4事業)において、手話通訳に対応しました。 ・生涯学習センター事業(講演会2事業)において、要約筆記に対応しました。	4	環境生活部	文化振興課	拠点連携班
⑥ 誰もが必要な情報を入手できるよう、「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に沿った情報発信を推進するとともに、イベントにおける「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」を活用した会場設営や運営を推進し、新型コロナウイルス感染症対策もふまえ、誰もが参加しやすいイベントの開催を進めます。また、これらのガイドラインやマニュアルを周知します。	・「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に沿った情報発信を推進するとともに、「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」については、ホームページで公表して周知を図るとともに研修等で紹介しました。	・令和3年度の職員意識調査によると、わかりやすい情報提供を意識している職員は91.2%となっています。引き続き、職員、関係者に広く周知し、浸透させる必要があります。	・県の新規採用者研修等でこれらのガイドラインやマニュアルについて周知や啓発を図りました。		子ども・福祉部	地域福祉課	UD班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策1-1】

プランにおける取組	令和3年度取組概要	課題	課題を踏まえた令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
⑦ 誰もが安全・安心で快適に利用できる建築物等の整備を進めるため、「バリアフリー法」「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」等に基づき、審査や指導を行うとともに、施設整備や管理を担う人たちに対して、ユニバーサルデザインの考え方等についての研修を実施します。	・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに向け、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき公共施設的设计段階で事前協議を受け、審査、指導を行い、完成した公共施設(83件)に対して適合証を交付しました。また、県や市町の担当者会議や、事業者向けの研修会等でユニバーサルデザインの考え方等について説明を行いました。 ・「県有施設のためのUDガイドライン」を周知しました。	・整備基準に適合する施設を増やすために、各建設事務所、各市町窓口での指導に加え、ユニバーサルデザインに対する、事業者・設計者の理解を得るため、啓発を進めていくことが必要です。	・公共施設的设计段階で事前協議を受け、審査、指導を行い、完成した公共施設(件)に対して適合証を交付しました。また、県や市町の担当者会議や、事業者研修会等でユニバーサルデザインの考え方等について説明を行いました。 ・「県有施設のためのUDガイドライン」を周知しました。	3	子ども・福祉部	地域福祉課	UD班
⑧ 県営住宅における住戸内の段差解消等のバリアフリー改修を、引き続き計画的に進めます。	県営住宅白塚団地にて6戸のバリアフリー改修を実施	物価や労務費単価の上昇による工事費の増加	工事内容の見直しなど工事費の削減を図り、5団地12戸をバリアフリー改修を実施	3	県土整備部	住宅政策課	公営住宅班
⑨ バリアフリーに関する基準が設けられたサービス付き高齢者向け住宅の登録や長期優良住宅の認定を的確に実施するとともに、これらの制度についてホームページやパンフレットを利用し、積極的な普及促進に努めます。	サービス付き高齢者向け住宅の住戸数は315戸増加し、6,485戸になりました。また、長期優良住宅の認定件数は2,564件で、累計31,012件になりました。	サービス付き高齢者向け住宅の建設、運営を行う事業者に対する情報提供の充実	引き続き、ホームページやパンフレット等を活用し、制度の積極的な普及促進に努めます。	11	県土整備部	住宅政策課	住まい支援班
⑩ 公共交通機関である鉄道を利用する際に、障がい者をはじめとする全ての人が安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化(エレベーターの設置や内方線の整備等)を支援します。	・バリアフリー法に基づき国が策定する「移動等円滑化の促進に関する基本方針」や三重県UD条例に基づき県が策定する「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり基本計画」において、1日平均利用者数3,000人以上の駅のバリアフリー化を目標としていることから、県内の対象駅(南が丘駅、鳥羽駅)のバリアフリー化を支援しました。	・バリアフリー法に基づき国が策定する「移動等円滑化の促進に関する基本方針」および三重県UD条例に基づき県が策定する「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり基本計画」の目標を達成するよう取組が必要です。	南が丘駅のエレベーター設置工事、楠駅の内方線設置工事について、支援を行いました。	3	子ども・福祉部	地域福祉課	UD班
⑪ 国の補助制度を活用しながら、バス事業者が行う低床バス購入に対して助成を行います。	・三重県地域公共交通協議会において協議を行い、バス事業者1社に対し、対象車両10台分の減価償却費に対し、15,000千円を補助しました。	・耐用年数を大幅に超過している非低床型バス車両もあるため、引き続き早急に低床型バスへの更新を進めていく必要があります。	・事業終了	3	地域連携部	交通政策課	次世代モビリティ・地域交通班
⑫ 路線バスのバリアフリー化について、バス事業者が行うノンステップバスの導入を促進します。	・バスおよびタクシーのバリアフリー化に向け、三重県生活交通確保対策協議会において協議を行い、事業者により、福祉タクシー3台が導入されました。	・引き続き、障がい者をはじめとするすべての人が安全で自由に移動でき安心して快適に過ごせるユニバーサルデザインのまちづくりを進めるため、バスおよびタクシー車両のバリアフリー化を図る必要があります。	・三重県地域公共交通協議会における協議の結果、事業者によりノンステップバス3台、リフト付きバス2台、福祉タクシー4台を導入することとなりました。	3	子ども・福祉部	地域福祉課	UD班

見え障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策1-1】

プランにおける取組	令和3年度取組概要	課題	課題を踏まえた令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
⑬ 通学路交通安全プログラム等に基づく交通安全対策を推進し、道路管理者として歩道を整備する際にはバリアフリー化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 駅や公共施設等の周辺など人通りの多い道路を中心に段差のない構造とする歩道整備を行うとともに、利用者の少ない箇所においては地域の実情に応じた歩道整備を行うなど、歩道等のバリアフリー化に努めました。 【R3年度取組概要 幅の広い歩道整備累計延長 L=567km】 また、道路のパトロール等による道路交通環境の保全に取り組みました。 	<ul style="list-style-type: none"> 未だ歩行空間がない道路も多数あることから、今後も引き続き、歩行空間の確保を図るため、歩道整備を行っていく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、駅や公共施設等の周辺など人通りの多い道路を中心に段差のない構造とする歩道整備を行うとともに、利用者の少ない箇所においては地域の実情に応じた歩道整備を行うなど、歩道等のバリアフリー化に努めています。 また、道路のパトロール等による道路交通環境の保全に取り組んでいます。 	11	県土整備部	道路管理課	道路維持班
⑭ 市町が策定する「交通安全特定事業計画」に基づき、公安委員会として、道路管理者と連携しながら、主な生活関連道路を中心にバリアフリー対応型信号機(音響式信号機等)の整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者等の自立した日常及び社会生活を確保することを目的として、生活に関連する道路にバリアフリー対応型信号機(歩行者支援装置「高度化PICS」40基)の整備を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者等の自立した日常及び社会生活を確保するため、今後もバリアフリー対応型信号機の整備を推進する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者等の自立した日常及び社会生活を確保することを目的として、生活に関連する道路にバリアフリー対応型信号機(歩行者支援装置「高度化PICS」21基)の整備を行いました。 また、年度内に視覚障害者用付加装置2基を整備予定です。 	11	警察本部	交通規制課	施設係

<p>施策の展開(4)</p>	選挙等における配慮
-----------------	-----------

① 投票所や期日前投票所を設置する市町選挙管理委員会に対し、障がい者が利用しやすいよう、駐車場の確保や段差解消などのバリアフリー化を働きかけます。	令和3年執行の知事選挙及び県議会議員補欠選挙、衆議院議員総選挙の際に使用した投票所や期日前投票所において、段差のある場所や入口と同一フロアにない場所への対策として、市町選挙管理委員会においてスロープの設置、昇降機のある場所の選定並びに人的介助などの手法等により、投票環境の改善を図りました。	障がい者の投票環境の向上に向けて、バリアフリーに適した投票所を確保する必要があります。引き続き人的介護を適時に実施できるような投票事務従事者を確保していく必要があります。	障がい者の投票環境の向上に向けて、バリアフリーに適した投票所を確保する必要があります。引き続き人的介護を適時に実施できるような投票事務従事者を確保していく必要があります。		選挙管理委員会		
② 自宅での投票が可能な郵便等による不在者投票制度をはじめ、代理投票制度や点字による投票制度の活用および正しい利用方法について、周知を図ります。	県選挙管理委員会ホームページや市町の広報誌等を通じて、各種制度について周知を図りました。	引き続き県選挙管理委員会ホームページや市町選挙管理委員会が発行する広報誌等を通じて、各種制度について周知を図っていく必要があります。	引き続き県選挙管理委員会ホームページや市町選挙管理委員会が発行する広報誌等を通じて、各種制度について周知を図っていく必要があります。		選挙管理委員会		
③ 県選挙管理委員会が発行する選挙公報について、障がい者団体や市町選挙管理委員会と協力し、点字版および音声版(カセット版、DAISY版)を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年執行の知事選挙及び県議会議員補欠選挙において、次のとおり提供しました。 知事(※) 県議(※) 点字版選挙公報 300部 22部 音声版選挙公報(CD) 87枚 32枚 音声版選挙公報(テープ) 304本 23本 音声版選挙公報(DAISY) 208本 11本 	引き続き今後の選挙の執行に向け、点字版選挙公報及び音声版選挙公報の提供を行っていく必要があります。	引き続き今後の選挙の執行に向け、点字版選挙公報及び音声版選挙公報の提供を行っていく必要があります。		選挙管理委員会		

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策1-1】

プランにおける取組	令和3年度 of 取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
④ 手話通訳や字幕の付与が認められている選挙について、放送事業者等と連携して、候補者に制度の周知を図ります。	・令和3年執行の知事選挙及び衆議院議員総選挙において、障がい者団体と連携して、立候補者に手話通訳者の斡旋等を行いました。また、実施放送局においても、円滑に収録・放映できるよう対応していただきました。	引き続き政見放送が実施される選挙において、候補者に対し手話通訳の付与について働きかけを行うとともに、円滑な実施に努める必要があります。	引き続き政見放送が実施される選挙において、候補者に対し手話通訳の付与について働きかけを行うとともに、円滑な実施に努める必要があります。		選挙管理委員会		

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策1-2】

施策 1	多様性を認め合う共生社会づくり
1-2	障がいに対する理解の促進
【施策の基本的な方向】 障がいについての理解を深めるため、さまざまな機会を活用して啓発や広報の充実を図るとともに、学校において福祉教育や人権教育を進めます。 また、地域住民や児童生徒のボランティア活動を通じて、障がいについての理解促進を図ります。	

数値目標					
目標項目	令和2年度 (現状値)	R3	R4	R5	R5
		実績値	実績値	実績値	目標値
障がい者に対する理解が進んでいると感じる県民の割合 (子ども・福祉部 障がい福祉課)	79.1%	79.0%	80.7%		85.0%

e-モニター調査で、障がい者に対する理解が進んでいると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合

プランにおける取組	令和3年度の実績概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
施策の展開 (1)	啓発・広報の推進						
①「障害者週間(12月3日～9日)」に関する啓発広報活動として、関係機関と連携し、「心の輪を広げる体験作文」や「障害者週間のポスター」を幅広く募集し、障がいのある人に対する理解を促進します。また、障がい者団体をはじめとする各種団体が実施するイベントへの後援などさまざまな機会を活用し、幅広く啓発活動を展開します。なお、取組にあたっては、ICT等を活用するなどして感染症対策への配慮を進めます。	・内閣府との共催で障害者週間に合わせて「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を募集し、障がいに関する普及・啓発を行いました。 応募件数 作文20件、ポスター3件	応募のさらなる増進につなげるため、募集にあたり効果的な周知を行う必要があります。	今年度の応募件数については、作文5件、ポスター1件となりましたが、作文の1作品が優秀賞を受賞されました。	3	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策1-2】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
②「障がい者雇用支援月間(9月)」を中心に三重労働局やハローワーク、三重障害者職業センター等と連携して、事業主をはじめ県民に障がい者雇用の促進に向けた啓発等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 三重労働局、ハローワーク、三重障害者職業センター等と連携し、事業主をはじめ県民に障がい者雇用の促進に向けた啓発等を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> ア 障がい者雇用優良事業所表彰 緊急事態宣言により、式開催は中止。後日表彰状を授与 知事表彰1社、感謝状4社 イ 障がい者就職面接会の開催(9月から11月) 県内7ヶ所、参加事業所数46社、参加求職者数153人、採用数 19人 ウ 障がい者職場定着支援セミナー(3月) 申込者150人 エ ステップアップカフェ「だいたい食堂」等の運営 <ul style="list-style-type: none"> (ア)「だいたい食堂」来店者数 7,043人 (イ)「だいたい食堂視察」(見学ツアー含む) 4件33人 (ウ)「だいたい食堂実習」6件9人 (エ)ステップアップ大学参加者数 2回開催、参加者37人 	<ul style="list-style-type: none"> 働く意欲のある障がい者が、いきいきと働くことができるよう、企業における障がい者雇用の課題等の把握に努め、関係機関と連携して障がい者雇用の促進する必要があります。 ステップアップカフェを障がい者雇用を推進する一つのモデルとして県内に周知していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 三重労働局、ハローワーク、三重障害者職業センター等と連携し、事業主をはじめ県民に障がい者雇用の促進に向けた啓発等を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> ア 障がい者雇用優良事業所表彰(9月) 知事表彰1社、感謝状5社 イ 障がい者就職面接会の開催(9月から11月) 県内7ヶ所、参加事業所数130社、参加求職者数400人、採用数 54人 ・ステップアップカフェ「だいたい食堂」等の運営(令和5年2月1日時点) <ul style="list-style-type: none"> ア 「だいたい食堂」来店者数 8,787人 イ 「だいたい食堂視察」(見学ツアー含む)6件76人 ウ 「だいたい食堂実習」1件1人 エ ステップアップ大学参加者数 6回開催、参加者181人 	8	雇用経済部	雇用対策課	障がい者雇用班
③「精神保健福祉普及運動(11月上旬の1週間)」における普及啓発活動として、三重県精神保健福祉協議会と連携した三重県精神保健福祉協議会大会を開催し、功労者の表彰や講演などを通じて精神保健福祉への理解を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 三重県精神保健福祉協議会大会において、精神保健福祉功労者表彰と「2020年の自殺の特徴」をテーマとした講演会を行い、精神保健福祉関係者、ボランティアおよび県民に対し精神保健福祉への理解を促しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般県民の参加が比較的に少ないことから、参加につなげる啓発活動を行う必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 三重県精神保健福祉協議会大会において、精神保健福祉功労者表彰と「就職活動や職業生活をマンツーマン+αで応援！IPS援助付き雇用をご紹介します。」をテーマとした講演会を行い、精神保健福祉関係者、ボランティアおよび県民に対し精神保健福祉への理解を促しました。 	3	医療保健部	健康推進課	精神保健班
④「差別をなくす強調月間(11月11日～12月10日)」、「人権週間(12月4日～10日)」の期間を中心として、人権擁護委員、津地方法務局、市町等と連携した街頭啓発を行います。また、三重県人権センターにおいて、講演会の開催やパネル展示などを通じて啓発活動に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 差別をなくす強調月間および人権週間にあわせ、県内各地で法務局や市町、人権擁護委員等と連携し、街頭啓発を実施しました。(県内26か所) 人権センターにおいては、県民人権講座や相談員等スキルアップ講座を開催するとともに、児童生徒ポスター優秀作品展の実施、各種広報媒体を活用した啓発活動に取り組みました。(県民人権講座2回2講座開催、参加者数101名、相談員等スキルアップ講座10講座開催、参加者数405名) 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の人権に関わる問題をはじめ、偏見等による差別や人権侵害は未だに発生していることから、県民一人ひとりの人権意識の高揚をめざし、さまざまな主体と連携して人権啓発を推進していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 差別をなくす強調月間および人権週間の期間中、県内各地で法務局や市町、人権擁護委員等と連携し、街頭啓発を実施しました。(県内26か所) 人権センターにおいて、県民人権講座や「聞こえの不自由者に関する人権について」などをテーマに相談員等スキルアップ講座を開催するとともに、児童生徒ポスター優秀作品展の実施、各種広報媒体を活用した啓発活動に取り組みました。(県民人権講座3回5講座開催、参加者数437名、相談員等スキルアップ講座12講座開催、参加者数706名) 	4、8、10、17	環境生活部	人権課	人権班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策1-2】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
⑤ 障がいを理由とする差別の解消についての関心と理解を深めるため、県民向けの各種啓発活動を実施するとともに、集団指導や出前トーク等の機会を通じて事業者等に障害者差別解消法および「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」について説明し、その周知を図ります。また、相談窓口寄せられた相談事例、合理的配慮に関する優良事例、障がい者差別の解消に向けた検証事例をホームページ等、様々なメディアや機会を通じて広く提供します。	<ul style="list-style-type: none"> 雇用経済部と連携し、オンライン形式で「こころのバリアフリーオンラインセミナー」を開催し、一般県民や事業者を対象に差別解消法や条例の周知を図るとともに、相談窓口寄せられた相談事例等の検証を行いました。 障がい者相談員等を対象にした研修会において、障がい福祉課に寄せられた相談事例の処理経過の検証を行いました。 関係機関等が実施する講座において、差別解消法や条例の説明を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> 依然として、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」や障がいに関する正確な理解がなされず、差別事案が発生することがあります。 条例に基づき、障がい者その他の関係者及び県民参加の下に、当該差別事案の処理状況の検証を行うとともに、その結果について県民に周知する機会を設ける必要があります。 障がい者に対する理解や社会的障壁の除去の重要性に対する理解、障がい者自らの権利について、引き続き、さまざまな機会をとらえて、障がいを理由とする差別の解消に関する啓発活動に取り組んでいく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に引き続き、こころのバリアフリー推進イベントを開催し、一般県民等を対象に差別解消法や条例の周知を図るとともに、相談窓口寄せられた相談事例等の検証を行います。 事業者向けの啓発については、引き続き三重労働局等と連携して実施するほか、雇用経済部が発行するメールマガジンを活用します。 従前どおり対面で行われる講座等については、引き続き、参加者に対して条例の趣旨等について直接説明を行います。 	3	子ども福祉部	障がい福祉課	社会参加班
⑥ 新型コロナウイルス感染症による生活様式の変容に伴い、障がい者の行動特性を基にした新たな偏見が生じていると言われており、これらの解消のための普及啓発に市町や関係機関、関係団体と共に取り組みます。	障がいの特性などによりマスクの着用が困難な方がみえることや、聴覚障がいのある方は、マスクの着用で口の動きが分からなくなり、コミュニケーションが取りにくくなることなどを説明したホームページを公開し、周知を行いました。	マスクの着用が困難な方がみえることなどはある程度周知されてきていますが、より多くの方に知っていただく必要があります。	引き続きホームページに掲載する等により周知を行っています。	10	子ども福祉部	障がい福祉課	社会参加班
⑦ 精神障がい者に対する理解の促進や地域生活への移行に関する地域の理解を高めるため、医療、福祉、行政等の関係者やピアサポーター等による啓発活動を行います。	地域住民等を対象に精神疾患や精神障がいの理解を深めるため、商業施設や公立図書館などにおいて展示や啓発グッズを配布しました。	今後もより多くの県民が精神疾患や精神障がいについて、身近に感じるとともに、障がい特性等について理解を深めることができる工夫が必要です。	地域住民等を対象に精神疾患や精神障がいの理解を深めるための市民公開講座を実施するなど啓発に努めています。	3	医療保健部	健康推進課	精神保健班
⑧ 「アルコール関連問題啓発週間(11月10日～16日)」を中心に、アルコール関連問題等に関する理解を促進するため、県民、医療関係者、事業者等に対する普及、啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> アルコール関連問題啓発ポスターを依存症専門医療機関(アルコール健康障害)や市町などに掲示し啓発を行いました。 SNSを利用して、アルコール関連問題が身近な社会問題であることについて啓発を行いました。 	今後も、より多くの一般県民にアルコール関連問題に関心を持っていただくための工夫を行う必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> アルコール関連問題啓発ポスターを依存症専門医療機関(アルコール健康障害)や市町などに掲示し啓発を行いました。 SNSを利用して、アルコール関連問題が身近な社会問題であることについて啓発を行いました。 アルコール依存症関連啓発フォーラムを行い、啓発や体験発表を行いました。 	3	医療保健部	健康推進課	精神保健班

見え障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策1-2】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
⑨ 身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の受入れに関する正しい知識と理解を促進するため、補助犬ユーザーと共に講習会を開催するほか、クラウドファンディングの募集など県民への啓発を行います。	・補助犬に対する理解を深めてもらうためのイベントを開催しました。 (活動実績) 1月13日 三重県視覚障害者協会日常生活用具展示会(盲導犬) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、「盲導犬、介助犬を知ろう」啓発事業及び、三重県障がい者芸術文化祭での啓発活動は中止しました。	・身体障害者補助犬の受入に関する理解が十分に深まっていないことから、引き続き、啓発活動を行う必要があります。	・補助犬に対する理解を深めてもらうためのイベントを開催しました。 (活動実績) 8月6日 「盲導犬、介助犬を知ろう」啓発事業(盲導犬・介助犬) 12月24日 三重県障がい者芸術文化祭(盲導犬) 1月12日 三重県視覚障害者協会日常生活用具展示会(盲導犬)	11	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
⑩ 身体・知的障害者相談員等、障がい福祉に携わる関係者が人権問題に対する理解と認識を深めるとともに主体的に人権問題に取り組めるよう、研修等の機会を提供します。	・身体・知的障害者相談員等障がい福祉に携わる関係者を対象とした研修会を開催し、70名が参加しました。	・引き続き、身体・知的障害者相談員等障がい福祉に携わる関係者に対して研修等の機会を提供する必要があります。	・身体・知的障害者相談員等障がい福祉に携わる関係者を対象とした研修会を開催しました。	11	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
⑪ 三重県視覚障害者支援センターにおいて、小中学校を訪問し、点字体験や視覚障がい体験等を行ってもらう学校訪問活動や、夏休み期間に点字教室、盲導犬体験教室等を開催するなど、視覚障がい者への理解の促進を図ります。	・小中学校を訪問し、地域で生活する視覚障がい者の話や、盲導犬についての話を通じ、視覚障がい者への理解の促進を図っている。 訪問数 21校、対象生徒数 2,581名 ・夏休みに小中学校向けの盲導犬学習会を行っている。 回数 1回、参加人数 12名	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、開催回数も減少傾向にありましたが、今後は回数を増やしていくとともに、さらなる視覚障がい者への理解の促進を図っていく必要があります。	昨年度に引き続き、同様の取組を行っています。	3,4,10	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
⑫ 関係団体や市町等と連携して、イベント等の啓発の場を活用しながら、三重県手話言語条例の理解促進や手話施策推進計画に基づき手話の普及促進等を図ります。	市町が開催する人権学習会や福祉イベント等において、三重県手話言語条例の啓発チラシや普及チラシを配布し、普及促進を図りました。	引き続き、関係団体や市町等と連携して、三重県手話言語条例の理解促進や手話施策推進計画に基づき手話の普及促進等を図ることが必要です。	関係団体や市町等と連携して、三重県手話言語条例の理解促進や手話施策推進計画に基づき手話の普及促進等を図ります。	11	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
施策の展開 (2)	福祉教育・人権教育の推進						
① 小中学校において、総合的な学習の時間や特別活動等の時間を活用して、福祉施設訪問や特別支援学校との交流等、障がい者との交流やバリアフリー体験など、体験的な学習に取り組めます。	・小中学校において、義足ランナーのコーチによる講演、車いすバスケットボール選手を招聘した学習会、ユニバーサルデザインの出前授業の活用などを通じて、誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて考える取組が実施されました。また、地域のお年寄りとのグラウンドゴルフ交流、親子ボッチャ体験、アイマスク体験、福祉施設等での交流会など、児童生徒の発達段階や地域の実態に応じた特色ある取組が実施されました。 福祉に関する学習(ボランティア活動を含む)に取り組んだ小中学校・・・小中学校491校中375校(76.4%)	・小中学校においては、引き続き、総合的な学習の時間等を活用して、福祉施設等での交流会やアイマスク体験等での交流や体験学習を進めるとともに、各教科等で、それぞれの教科等の特徴に応じた体験的な学習の充実を図ること、障がいに対する理解を深める必要があります。 ・交流の機会を増やすため、オンラインを活用した交流や学習を模索する必要があります。	・小中学校において、認知症キッズサポーター養成講座、車いすマラソンのオリンピックの講話と実演、盲導犬協会の講演、地域の介護福祉施設で働く方からのお話などを通じて、福祉にかかわる理解を深めました。また、車いすバスケットボール体験、アイマスク体験、高齢者との交流など、体験を通じた学習も実施されました。 ・高齢者福祉施設とのオンラインでの交流、近隣の特別支援学校とのリモート及びビデオレター等による交流会なども実施されました。	4,10	教育委員会	小中学校教育課	小中学校教育班

見え障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策1-2】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
② 小中学校において、総合的な学習の時間等を活用して、児童生徒が手話について理解・体験する学習に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校では、総合的な学習の時間等を活用して、聴覚障がいのある方、手話通訳士、県立盲学校の教員等を講師に迎え、体験学習を実施しました。他にも、聾学校の児童と手話を使ってあいさつをするなどの交流体験を実施するなど、社会教育についての学習に取り組めました。 国語や音楽などの授業の中で、手話についての学習を深めたり、学習してきたことを文化祭等で発表したりしました。 手話に関する学習に取り組んだ小中学校・・・ 小中学校491校中144校(29.3%)	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校においては、引き続き、総合的な学習の時間等を活用して、手話にかかわる体験的な学習を行うほか、教科の枠にとらわれず、障がい者に対する理解が深まるような学習を進める必要があります。 交流の機会を増やすため、オンラインを活用した交流や学習を模索する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校では、総合的な学習の時間等を活用して、地域の聴覚に障がいのある方や手話通訳者、市の福祉課の方等を講師に迎え、手話の体験学習を実施しました。他にも、聾学校の児童との交流会を行ったり、三重県視覚障害者支援センターを訪問したり、目の不自由な人から思いを聞いたりしました。 音楽の時間に手話を使った合唱や英語の発表会で英語の歌に合わせた手話の披露、国語の授業で手話や指文字の学習等に取り組めました。 	4,10	教育委員会	小中学校教育課	小中学校教育班
③ 高等学校の福祉科や福祉に関するコース等において実践力を育成するため、福祉施設等において介護実習を実施します。	県立高等学校の福祉科及び福祉に関するコース等14校中14校において校内で介護実習を実施しました。	引き続き、看護に関する実践力を高めるため、介護実習を実施する必要があります。	県立高等学校の福祉科及び福祉に関するコース等13校において、校内で介護実習を実施しました。(福祉に関するコース1校がコースの学習内容を変更しました。)	3,4	教育委員会	高校教育課	高校教育班
④ 高等学校において、学校の実態や生徒の特性等に応じて、手話に関する授業を実施します。	県立高等学校9校における学校設定科目で手話に関する授業を実施しました。	引き続き、手話に関する知識や、障がいについての理解を深めるため、授業を実施する必要があります。	県立高等学校9校における学校設定科目で手話に関する授業を実施しています。	4	教育委員会	高校教育課	高校教育班
⑤ 小中学校、高等学校および特別支援学校において、共生社会の実現に向けて、障がい者の人権に係わる問題を解決するための学習に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> 共生社会の実現に向けて、子どもの年齢に応じて系統的に作成した人権学習指導資料を活用し、障がい者の人権に係わる問題を解決するための学習に取り組めました。小中学校493校中482校(97.7%)、県立学校85校中55校(64.7%)で学習が行われました。 学校の長期休業期間に、障がい者の人権に係わる問題を解決するための学習を促進するため、人権学習指導資料を用いた研修を実施しました。教職員が障がいの社会モデルの考え方を理解し、共生社会の実現は同じ社会を生きる自分たちの課題だということを学習のポイントとすることが大切であることを説明しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校において、「キチガイ」や「シンジョウ」といった障がい者差別につながる発言等の差別事象が発生していることから、子どもたちが障がい者の人権について理解を深め、障がい者の人権に係わる問題を解決するための行動力を身につけられるような学習活動に取り組む必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の人権に係わる差別事象の発生状況について、管理職研修や市町等教育委員会訪問の際に問題提起をし、子どもたちに自他の人権を守るための実践行動ができる力を育む取組の必要性について伝えました。 夏季休業中に、教職員を対象に障がい者の人権に係わる問題を解決するための学習を促進する研修会を開催しました。 	10	教育委員会	人権教育課	企画調整班
施策の展開 (3)	ボランティア活動の促進						
① ボランティアの活動分野や形態の多様化をふまえ、さまざまなニーズに対応したボランティア活動に参加できる体制を整備し、ボランティア活動の推進を図ります。	県ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動に関する情報提供およびボランティアコーディネーター養成研修の実施等を通じたボランティア活動の推進を図るため、同センターを運営する県社会福祉協議会に対し、活動の補助を行いました。	地域の特色を活かしたボランティア活動を推進するため、より一層の県民への周知、啓発が必要です	引き続き、ボランティア活動の推進に向け補助金交付を行いました。	3	子ども・福祉部	地域福祉課	地域福祉班

見え障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策1-2】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
② 小中学校において、校内や校外の多様なボランティア活動の取組を通じて豊かな人間性を育むことができるよう、地域の方々と連携しながら取り組みます。	小中学校において、自分たちの住む地域や校区の清掃や、地域の川や国道の清掃、観光協会と協同した海水浴場の清掃などの奉仕作業が実施されました。また、地域住民の協力を得て、ペットボトルキャップやアルミ缶を回収し、福祉施設に届ける取組が実施されました。他にも、「花いっぱい運動」でみんなで育てた花を地域の方や日ごろからお世話になっている方たちに贈る活動に取り組みました。 福祉に関する学習(ボランティア活動を含む)に取り組んだ小中学校・・・小中学校491校中375校(76.4%)	学校と地域が目標を共有し、それぞれの学校において、学校の実態に応じた特色ある取組が求められています。引き続き、地域とのつながりを大切にし、ボランティア活動に取り組むことで、子どもたちの健やかな成長を促す必要があります。	小中学校において、地域の福祉施設と協力して、アルミ缶を回収したり、ペットボトルのキャップを回収し、外国のワクチン接種を必要としている人に向けて送ったり、赤い羽根やユニセフなどの募金活動に取り組んだりしました。また、地域のごみ拾い、海岸清掃、学校前の歩道橋の清掃活動などの奉仕作業が実施されました。他にも、育てた花の苗や収穫したサツマイモやお米を地域の方々に福祉施設にプレゼントする取組が実施されました。	4	教育委員会	小中学校教育課	小中学校教育班
③ 高等学校において、学校内外における継続的なボランティア活動を通じて、地域に積極的に貢献しようとする心と豊かな人間性を育てるとともに、ボランティア活動に臨む精神の涵養や態度の育成を図ります。	・学校行事として地域の清掃活動等のボランティア活動を実施した学校は、57校のうち34校でした。また、ボランティア活動等に係る学修の単位認定を行っている学校は3校でした。学校教育全体の中で、ボランティア活動に臨む精神の涵養や態度の育成を図っています。	・今後も継続的に教育活動全体の中で、ボランティア活動に臨む精神の涵養や態度の育成を図る必要があります。	・学校行事として地域の清掃活動等のボランティア活動を実施するとともに、学校教育活動全体の中で、ボランティア活動に臨む精神の涵養や態度の育成を図っています。	4,17	教育委員会	高校教育課	高校教育班
④ 高等学校において、学校の実態や生徒の特性等に応じて、ボランティア活動として手話を使ったさまざまな活動の取組を行います。	新型コロナウイルス感染症の影響で校外での活動や部活動に制限があり、可能な範囲での活動となりました。	新型コロナウイルス感染症への対応の変化に応じて、オンラインを活用するなど、活動方法を検討する必要があります。	三重県高等学校文化連盟ボランティア部門主催で12月に「冬のボランティア交流会」を開催し、その中で手話についてのレクリエーションや四日市市ろうあ福祉会の方からの講演を実施し、手話や聾者の方に対する理解を深めることが出来ました。	4,17	教育委員会	高校教育課	高校教育班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策1-3】

施策 1	多様性を認め合う共生社会づくり
1-3	情報アクセシビリティの向上と社会参加の環境づくり
<p>【施策の基本的な方向】</p> <p>障がい者が地域で自立して社会活動に参加できるよう、情報アクセシビリティの向上を図り、障がいの状態に応じた活動支援を行うとともに、福祉用具の活用を促進します。</p> <p>また、県内におけるバリアフリー観光を推進し、障がい者が観光を楽しめる環境づくりを進めます。</p>	

数値目標					
目標項目	令和元年度 (現状値)	R3	R4	R5	R5
		実績値	実績値	実績値	目標値
視覚・聴覚障がい者の活動支援に係る人数 (子ども・福祉部 障がい福祉課)	767人	1,068人			1,140人
目標項目	令和2年度 (現状値)	R3	R4	R5	R5
遠隔手話通訳サービスの利用件数 (子ども・福祉部 障がい福祉課)	一件	2件			100件

手話通訳者、要約筆記者および盲ろう通訳・介助員のスキルアップ研修受講申込者数(累計)

スマートフォンやタブレット端末を使用した遠隔手話通訳サービスの利用件数(累計)

プランにおける取組	令和3年度の実績概要	課題	課題を踏まえた令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
<p>施策の展開 (1)</p> <p>障がいの状態に応じた活動支援</p>							
<p>① 三重県視覚障害者支援センターにおいて、視覚障がい者の日常生活に必要な歩行訓練、身辺・家事管理に関する指導、コミュニケーション手段としての点字研修等を実施し、583名の参加がありました。</p> <p>・視覚障がい者、一人ひとりの生活実態に合わせた形で居住する地域で歩行訓練等を行うなど、在宅生活における適応力を高めることができました。</p> <p>・点字図書やデージー図書等の製作や貸出を行うとともに、点訳・朗読奉仕員の養成のための講習を行いました。</p> <p>点字図書 作成数182、貸出数515 デージー図書 作成数68、貸出数12,481 点訳奉仕員養成講習会 延べ参加人数268名 朗読奉仕員講習会 延べ参加人数346名</p>	<p>・中途視覚障がいが増える中、歩行訓練等のニーズに対応するため、一層、指導者の確保を図る必要があります。</p> <p>・デージー図書については、昨今需要が高まっていることから、そうしたニーズに対応していく必要があります。</p>	<p>現時点で実績値は確定していませんが、昨年度に引き続き、同様の取組を行っています。</p>	4 10	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班	

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策1-3】

プランにおける取組	令和3年度 of 取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
② 三重県聴覚障害者支援センターにおいて、聴覚障がい者の日常生活に必要な手話研修や各種学習会などを実施するとともに、相談支援を行います。また、聴覚障がい者の自由なコミュニケーションと情報発信・入手等の情報保障を総合的に確保するため、手話付きまたは字幕映像ライブラリーの製作や貸出、手話通訳者・要約筆記者・盲ろう通訳介助員の養成や派遣、遠隔手話通訳サービスや電話リレーサービス等の利用促進、情報支援機器の貸出等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 三重県聴覚障害者支援センターにおいて、手話通訳者等スキルアップ研修や聴覚障がい者の日常生活に関する相談、補聴器などの聞こえの悩みの相談を行いました。 字幕映像ライブラリーを1本製作するとともに、聴覚障がい者等に256件の貸出を行いました。 聴覚障がい者の情報・コミュニケーション支援を行うため、手話通訳者・要約筆記者の養成を行い、手話通訳者養成講座に13名、要約筆記者養成講座に8名、盲ろう者通訳介助員養成講座に4名の受講がありました。 聴覚障がい者等を対象に遠隔手話サービスの提供(2件)や情報支援機器の貸出(106件)等を行いました。 	引き続き、相談支援や各種学習会の実施、字幕映像ライブラリーの製作・貸出、手話通訳者等の養成等を行い、聴覚障がい者等の自由なコミュニケーションと情報発信・入手等の情報保障に努める必要があります。	三重県聴覚障害者支援センターにおいて、聴覚障がい者の日常生活に必要な手話研修や各種学習会などを実施するとともに、相談支援を行います。また、字幕映像ライブラリーの製作や貸出、手話通訳者・要約筆記者・盲ろう通訳介助員の養成や派遣、遠隔手話通訳サービスや電話リレーサービス等の利用促進、情報支援機器の貸出等を行います。	10	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
③ 県の広報について、紙媒体だけでなく、ホームページやSNSなど、さまざまな媒体の優れた点を生かしてわかりやすく発信するとともに、手話や字幕、点字、音声により、聴覚障がい者や視覚障がい者が容易に県政情報を入手できるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> 県政情報の発信について紙媒体だけでなく、テレビやホームページ、アプリなど、さまざまな媒体の優れた点を生かしてわかりやすく発信しました。 また、三重県視覚障害者支援センター等と連携し、手話や字幕、点字、音声により、視覚障がい者や聴覚障がい者が容易に県政情報を入手できるように努めました。 	より多くの県民の皆さんに、県政情報をわかりやすく伝えられるよう、引き続き、取組を進める必要があります。	さまざまな広報媒体を活用することで、県民の皆さんそれぞれが利用しやすく、わかりやすい情報を発信することに取り組んでいます。また、手話や字幕、点字、音声により、視覚障がい者や聴覚障がい者に容易に情報を入手していただけるように取り組んでいます。	10	戦略企画部	広聴広報課	企画・広報班
④ 県のホームページについて、ウェブアクセシビリティに配慮した誰もが利用しやすいページを提供します。	<ul style="list-style-type: none"> 広聴広報課担当者及び支援員から各所属への支援を行い、継続してAA準拠を達成しました。 	現在のAA準拠を維持するためには、広聴広報課担当者による各所属への支援が不可欠であるため、引き続き支援を行っていく必要があります。	平成28年度から三重県ホームページウェブアクセシビリティ達成基準の試験結果を公表し、平成29年度にAA準拠を達成して以降、毎年度継続してAA準拠を達成しました。	10	戦略企画部	広聴広報課	企画・広報班
⑤ 県が実施するイベントや会議等において、手話通訳等による情報保障を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 県が実施するイベント・会議等において、手話通訳者や要約筆記者を配置し、情報保障を行いました。 	引き続き、手話通訳等による情報保障を行う体制を維持する必要があります。	県が実施するイベント・会議等において、手話通訳者や要約筆記者を配置し、通訳を行う体制を維持していきます。	10	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
⑥ 知事定例記者会見等において、手話通訳による情報保障を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障がい者の情報保障を推進するため、知事定例記者会見において手話による通訳を実施しました。 手話通訳の実施件数 26件 	聴覚障がい者が県政情報を入手できるよう、引き続き、手話通訳の実施が求められています。	知事定例記者会見において、毎回手話通訳を実施し、聴覚障がい者への情報保障を行いました。また、知事臨時記者会見においても、冒頭発言(県民への呼びかけ)に手話通訳を実施しています。	10	戦略企画部	広聴広報課	報道班
⑦ 県庁見学等の来庁時に、手話による対応が必要な場合には手話通訳者を配置し、情報保障を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 県庁見学等来庁時の希望者に対し、手話通訳者を配置し、通訳を行う体制を整えました。 手話通訳者の利用件数 0件 	聴覚障がい者が県政情報を入手できるよう、引き続き、手話通訳を行う体制を維持する必要があります。	県庁見学等来庁時の希望者に対し、手話通訳者を配置し、通訳を行う体制を整えました。	10	戦略企画部	広聴広報課	県民の声相談班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策1-3】

プランにおける取組	令和3年度取組概要	課題	課題を踏まえた令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
⑧ 県立の文化施設において、筆談や資料提示、手話研修の受講促進に取り組むとともに、手話通訳の活用など、各施設の特徴をふまえて、聴覚障がい者に配慮した観覧環境の提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 「筆談にて対応可」の案内を掲示しました。(図書館、総合博物館、美術館、斎宮歴史博物館、総合文化センター) 図書館では、閲覧室各カウンターに利用者と筆談できる電子メモパッド「ブギーボード」および「コミュニケーション支援ボード」を設置しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、各施設の特徴をふまえた観覧環境の提供に努める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 「筆談にて対応可」の案内を掲示しました。(図書館、総合博物館、美術館、斎宮歴史博物館、総合文化センター) 総合博物館では、聴覚障がいのある方の要望に応じて、「筆談」と「障がいのある方と対応者の間に透明アクリル板を設置して、対応者がマスクを外した状態での発声での回答」、および「手話」を複合的に用いてレファレンス対応を実施しました。 美術館では「西洋美術へのまなざし展」のライドレクチャー(2回)において手話通訳および要約筆記を実施しました。 図書館では、閲覧室各カウンターに利用者と筆談できる電子メモパッド「ブギーボード」および「コミュニケーション支援ボード」を設置しました。 	4	環境生活部	文化振興課	拠点連携班
⑨ 令和3(2021)年3月策定の「第2次三重県手話施策推進計画」に基づき、手話通訳を行う人材の育成や手話の普及等、手話を使用しやすい環境整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 「三重県手話施策推進計画」に基づき、県民向け手話講座を10回、行政職員向け手話研修を5回開催しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「第2次三重県手話施策推進計画」に基づき、施策を推進していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 県民向け手話講座(10回予定)及び行政職員向け手話研修(5回予定)を開催します。 	11	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
⑩ 聴覚・言語に障がいのある人等が警察へ相談する場合の通信手段(メール、ファックス等)について、県警ホームページの活用をはじめとする各種広報活動を通じて一層の周知に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 三重県警察ウェブサイト内の「警察安全相談窓口の案内」と「電子メール用の受付フォームの設置」を継続して掲載、運用し、「県警だより」、交番・駐在所が発行する「ミニ広報紙」、街頭広報等を通じて、警察安全相談窓口や相談方法の周知に努めました。 令和3年中「電子メールによる相談等」の受理件数は882件、「ファックスによる相談等」の受理件数は18件でした。 	<ul style="list-style-type: none"> 警察安全相談の受理件数における電子メールによる受理割合は、平成30年度が約2.4%、令和元年中が約3.4%、令和2年度中が約3.8%と増加しましたが、令和3年度は約2.8%でした。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して三重県警察ウェブサイトや各種広報を通じて、メールによる相談窓口の周知に努めます。 	10	警察本部	総務課	広聴係
⑪ 身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を育成して希望者に貸与し、身体障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 盲導犬を1頭育成し、新規のユーザーに貸与しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を育成していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 盲導犬を1頭育成しました 	11	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
⑫ 失語症者等の意思疎通を支援しその社会参加を促進するための基盤整備として、言語聴覚士等と連携し失語症者向け意思疎通支援者の養成研修を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 失語症者向け意思疎通支援者養成研修の実施を三重県言語聴覚士会に委託しましたが、言語聴覚士の多くは病院に勤務しており、新型コロナウイルス感染症への感染防止のため行動が制限されるなどしたため、オンラインで講義部分を実施したものの、集合して行う必要のある実習部分は実施できませんでした。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、失語症者向け意思疎通支援者養成研修を実施し、研修修了者を輩出していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 失語症者向け意思疎通支援者養成研修の実施を三重県言語聴覚士会に委託し、順調に研修が進んでいます。 		子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策1-3】

プランにおける取組	令和3年度取組概要	課題	課題を踏まえた令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
⑬ 市町が実施する、移動支援事業に対する支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 市町からの問い合わせについて、適切に助言を行いました。 外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的に実施し、28市町にて実績がありました。 令和3年度移動支援事業利用件数 実利用者数2,538人 実延利用時間91,013時間	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、市町からの問合せに対応し、適切な制度運用に努める必要があります。 	現時点で実績値は確定していませんが、昨年度に引き続き、同様の取組を行っています。	10	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
⑭ さまざまな障がいに応じた専門的な療養や日常生活支援に関して、専門家を交えた研修会や相談会を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> オストメイト等に関して、研修会、相談会や生活訓練の実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できませんでした。 	<ul style="list-style-type: none"> ストマ用装具利用者が外出をためらうことなく、社会参加できるようにすることが必要です。 	オストメイト等に関して、研修会、相談会や生活訓練を実施しています。	11	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
施策の展開 (2)	福祉用具の活用の推進						
① 市町が実施する補装具費の支給や修理に対する助成や、適合判定を行い、身体障がい者の社会参加や自立を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 市町からの問い合わせについて、障害者相談支援センター(身体障害者更生相談所)と連携して助言を行いました。 令和3年度補装具交付・修理件数(全市町): 交付2,199件、修理1,198件	引き続き、市町からの問合せに対応し、適切な制度運用に努める必要があります。	現時点で実績値は確定していませんが、昨年度に引き続き、同様の取組を行っています。	10	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
② 在宅で生活する重度障がい者の日常生活の便宜を図るため、市町が実施する日常生活用具の給付に対する助成を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 市町からの問い合わせについて、適切に助言を行いました。 令和3年度日常生活用具給付件数(全市町): 37,808件	引き続き、市町からの問い合わせに対応し、適切な制度運用に努める必要があります。	現時点で実績値は確定していませんが、各市町にて昨年度に引き続き、同様の事業を行っています。	10	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
③ 暗所視支援眼鏡など、ICTを活用した視覚障がい者用デバイスの試用を視覚障害者支援センターの生活訓練で行うことにより、視覚障がい者の社会参加や自立を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ICT機器の利用に係る指導や相談を実施するとともに、福祉機器の活用訓練を行いました。 指導・相談件数 電話68件、来所43件、メール5件 活用訓練参加人数 194名	<ul style="list-style-type: none"> 急速なICT機器の普及により、特にスマートフォンの利用についての相談等が増加していることから、今後そういったニーズに対応していく必要がある。 	現時点で実績値は確定していませんが、各市町にて昨年度に引き続き、同様の事業を行っています。	4 10	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
施策の展開 (3)	バリアフリー観光の推進						

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策1-3】

プランにおける取組	令和3年度の実施概要	課題	課題を踏まえた令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
① バリアフリー観光の推進に向け、関係団体と協働しながら取組を進め、障がい者の旅行者の受入拡大につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーガイドを対象とした、バリアフリーの観光地づくり研修を1地域で実施しました。 ・関係団体等を幅広く対象とし、「地域の取組からみる つながるバリアフリー観光研修」を実施し、11名の参加がありました。 	「パーソナルバリアフリー基準」の考え方を全県に広めるため、まだ研修等を実施していない団体・地域に対しても、普及啓発を行っていく必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・観光庁の「観光施設における心のバリアフリー認定」の取得支援の取組として、説明会及び接遇研修を県内3地域で行いました。 	目標10	観光局	観光政策課	観光政策班
② 障がい者等が具体的な観光旅行をイメージできるよう、バリアフリー観光情報を発信し、旅行の機会創出につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー観光調査の結果を日本バリアフリー観光推進機構のHPへ掲載し、周知を図りました。 ・バリアフリー観光調査の対象施設に対し、施設のバリアフリー対応状況をHPに掲載し、周知を図るようアドバイスを行いました。 ・「地域の取組からみる つながるバリアフリー観光研修」の様子をマスコミに取材してもらい、情報発信を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが必要な情報を入手できる状態にするため、各施設や観光関係団体のHP・窓口等における情報発信をさらに充実させる必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー観光調査の結果を日本バリアフリー観光推進機構のHPへ掲載し、周知を図りました。 ・バリアフリー観光調査の対象施設に対し、施設のバリアフリー対応状況をHPに掲載し、周知を図るようアドバイスを行いました。 ・「観光施設における心のバリアフリー認定制度」研修会の様子进行マスコミに取材してもらい、情報発信を行いました。 	目標10	観光局	観光政策課	観光政策班
③ バリアフリー観光を推進するため、関係団体等と協働し、県内の観光施設、宿泊施設等に対して、手話通訳等に係る情報の提供や障がい者への対応に関する支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフト面・ハード面でのアドバイスを行い、観光施設のバリアフリー環境の向上を促進するとともに、施設や従業員のバリアフリーに関する意識の向上に寄与しました。 	「パーソナルバリアフリー基準」の考え方を全県に広めるため、まだ調査を実施していない地域・施設に対しても、調査・アドバイスを行っていく必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設等3施設に対しバリアフリー観光調査を実施し、障がい者への対応についてのアドバイスを行いました。 	目標10	観光局	観光政策課	観光政策班

見え障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策2-1】

施策 2	生きがいを実感できる共生社会づくり
2-1	特別支援教育の充実
【施策の基本的な方向】 三重県特別支援教育推進基本計画等に基づき、障がいのある子どもたちが早期からの一貫した教育を受けられるよう、支援体制を充実するとともに、子どもたち一人ひとりの特性に応じた指導が受けられるよう、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。	

数値目標					
目標項目	令和元年度 (現状値)	R3	R4	R5	R5
		実績値	実績値	実績値	目標値
特別支援学校における交流および共同学習の実施件数 (教育委員会 特別支援教育課)	851回	524回			950回

県立特別支援学校と小中学校、高等学校等との交流および共同学習を実施した回数

プランにおける取組	令和3年度の実績概要	課題	課題を踏まえた令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
-----------	------------	----	--------------------	------	-----	----	-----

施策の展開 (1)	指導・支援の充実						
① 障がいのある子どもに関して、必要な支援情報が円滑に引き継がれ、適切な指導・支援が行えるよう、早期からの一貫した支援体制の充実を図ります。	・市町教育委員会の就学支援担当者を対象にした連絡会を実施し、パーソナルファイルの活用と学校間での支援情報の引継ぎや個別の指導計画等の作成状況を把握しました。 市町就学支援担当者連絡会 年3回実施	・引き続き、発達障がいを含む、特別な支援を必要とする子どもたちが増加していることから、市町教育委員会と連携し、適切な指導・支援が行えるよう確実に支援情報を引継ぐなど、早期からの一貫した支援を進める必要があります。	・小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける全ての児童生徒について、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、パーソナルファイル(市町独自様式を含む)を所有・活用するよう市町教育委員会と連携して学校への働きかけたことにより、活用は進んでいます。	4	教育委員会	特別支援教育課	特別支援教育班
② 幼稚園・認定こども園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校間で指導・支援に必要な情報を引き継ぐツールであるパーソナルファイルについて、市町教育委員会と連携して小中学校への指導・助言を行い、一層の活用促進を図ります。	・パーソナルファイルの普及の状況を市町教育委員会を通じて把握するとともに、活用の促進を働きかけました。 ・小中学校教員が参加する研修会等で切れ目ない支援を実現するため、引継ぎの重要性について理解啓発を図りました。 ・高等学校の特別支援教育コーディネーター会議を開催し、中学校から引き継がれたパーソナルファイル等の効果的な活用について説明しました。 市町就学支援担当者連絡会 年3回実施 特別支援学校就学担当者連絡会 年1回実施 特別支援学校コーディネーター会議 年3回実施 高等学校コーディネーター会議 年3回実施	・適切な指導・支援を行うためには、必要な支援情報を円滑に引き継ぐことが大切です。引き続き、パーソナルファイルの活用促進について、市町教育委員会と連携して、幼稚園・認定こども園・保育所、小中学校・高等学校、特別支援学校への働きかけを進める必要があります。	・小中学校等の教員が参加する研修会等で切れ目ない支援の実現のため、引継ぎの重要性や効果的な活用等についての理解啓発を図るため市町教育委員会へ説明しています。	4	教育委員会	特別支援教育課	特別支援教育班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策2-1】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
③ 障がいのある子どもが障がいのない子どもと、可能な限りともに教育を受けられるよう配慮しつつ、障がいのある子どもが、その年齢および能力に応じ、かつ、特性をふまえた十分な教育を受けられるよう、適切な就学を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 市町の就学支援担当者が参加する連絡会を実施し、「教育支援の手引き」を踏まえて適切に就学支援できるよう指導・助言しました。 特別支援学校の就学担当者会を実施し、「教育支援の手引き」を踏まえた就学支援について情報共有をしました。 <p>市町就学支援担当者連絡会 年3回実施 特別支援学校就学担当者連絡会 年1回実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、障がいの有無にかかわらず、可能な限りともに学ぶことができるよう配慮しつつ、障がいのある子どもが、その年齢および能力に応じ、かつ、特性をふまえた十分な教育を受けられるよう、適切な就学を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 就学支援担当者連絡会を開催し、市町教育委員会に対して就学に関する情報共有や「教育支援の手引き」を活用した適切な就学支援について周知しています。 	4	教育委員会	特別支援教育課	特別支援教育班
④ 特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、キャリア教育サポーターを配置して生徒本人に適した職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行います。また、特別支援学校版キャリア教育プログラムの活用の促進や、企業と連携した技能検定の実施など、キャリア教育の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、民間企業等の総務・人事部門での勤務経験が豊富な人材を配置し、生徒一人ひとりの状態に合った職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行いました。 <p>キャリア教育サポーターの配置 4名</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校において、特別支援学校版キャリア教育プログラムを活用し、計画的・組織的なキャリア教育を進めるとともに、清掃技能検定、看護・介助業務補助技能検定を実施しました。 <p>清掃技能検定 各校にて随時実施 看護・介助業務補助技能検定 1回実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、外部人材を活用した提案型の職場開拓を進める必要があります。 特別支援学校版キャリア教育プログラムの活用促進や、企業と連携した技能検定の実施など、キャリア教育の充実が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> キャリア教育サポーターを配置し、生徒一人ひとりの状態に合った職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行うことにより、特別支援学校高等部生徒の一般企業就職希望者全てが就職できるよう取組を進めています。 各校における特別支援学校版キャリア教育プログラムの活用により、発達段階に応じた児童生徒一人ひとりの課題を明確にするとともに授業改善につなげています。 	4	教育委員会	特別支援教育課	特別支援教育班
⑤ 障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限り同じ場で学ぶことができる場面のひとつとして交流および共同学習を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 「特別支援学校における交流及び共同学習のガイドライン」に基づき、交流及び共同学習を計画的に実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 交流及び共同学習の取組にあたっては、障がいのある子どもが活動しやすい環境を設定するために合理的配慮を提供する必要があり、特別支援学校と交流先の小中学校との十分な連絡、調整ができるよう、市町教育委員会及び小中学校に働きかける必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 交流及び共同学習の充実に向けて、特別支援学校と交流先の小中学校との十分な連絡、調整ができるよう、市町教育委員会及び小中学校に働きかけています。 		教育委員会	特別支援教育課	特別支援教育班
⑥ 障がいのある子どもと障がいのない子どもの障がい者スポーツを通じた交流および共同学習を実施し、相互理解を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者スポーツを通じた交流及び共同学習の実施により相互理解を図ることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、障がいの有無に関わらず、子どもが相互理解を図るため、障がい者スポーツなどを通じた交流及び共同学習を継続して実施する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの有無に関わらず、子どもが共に障がい者スポーツを通じた交流及び共同学習を実施し、相互理解を図っています。 		教育委員会	特別支援教育課	特別支援教育班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策2-1】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
⑦ 高等学校に在籍する発達障がい等特別な支援を必要とする生徒について指導・支援の充実を図るとともに、通級による指導の実施校の拡充に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 通級による指導担当教員等研修講座を実施し、発達障がい支援に係る専門性の向上と指導者の育成を図りました。 伊勢まなび高等学校、みえ夢学園高等学校において、通級による指導を行い、専門家の助言を受けながら、特別な支援の必要な生徒への指導や評価について研究を進めました。 	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校における通級による指導については、授業内容のさらなる充実を図るとともに、実施校の拡充に向けて検討する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 通級による指導担当教員等研修講座等を実施することにより、高等学校に在籍する発達障がいを含む、特別な支援を必要とする生徒への指導方法等について理解を深めることができるよう取り組んでいます。 通級による指導の新たな実施校については、各高等学校のニーズや地域のバランスを考慮しながら検討しています。 		教育委員会	特別支援教育課	特別支援教育班
⑧ 医療的ケアを必要とする児童生徒が身体的に安定した状態で教育活動に参加できるとともに、付き添う保護者の負担が軽減されるよう、特別支援学校において医療的ケアを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケアを必要とする児童生徒が身体的に安定した状態で教育活動に参加でき、付き添う保護者の負担が軽減されるよう、特別支援学校に常勤講師(看護師免許所有)15名を配置し、医療的ケアを実施しました。 <p>医療的ケア実施校 7校 看護師配置数 15名</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、医療的ケアを必要とする児童生徒が、安定した状態で教育活動に参加できるとともに、付き添う保護者の負担が軽減されるよう、特別支援学校において医療的ケアを実施する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケアを必要とする児童生徒が身体的に安定した状態で教育活動に参加でき、付き添う保護者の負担が軽減されるよう、特別支援学校に看護師免許を所有する教職員を16名配置し、医療的ケアを実施しています。 <p>医療的ケア実施校 8校 看護師配置数 16名(特別支援学校教諭(自立活動)1名、常勤講師15名)</p>		教育委員会	特別支援教育課	特別支援教育班
<p>施策の展開(2)</p> <p>専門性の向上</p>							
① 特別支援学校のセンター的機能として、小・中・高等学校等の教員に子どもの特性に応じた指導・支援の方法や個別の指導計画等の作成についての助言等を行い、特別支援教育に係る専門性の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校が、センター的機能として小中学校及び高等学校等の要請に応じて、児童生徒、教員等への教育相談等を実施しました。 特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援の方法や教材・教具の活用等について、研修支援を行いました。 特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会を実施しました。 <p>特別支援学校 コーディネーター会議 年3回実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がいを含む、特別な支援を必要とする子どもたちが増加していることから、引き続き、小・中・高等学校の教員の特別支援教育に係る専門性の向上を図るため、特別支援学校のセンター的機能による研修支援を進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校のセンター的機能として、特別な支援を必要とする児童生徒に係る指導・助言や、地域の小中学校及び高等学校等への研修支援や教育相談等を行うことにより、小・中・高等学校の教員の特別支援教育に係る専門性の向上につながるよう取り組んでいます。 	4	教育委員会	特別支援教育課	特別支援教育班
② 個別の指導計画等の作成や活用を進めるとともに、研修の場を設けるなど、子ども一人ひとりの教育的ニーズや障がいの特性に応じた指導・支援の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、パーソナルファイルを所有・活用するよう市町教育委員会と連携して学校へ働きかけました。 通級による指導担当教員等研修講座を実施することにより、発達障がいのある児童生徒の実態把握等について理解を深めることができました。 <p>講座 全11講座 受講者117名</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、発達障がいを含む、特別な支援を必要とする子どもたちが増加していることから、特別支援教育に係る研修講座を実施し、特別支援教育を推進する中心的な役割を担う人材育成を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別の指導計画等の作成や活用を進めるとともに、研修の場を設けることで、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや障がいの特性に応じた指導・支援等の教員の特別支援教育に係る専門性の向上につながるよう取り組んでいます。 	4	教育委員会	特別支援教育課	特別支援教育班

見え障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策2-1】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
③ 特別支援学校において、子どもたちの可能性を伸ばし、生活空間や参画できる社会を広げるため、タブレット端末等ICT機器を授業で効果的に活用します。	・自分の意思を相手に伝えるなど、コミュニケーション手段としてタブレットやパソコン等の情報機器を授業で活用しました。	・障がいの状況に応じたコミュニケーション手段の獲得や授業への視覚支援の活用を進めるためには、引き続きタブレットやパソコン等の情報機器の活用が必要です。	・自分の意思を相手に伝えるなど、コミュニケーション手段としてタブレットやパソコン等の情報機器を授業で活用しています。	4	教育委員会	特別支援教育課	特別支援教育班
④ 新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業期間中に、全ての特別支援学校においてオンライン学習の環境を整備したところです。今後は、オンラインの活用方策について検討を進め、子どもたちの学びの充実を図ります。	臨時休業期間中およびコロナ不安等による長期欠席の児童生徒に対して、対面で授業を行うことを補う方法として、Google Classroomを活用して、オンラインでのリアルタイムの授業やオンデマンド形式での動画や課題学習等の教材をアップロードし、児童生徒の学習支援を行いました。	コロナ禍のなか、特別支援学校児童生徒の学びの継続のため、オンライン学習の更なる推進や活用が必要です。	・長期欠席の児童生徒等に、必要に応じて端末を持ち帰り、Google Classroomを活用して、オンラインやオンデマンドでの学習支援を行っています。 ・コロナ等感染状況に応じて、居住地校の児童生徒とオンラインで交流及び共同学習を行っています。		教育委員会	特別支援教育課	特別支援教育班
施策の展開(3)	教育環境の充実						
① 特別支援学校に在籍する子どもたちの安全な通学手段としてのスクールバスの計画的な配備や子どもたちの増加に伴う施設の狭隘化への対応等、地域の実情や教育的ニーズをふまえて個別に検討します。	・特別支援学校に在籍する児童生徒の通学手段としてスクールバスを運行することで、児童生徒及び保護者の通学に係る負担を軽減し、安全で身体的にも安定した状態で通学でき、学校教育を受けることができました。 ・新型コロナウイルス感染症対策として、3密を回避するため、スクールバスを増便(13台)して対応しました。 ・盲学校および聾学校について、城山特別支援学校の隣地への移転に向け、新たな校舎および寄宿舎の建築に係る設計を行いました。 ・杉の子特別支援学校については、知的障がいのある中学部の生徒が同校石薬師分校で学習できるよう校舎の一部改修を行うとともに、鈴鹿・亀山地域の肢体不自由のある児童生徒が、杉の子特別支援学校に通学できるよう通学区域の見直しを行いました。	・長期間の使用による車両の老朽化に対応する必要があることから、スクールバスを計画的に更新する必要があります。 ・引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を回避するためスクールバスの増便等の対策が必要です。 ・特別支援学校の整備については、引き続き、地域の状況をふまえて計画的に検討する必要があります。	・スクールバスを運行することにより、特別支援学校に在籍する児童生徒が安全で身体的にも安定した状態で通学でき、通学に係る保護者の負担を軽減できるよう取り組んでいます。 ・新型コロナウイルス感染症対策として、3密を回避するため、スクールバスを増便(13台)して対応しています。 ・盲学校および聾学校について、城山特別支援学校の隣地への移転に向け、新たな校舎の建築に係る設計を行うとともに、寄宿舎の建築工事を進めています。 ・杉の子特別支援学校については、知的障がいのある中学部生徒が令和5年4月から石薬師分校で学習できるよう、校舎の一部改修を行っています。 ・稲葉特別支援学校については、狭隘化対策として、寄宿舎棟の改修を行いました。 ・松阪あゆみ特別支援学校については、教室不足の解消を図るとともに、肢体不自由のある子どもたちの新たな就学先とするため、校舎増築に向けた土地取得を行いました。	4	教育委員会	特別支援教育課	特別支援教育班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策2-1】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
② 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき、学校施設のバリアフリー化を推進します。	・手すりの設置(1校)、バリアフリー対応出入口の設置(1校)を行いました。 ・トイレ洋式化改修(18校)、多機能トイレの新設(1校)を行いました。	・多機能トイレの整備については、多額の予算が必要になるとともに、設置スペースの確保が必要です。 ・エレベーターの設置についても、多額の予算が必要になるとともに、既存校舎に追加する場合は、校舎の構造や強度に大きく左右されるため、十分な調査・調整が必要になります。	・手すりの設置(2校)やスロープ設置(3校)を行いました。 ・トイレ洋式化改修(16校)、多機能トイレの新設(2校)を行いました。 ・エレベーターの設計(1校)を行いました。	4	教育委員会	学校経理・施設課	県立学校経理・施設班
③ 特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき、希望する保護者に就学奨励費を支給し、特別支援学校への就学に係る経済的負担の軽減を図ります。	・「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づき、特別支援学校に在籍し就学奨励費の受給を希望する幼児児童生徒の保護者等に対して、就学に必要な経費の一部を負担することで、保護者の経済的負担を軽減することができました。	・引き続き、特別支援学校に在籍し就学奨励費の受給を希望する幼児児童生徒の保護者等に対して、就学に必要な経費の一部を負担し保護者の経済的負担を軽減する必要があります。	・特別支援学校に在籍し就学奨励費の受給を希望する幼児児童生徒の保護者等に対して、就学に必要な経費の一部を負担することで、保護者等の経済的負担を軽減することができるよう取り組んでいます。	4	教育委員会	特別支援教育課	特別支援教育班
④ 心身障がい児を受け入れている私立の幼稚園および幼保連携型認定こども園に対して特別支援教育に要する経費を助成することで、障がいのある子どもの教育の充実を図ります。また、保育士等への人権保育専門講座等を通じ、障がいのある子どもに対する理解の促進に努めます。	・心身障がい児を受け入れている私立幼稚園及び私立認定こども園に対して助成を行いました。 補助実績:31園(153人)	・私立幼稚園等において、発達障がい児など支援を必要とする児童の受け入れが増加していることから、障がい児教育の充実を図るため、引き続き、支援していく必要があります。	・心身障がい児を受け入れている私立幼稚園及び私立認定こども園に対して助成を行う予定です。 補助対象予定:33園(172人)		子ども・福祉部	少子化対策課	幼保サービス支援班
⑤ 私立特別支援学校における特別支援教育に要する経費の助成を行うことで、障がいのある子どもの教育の充実および保護者の経済的負担の軽減を図ります。	・私立特別支援学校における特別支援教育に要する経費に対して助成を行いました。	・特別支援教育の維持・向上、生徒等の修学にかかる保護者の経済的負担の軽減および特別支援学校の経営基盤の安定化を図るため、引き続き支援していく必要があります。	・私立特別支援学校における特別支援教育に要する経費に対して助成を行いました。	4	環境生活部	私学課	私学班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策2-2】

施策 2	生きがいを実感できる共生社会づくり
2-2	就労の促進
<p>【施策の基本的な方向】</p> <p>コロナ禍における経済情勢をふまえ、障がい者の一般就労の促進を図るとともに、福祉的就労を支える福祉事業所等における支援を充実します。</p> <p>また、「三重の農福連携等推進ビジョン」に基づき、農林水産業分野における障がい者就労の促進に向けた取組の推進を図ります。</p>	

数値目標					
目標項目	令和元年度 (現状値)	R3	R4	R5	R5
		実績値	実績値	実績値	目標値
一般就労へ移行した障がい者数 (子ども・福祉部 障がい福祉課)	401人	396人			524人

障がい者就業・生活支援事業、知的障がい者就労支援講座、県の機関における職場実習事業、社会的事業所を通じて一般就労した障がい者数

プランにおける取組	令和3年度の実績概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
施策の展開 (1)	一般就労の促進						
① 民間企業における法定雇用率が令和3(2021)年3月1日に2.3%に引き上げられたことをふまえ、三重労働局をはじめ関係機関との連携強化を図りながら課題等の把握に努めるとともに、障がい者雇用に対する機運をさらに高め、障がい者の実雇用率および法定雇用率達成企業割合の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 三重県障がい者雇用推進協議会、同運営会議及び幹事会を開催し、関係団体等と障がい者雇用にかかる意見交換(3回)を行いました。 三重労働局等関係機関との連携により障がい者雇用への理解を進めるためのセミナーを開催しました。 労働局と連携した幹部職員による企業訪問の実施 	<p>本県の民間企業における障がい者実雇用率は着実に上昇しているものの、法定雇用率が令和3(2021)年3月1日に2.3%にさらに引き上げられたことを契機として、関係機関との連携強化を図りながら障がい者雇用に関する理解を深めるとともに、雇用の促進に向けてさらなる取組を推進する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 三重県障がい者雇用推進協議会、同運営会議及び幹事会を開催し、関係団体等と障がい者雇用にかかる意見交換(2回)を行いました。 企業訪問14社 	目標8	雇用経済部	雇用対策課	障がい者雇用班
② 三重県障がい者雇用推進協議会を開催し、関係機関との調整や連携を行い、障がい者雇用の促進に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> 三重県障がい者雇用推進協議会、同運営会議及び幹事会を開催し、関係団体等と障がい者雇用にかかる意見交換(3回)を行いました。 	<p>本県の民間企業における障がい者実雇用率は着実に上昇しているものの、法定雇用率が令和3(2021)年3月1日に2.3%にさらに引き上げられたことを契機として、関係機関との連携強化を図りながら障がい者雇用に関する理解を深めるとともに、雇用の促進に向けてさらなる取組を推進する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 三重県障がい者雇用推進協議会、同運営会議及び幹事会を開催し、関係団体等と障がい者雇用にかかる意見交換(2回)を行いました。 	目標8	雇用経済部	雇用対策課	障がい者雇用班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策2-2】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
③ 三重県障がい者雇用推進企業ネットワークにより、障がい者雇用実績のある企業と新たに障がい者雇用を進めたい企業との間で情報交換や交流を行い、企業間の主体的な取組を支援します。	・三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク(登録企業数327社[令和4年3月31日現在])については、メールマガジンの発行(毎月)により登録企業に情報提供を行うとともに、「産・福・学」の情報交流会(1回)を開催し、企業間の情報交換や交流などの取組を支援しました。	企業の主体的な取組を促進するため、企業間、関係者間における情報交流などを障がい者雇用アドバイザーなどを介して支援する必要があります。また、県だけでなく市町や各関係事業所を介し、広く情報発信を行うことが必要です。	・三重県障がい者雇用推進企業ネットワークの登録企業数は令和5年2月1日時点で355社です。 また、令和5年1月からは市町障がい福祉課に情報提供を行うなど、情報発信拡大に努めています。	目標8	雇用経済部	雇用対策課	障がい者雇用班
④ 「ステップアップカフェ だいたい食堂」(ステップアップカフェ運営事業)を活用し、企業や県民の方が障がい者雇用に関する理解を深めるためのさまざまな取組を行います。	ステップアップカフェ「だいたい食堂」で、障がい者がいきいきと働く姿を企業や県民の皆さんに見ていただくとともに、障がい者と共に働くことについて考える講演会「ステップアップ大学」を開催し、障がい者の方のステップアップだけでなく、私たち社会全体の意識や行動もステップアップし、障がい者が身近で当たり前で働くことができる社会に繋げていくことをめざし、事業を実施した。 (令和3年度) 「だいたい食堂」来店者数 7,043人 ステップアップ大学参加者数 2回延べ37人 「だいたい食堂視察」(見学ツアー含む)4件33人 「だいたい食堂実習」6件9人	ステップアップカフェと市町や企業等への結びつきの強化が課題となっています。	(令和5年2月1日時点の実績) 「だいたい食堂」来店者数 8,787人 ステップアップ大学参加者数 6回延べ181人 「だいたい食堂視察」(見学ツアー含む)6件76人 「だいたい食堂実習」1件1人 また、障がい者の働きやすい職場づくりモデル事業の企業交流会を「だいたい食堂」にて開催しました。	目標8	雇用経済部	雇用対策課	障がい者雇用班
⑤ 障がい者雇用アドバイザーによる企業の求人開拓や雇用に関する支援制度の情報提供を行い、障がい者の就労の場の拡大につなげます。	障がい者雇用アドバイザーによる企業の求人開拓(31事業所)や雇用に関する支援制度の情報提供等により障がい者の就労の場の拡大に取り組みました。	新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動が停滞し、事業者の経営状況が悪化するなど、障がい者の雇用状況にも大きく影響することが懸念されることから、企業の求人開拓や雇用に関する支援制度の情報提供を行い、障がい者の就労の場の拡大に取り組む必要があります。	障がい者雇用アドバイザーによる企業の求人開拓(11事業所)や雇用に関する支援制度の情報提供等により障がい者の就労の場の拡大に取り組みました。	目標8	雇用経済部	雇用対策課	障がい者雇用班
⑥ 三重労働局と連携して、障がい者を対象とした就職面接会を実施し、障がい者の就労につなげます。	・令和3年9月～11月にかけて三重労働局・ハローワークとの共催で、県内7か所で障がい者の就職面接会を開催しました。 参加事業所数46事業所 参加求職者数153人(うち就職者数19人)	就職に至らない求職者等もあり、適切な支援に努める必要があります。	・令和4年9月～11月にかけて三重労働局・ハローワークとの共催で、県内7か所で障がい者の就職面接会を開催しました。 参加事業所数130事業所 参加求職者数400人(うち就職者数54人)	目標8	雇用経済部	雇用対策課	障がい者雇用班
⑦ 障がい者職業訓練コーディネーターを配置して職業訓練を実施し、障がい者が就職に必要な技能を習得できるよう支援します。	・障がい者職業訓練コーディネーター3人を配置し、関係機関との連携を図りながら、受講生に応じた訓練を実施しました。 ・令和3年度は、63人(前年度からの継続含む。)が職業訓練を受講し、うち47人が委託先事業所で雇用されました。	就職に至らない訓練中止のケースについて、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を強化し、個々の受講生に応じた支援が必要です。	・障がい者職業訓練コーディネーター3人を配置し、関係機関との連携を図りながら、受講生に応じた訓練を実施しました。 ・令和3年度は、59人(前年度からの継続含む。)が職業訓練を受講し、うち28人が委託先事業所で雇用されました。	目標8	雇用経済部	雇用対策課	障がい者雇用班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策2-2】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
⑧ 津高等技術学校において、パソコン技能等を習得する職業訓練を実施し、身体障がい者の就労促進を図ります。	・津高等技術学校において、OA事務科に4人入校し、パソコン技能等事務処理系職種に対応できる職業訓練を実施するとともに、検定試験受験の充実を図りました。 また、就職ガイダンスや面接会等の充実を図り、受講生の就職意識の維持向上を実施しました。	・引き続き職業訓練の受講機会を提供するとともに、適切な就労支援に努める必要があります。	・令和4年度はOA事務科に5人入校し、パソコン技能等事務処理系職種に対応できる職業訓練を実施しています。引き続き就職ガイダンスや面接会等の充実を図り、受講生の就職意識の維持向上を図っています。	目標8	雇用経済部	雇用対策課	地域雇用班
⑨ 分身ロボットをはじめとするさまざまなICTを活用した障がい者のテレワークの促進に取り組み、通勤が困難な重度の身体障がいやコミュニケーションに障がいがある方など、これまで就労が困難と考えられていた障がい者も対象とした就労モデルを構築します。	・ステップアップカフェ等における分身ロボットによるテレワーク就労体験事業を実施しました。 体験者:31名	移動等が困難な障がい者のテレワークの促進を図る必要があります。	ステップアップカフェにおける分身ロボットによるテレワーク就労体験事業を実施しました。体験者:14名	目標8	雇用経済部	雇用対策課	障がい者雇用班
⑩ 一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行う「就労定着支援」が適切に利用できるよう、事業所等への指導・助言によりサービスの質を確保します。	・事業所の設置に向けた相談や協議に対応し、一般就労への移行した障がい者について就労の継続を図る就労定着支援事業所の設置を支援しました。 令和3年度末就労定着支援事業所数:18事業所	・就労の継続を図るため、引き続き就労定着支援事業所の設置促進を図る必要があります。	・事業所の設置に向けた相談や協議に対応し、一般就労への移行した障がい者について就労の継続を図る就労定着支援事業所の設置を支援しました。 令和5年2月1日就労定着支援事業所数:19事業所	11	子ども福祉部	障がい福祉課	サービス支援班
施策の展開 (2)	福祉的就労への支援						
① 障がい者就業・生活支援センターを設置し、就労中または就労を希望する障がい者に対して、就労機会の提供等の支援を行います。また、関係機関によるネットワークの強化やアセスメントの充実に取り組みます。	・障がい者就業・生活支援事業を障害保健福祉圏域(9圏域、9センター)で実施しました。 ・障がい者就業・生活支援センターの機能強化事業として、職場定着支援、就労移行支援事業所等との連携及び支援等を位置付け、就労の定着に向けた支援に取り組みました。	・引き続き、就労中または、就労を希望する障がい者に対する、就労機会の提供等の支援、また関係機関のネットワークの強化に取り組んでいく必要があります。 ・伊勢志摩圏域にセンターを設置したことで1圏域1センターの体制になりました。各圏域において就労支援ができる体制づくりを進めており、各センターの質の向上を進めていく必要があります。	・障がい者就業・生活支援事業を障害福祉圏域(9圏域、9センター)で実施しているところです。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から職場訪問等の規制は引き続きあるものの、障がい者就業・生活支援センターの機能強化業務として、職場定着支援、就労移行支援事業所等との連携及び支援等を位置付け、就労の定着に向けた支援に取り組んでいるところです。	11, 17	子ども福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策2-2】

プランにおける取組	令和3年度取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
② 就労系障害福祉サービス事業所に対して、研修会の開催やコンサルタントの派遣等を行い、福祉的就労における工賃等の向上を図ります。	<p>・就労系障害福祉サービス事業所に対し、研修会(セミナー)の開催や、経営コンサルタントの派遣による作業内容・工程の見直しなどの支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等を受ける事業所からの電話等による相談に応じるなど、工賃等の向上に取り組みました。</p> <p>研修会開催数:セミナー2回、成果報告会1回 経営コンサルタント派遣事業所数:16事業所</p>	<p>・福祉的就労における工賃等は着実に上昇してきているものの、依然として低い水準にあるとともに、二極化の傾向があります。自立した地域生活を実現し、働く喜びや達成感が生きがいにつながる状況とは言えません。そのため、県の平均工賃等を下回る事業所の工賃等の底上げを図り、生産活動の活性化を図る必要があります。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の影響により対面販売の機会が減少したことや、物価高騰による影響を受ける事業所も少なくありません。</p>	<p>・就労継続支援B型事業所の平均月額工賃はコロナ禍においても徐々に向上しています。初めて全国平均を上回った令和元年度以降毎年、全国平均を上回り、令和3年度には17,305円となりました(全国平均は16,507円)。</p>	1,8	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班
③ 企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行う「就労移行支援」が適切に利用できるよう、事業所等の受け皿の確保や指導・助言によりサービスの質を確保します。	<p>・事業所の設置に向けた相談や協議に対応し、障がい者の一般就労への移行を促進する就労移行支援事業所の設置を支援しました。</p> <p>令和3年度末就労移行支援事業所数:36事業所</p>	<p>・一般就労への移行を促進するため、引き続き就労移行支援事業所の設置促進を図る必要があります。</p>	<p>・事業所の設置に向けた相談や協議に対応し、障がい者の一般就労への移行を促進する就労移行支援事業所の設置を支援しました。</p> <p>令和5年2月1日就労移行支援事業所数:36事業所</p>	11	子ども・福祉部	障がい福祉課	サービス支援班
④ 就労継続支援A型事業所に対して、障がい者の就労機会向上と収入増加が図られるよう、助言指導に努めます。	<p>・事業所等からの問い合わせや相談に対応し、障がい者の就労機会と収入の増加につながるよう、就労継続支援A型事業所の設置を支援しました。</p> <p>令和3年度末就労継続支援A型事業所数:78事業所</p>	<p>・障がい者の就労機会向上と収入増加が図られるよう、引き続き就労継続支援A型事業所の設置を図る必要があります。</p>	<p>・事業所等からの問い合わせや相談に対応し、障がい者の就労機会と収入の増加につながるよう、就労継続支援A型事業所の設置を支援しました。</p> <p>令和5年2月1日就労継続支援A型事業所数:79事業所</p>	11	子ども・福祉部	障がい福祉課	サービス支援班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策2-2】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
⑤ 福祉事業所への受発注の仲介、調整、品質管理の指導等を行う共同受注窓口の運営を支援するほか、ICT等を活用したマッチング強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 複数の福祉事業所で共同して受注、品質管理等を行うことを目的とした共同受注窓口事業を支援することにより、福祉事業所の受注の機会を確保するとともに、工賃等の向上に取り組みました。 非対面・非接触による物販と共同受注窓口の利用を促進するため、既存のECサイトを利用した販売促進に取り組むとともに、ECサイトの効果的な利用を含め、受注先企業等の新規開拓等に取り組む営業担当コーディネーターを新たに1名配置し、活発に営業活動を行いました。 <p>共同受注窓口売上実績:85,258千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福祉的就労における工賃等は依然として低い水準にあり、官公庁や企業等からの受注拡大をさらに進める必要があります。 新型コロナウイルス感染症の影響により対面販売の機会が減少したことや、物価高騰による影響を受ける事業所も少なくありません。 	<ul style="list-style-type: none"> 共同受注窓口補助実績 令和元年度8,534千円 令和2年度8,602千円 令和3年度12,409千円 令和4年度12,079千円(交付決定) 就労系障害福祉サービス事業所を対象に開催する工賃向上のための研修会やコンサルタント派遣等の事業とも連携し、専門家のアドバイスを受けながら、コーディネーターによる営業活動およびECサイトの利用による販売促進に本格的に取り組んでいます。 就労継続支援B型事業所の平均月額工賃はコロナ禍においても徐々に向上しています。初めて全国平均を上回った令和元年度以降毎年、全国平均を上回り、令和3年度には17,305円(全国平均は 16,507円)となりました。 	1,8,17	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班
⑥ 施設外就労のスキームを活用し、就労支援事業所が障がい者と職員によるユニットを編成して企業内の生産ラインを請け負う「施設外就労『M.I.Eモデル』」を県内の企業および就労支援事業所に向けて展開し、障がい者の工賃向上や企業での一般就労へのスムーズな移行および定着を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> こころのバリアフリーオンラインセミナー(12月)で、施設外就労「M.I.Eモデル」について事例紹介しました。参加者:166名 「施設外就労『M.I.Eモデル』」の導入支援マニュアルを作成(1,000部)し、県内企業や就労支援事業所へ配布しました。 	福祉施設から一般就労への移行を促進するため、関係機関が連携して障がい者の就労支援に取り組む必要があります。	こころのバリアフリーセミナー(12月)で、施設外就労「M.I.Eモデル」について事例紹介しました。参加者:217名	目標8	雇用経済部	雇用対策課	障がい者雇用班
施策の展開(3)	多様な就労機会の確保						
① 三重県障がい者就農促進協議会や市町と連携して、農業ジョブトレーナーや農業版ジョブコーチとなる人材の発掘や資質向上に取り組み、就農支援の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 三重県障がい者就農促進協議会と連携し、農業ジョブトレーナー養成講座を実施しました(79名修了)。 農福連携の現場で実務的なアドバイスを行う農福連携技術支援者(農業版ジョブコーチ)の認定に必要な研修及び修了試験を実施しました(17名認定)。 	より効果的な講座や研修を実施するため、これまでに育成した農業ジョブトレーナーや農福連携技術支援者といった専門人材の活動実態や課題を把握することが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 三重県障がい者就農促進協議会と連携し、農業ジョブトレーナー養成講座を実施しました(47名修了予定)。 農福連携技術支援者の認定に必要な研修及び修了試験を実施しました(17名認定)。 これまでに育成した専門人材の活動状況や抱えている課題などを把握するため、活動実態調査を行っています。 	1,8,10,11,15,16,17	農林水産部	担い手支援課	担い手育成班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策2-2】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
② 福祉事業所の農業参入や、農業経営体による施設外就労、障がい者雇用の促進を図り、農福連携のさらなる拡大に向け取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産事業者と福祉事業所の双方のニーズを把握してマッチングする農福連携ワンストップ窓口を設置し、活動を支援しました。また、マッチングを円滑に実施するため、必要に応じて専門人材の派遣を行いました。 地域の障がい者支援組織に施設外就労等をコーディネートする人材を設置し、マッチングの中間支援を行う組織のモデル構築に取り組みました(2地域)。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設外就労の拡大に向け、地域単位でマッチングを行う仕組みが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 農福連携ワンストップ窓口とその地域拠点を設置し、活動を支援しています。また、マッチングを円滑に実施するため、必要に応じて専門人材の派遣を行っています。 	1,8,10,11,15,16,17	農林水産部	担い手支援課	担い手育成班
③ 林業用種苗生産事業者、木工業者や福祉事業所等への情報提供、働きかけを行い、林業分野と福祉事業所との連携促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度から始まった苗木生産分野での土詰め作業における作業環境の改善に関する取組に対して支援するとともに、新たに、林業事業者と福祉事業所のヒノキの葉の加工品(お香)の作成に関する取組(3件)に対して支援を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> 林福連携の取組が可能であることが判明しましたが、取組を広げていくにあたり、林業と福祉の情報に精通し、両者をマッチングさせるコーディネーターを育成し、マッチング活動を支援する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 林業関係事業者と福祉作業所とのマッチングを担うコーディネーターを7名育成し、県との意見交換や福祉作業所への情報収集活動、木工分野での事業者と福祉事業所との連携に向けた調整など、コーディネーターのマッチング活動を支援しています。 	1,4,8,10,11,16,17	農林水産部	森林・林業経営課	スマート林業推進班
④ 水産関係者と福祉関係者の交流機会の創出や研修会の実施等を通じて、地域が主体となって水福連携に取り組む体制づくりや地域における水福連携の推進等を担う指導者の育成を支援し、水福連携の取組の展開を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 福祉事業所の漁労関連作業の受託のコーディネートに取り組み、福祉関係の9施設が22件(うち新規6件)の作業を受託しました。 尾鷲市において、福祉事業所と水産関係者の連携に向けた意見交換会を開催しました。 尾鷲市において、水福連携の指導者を養成する研修を実施し、NPO法人及び社会福祉協議会の職員2名が参加しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 県南部中心の水福連携の取組を県全域へ拡大させるためには、地域を跨いだ作業の斡旋や取組拡大の余地がある水産加工・流通業とのさらなる連携に向け、関係者のマッチングに専門的に取り組む水福連携コーディネーターの活動支援が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 水産関係者と福祉事業所等のマッチングに取り組む専門人材として、水福連携コーディネーターを3名育成しました。 水福連携の県全域への取組拡大に向け、育成した水福連携コーディネーターのマッチング活動を支援しています。 	1,4,8,10,11,16,17	農林水産部	水産振興課	水産経営班
⑤ 農林水産業分野における障がい者就労の全国的な定着と発展に向け、農福連携全国都道府県ネットワークを活用し、有効施策の調査・研究を行うことで、新たな制度の創設や予算の確保に向けた国への提言等に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 農福連携の全国的な定着と発展に向け、農福連携全国都道府県ネットワークにおいて、以下の取組を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> ①国への提言 ②農福連携推進オンライン研修会 ③ノウフクマルシェに関する調査 	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークの活動は、岐阜県が新たな会長県として主導していくことから、本県も前会長県および現副会長県として、岐阜県をサポートする必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 前会長県および現副会長県として、ネットワークによる以下の取組をサポートしました。 <ul style="list-style-type: none"> ①国への提言 ②全国農福連携マルシェ in ぎふ ③農福連携全国都道府県ネットワーク 現地研修会 in みえ 	1,8,10,11,15,16,17	農林水産部	担い手支援課	担い手育成班
⑥ 障がいのある人もない人も「対等な立場」で「ともに働ける」社会的事業所について、安定した経営が持続できるよう、引き続き優先調達の対象として支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、社会的事業所を優先調達の対象として支援を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的事業所の経営の自立を促進する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、社会的事業所を優先調達の対象として支援を行っています。社会的事業所:3か所 	1,8,10	子ども福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策2-2】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
⑦ 行政機関における知的障がい者および精神障がい者の雇用の実現と県職員の障がい者に対する理解の促進を図るため、県の機関における知的障がい者および精神障がい者の職場実習を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者の就労支援策として、本庁で職場実習を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者の職場への受入は、職場全体での理解と協力が不可欠であり、職場への啓発を一層推進していく必要があります。 実習が行政機関における精神障がい者の雇用推進につながるよう、関係部局との連携が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者の就労支援策として、本庁で職場実習を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。 	3	医療保健部	健康推進課	精神保健班
	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、職場実習は中止しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 知的障がい者および精神障がい者の職場への受け入れは、職場全体での理解と協力が不可欠であり、職場への啓発を一層推進していく必要があります。職場実習が行政機関における知的障がい者および精神障がい者の雇用推進につながるよう、関係部局との連携が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 職場実習の再開に向けて、関係機関や関係部局と連絡を密にしています。知的障がい者および精神障がい者が行政機関で就労する場合の受け入れ体制や業務の切り出し等について、引き続き検討しています。 	1,8,10	子ども福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班
⑧ 公立学校等において障がい者の就労促進を図るため、教員採用選考試験等における障がい者を対象とした特別選考の実施に取り組むとともに、障がい者の雇用を通して、学校現場における障がい者の職域拡大に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の就労や相談支援に関する知識、経験を有する「障がい者雇用トータルサポーター」を配置し、学校からの相談対応や新たに配属された学校業務支援員のフォローアップ等を実施しました。 新たに障がいのある職員が配属された所属の所属長等を対象に、公共職業安定所の協力のもと、障がい種別ごとの特性や配慮事項など、障がい者に対する理解を深めるための研修を実施しました。 教員の雇用拡充に向けて、高校における進路ガイダンスや大学での採用試験説明会等において、障がい者特別選考等の制度の周知を行うなど、障がいを理由に教員採用選考試験を諦めることのないよう、呼びかけを行いました。 非常勤職員(学校業務支援員)の採用を計画的に行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> 各所属(事務局、県立学校、小中学校)における障がいのある職員の働きやすい職場環境づくりや職場定着をこれまで以上に進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の就労や相談支援に関する知識、経験を有する「障がい者雇用トータルサポーター」を配置し、学校からの相談対応や新たに配属された学校業務支援員のフォローアップ等を実施しました。 新たに障がいのある職員が配属された所属の所属長等を対象に、公共職業安定所の協力のもと、障がい種別ごとの特性や配慮事項など、障がい者に対する理解を深めるための研修を実施しました。 障がいのある職員が配属される所属等に対して、障がい者雇用の取組事例集を配布し、好事例の水平展開を図りました。 	8	教育委員会	教職員課	事務局人事班
⑨ 行政機関における障がい者の雇用の促進を図るため、障がい者を対象とした三重県職員採用選考の実施に取り組むとともに、県職員の障がい者に対する理解の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者を対象とした選考試験(一般事務職)を実施し、令和4年4月に計3名を採用しました。 県職員の障がい者に対する理解促進のため、障がい者活躍推進計画に基づき、以下の取組等を実施しました。 ①障がいのある職員や関係所属職員等をメンバーとして「三重県職員障がい者活躍推進チーム」を設置し、推進取組を検討 ②三重県職員研修および人権啓発推進員研修で、障がい者をテーマとした研修を実施 ③精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 採用に関する目標については、実雇用率を令和6年6月1日時点で3.45%以上とすることをしていますが、令和4年6月1日時点の現状値は2.95%と目標達成には至っていない状況です。 今後も引き続き、計画的な障がい者の採用に努めるとともに、障がい者活躍推進計画に基づき、障がいのある職員にとって働きやすい職場環境づくりに取り組む必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、障がい者を対象とした選考試験(一般事務職)を実施しました。 障がい者活躍推進計画に基づき、以下の取組等を実施しました。 ①障がいのある職員や関係所属職員等をメンバーとして「三重県職員障がい者活躍推進チーム」を設置し、推進取組を検討 ②三重県職員研修および人権啓発推進員研修で、障がい者をテーマとした研修を実施 ③精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を実施 	8	総務部	人事課	育成・研修センター班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策2-2】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
⑩ 障害者優先調達推進法に基づき、県調達方針を策定して、県における優先調達の拡大や発注内容の多様化に取り組むとともに、市町に対し、優先調達の拡大を働きかけます。	<p>・障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、障害者就労施設等への調達拡大に向けて全庁的に取り組むとともに、市町にも働きかけました。</p> <p>県の調達実績:44,155千円</p>	<p>・障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、障害者就労施設等への調達拡大に市町とともに取り組む必要があります。</p>	<p>・障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、障害者就労施設等への調達拡大に市町とともに取り組みました。</p>	1,8	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班
⑪ 県が行う物品等の調達において、障がい者雇用促進企業等を優遇する制度を運用し、障がい者の就労の促進および雇用の場の確保を図ります。	<p>・県が行う物品等調達において、障がい者の雇用に努める中小企業等(障がい者雇用促進企業等)を優遇する制度を運用しました。</p> <p>◎令和3年度発注実績 障がい者雇用促進企業等 発注件数 575件 発注金額 39,145千円</p>	<p>・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成25年4月施行)の普及により、障がい者雇用促進企業等への発注額や登録企業数は伸び悩む状況です。</p>	<p>令和4年度から新規障がい者雇用促進企業として2社が追加されました。今後も新規参入企業を増やすよう努めていく必要があります。</p>	目標8	雇用経済部	雇用対策課	障がい者雇用班

見え障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策2-3】

施策 2	生きがいを実感できる共生社会づくり
2-3	スポーツ・芸術文化活動の推進
【施策の基本的な方向】 令和3(2021)年に全国障害者スポーツ大会(三重とこわか大会)を開催するとともに、障がい者へのスポーツの参加機会の提供や障がい者スポーツを支える人材の育成等、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組みます。 また、障がい者の芸術文化活動に対する支援や、自己の芸術的な能力の活用を図る機会の拡充に取り組みます。	

数値目標					
目標項目	令和2年度 (現状値)	R3	R4	R5	R5
		実績値	実績値	実績値	目標値
障がい者スポーツに関心がある県民の割合 (子ども・福祉部 障がい福祉課)	49.4%	56.1%	50.8%		62.0%

e-モニター調査で、障がい者スポーツに「関心がある」「やや関心がある」と回答した県民の割合

プランにおける取組	令和3年度の実績概要	課題	課題を踏まえた令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
施策の展開 (1)	障がい者スポーツの裾野の拡大						
① 三重県障がい者スポーツ大会および三重県ふれあいスポレク祭を開催し、障がい者のスポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図ります。	・障がい者のスポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図るため、三重県障がい者スポーツ大会(バレーボール(精神障害の部))を開催しました。なお、卓球(一般卓球)については、全国障害者スポーツ大会に向けた出場選手選考会を開催しました。	・三重とこわか大会に向けた取組の成果を継承し、障がい者のスポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図る必要があります。	・障がい者のスポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図るため、三重県障がい者スポーツ大会および三重県ふれあいスポレク祭を開催します。	3	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
② 全国障害者スポーツ大会に選手を派遣するとともに、大会に帯同するスタッフとして、障がい者スポーツ指導員や施設の支援員等が参加できるよう支援します。	・三重とこわか大会に選手を派遣する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、同大会が中止になりました。 ・令和2年度に引き続き、選手の確保・育成と士気向上を図るため、育成指定選手を対象とした練習会を開催しました。	・三重とこわか大会に向けた取組の成果を継承し、選手の発掘に取り組むとともに、選手や競技団体の育成に取り組む必要があります。	・三重とこわか大会に向けた取組の成果を継承し、選手数の少ない競技を中止に選手の発掘に取り組むとともに、選手や競技団体の育成に取り組みます。	3	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
③ 地域の障がい者スポーツ体験会や初心者教室等への障がい者スポーツ指導員等の派遣を支援することにより、障がい者が安心してスポーツに参加できる環境づくりを進めます。また、コロナ禍における障がい者スポーツの推進について、関係機関と連携して取り組みます。	・障がい者スポーツの普及・啓発を図るため、市町や小学校など、地域における障がい者スポーツ教室や体験会などへの障がい者スポーツ指導員等の派遣を支援しました。	・三重とこわか大会に向けた取組の成果を継承し、障がい者が安心してスポーツに参加できる環境づくりを進める必要があります。	・障がい者スポーツの普及・啓発を図るため、市町や小学校など、地域における障がい者スポーツ教室や体験会などへの障がい者スポーツ指導員等の派遣を支援します。 ・地域住民主体で活動している総合型地域スポーツクラブを対象に、障がい者スポーツの体験会等の開催を支援することにより、身近な地域で障がい者スポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。	3	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策2-3】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
④ 障がい者スポーツ指導員など、障がい者スポーツを支える関係者を計画的に養成するとともにスキルアップを図ります。	・障がい者スポーツ指導員、障がい者スポーツトレーナーの養成に取り組みました。	・三重とこわか大会に向けた取組の成果を継承し、引き続き大会を支える人づくりに取り組む必要があります。	・障がい者スポーツ指導員、障がい者スポーツトレーナーの養成に取り組みます。	3	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
⑤ 国際大会や全国大会で活躍する選手や指導者に対し、表彰を行い、その功績を讃えるとともに、障がい者スポーツの推進を目的とした普及・啓発を行います。	・東京パラリンピックにおいて優秀な成績を収めたパラアスリートに三重県スポーツ栄誉賞(1名)を授与しました。	・障がい者スポーツを知ってもらい、参加意欲の向上を図るため、より一層の普及啓発が必要です。	・国際大会や全国大会で活躍する選手や指導者を表彰するなど、障がい者スポーツの普及・啓発に取り組みます。 ・障がい者スポーツの普及・啓発のためのフォーラムを開催します。	3	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
⑥ 障がい者がスポーツに参加、観戦できる機会を拡充するため、県営スポーツ施設におけるバリアフリー環境の整備に取り組みます。	・三重交通Gスポーツの杜鈴鹿サッカー・ラグビー場メインスタンド及び水泳場の洋式トイレに温水洗浄便座を設置しました。	・施設利用における利便性を向上させるため、引き続きバリアフリー整備を行う必要があります。	・ドリームオーシャンスタジアムにおいて、多機能トイレ設置、男女トイレ洋式化の工事中であり、令和5年3月に完成予定です。	3 11 17	地域連携部スポーツ推進局	スポーツ推進課	総務企画班
⑦ 県営スポーツ施設における利用料の減免等により、障がい者のスポーツ活動への参加を支援します。	・三重交通Gスポーツの杜鈴鹿に71件、三重交通Gスポーツの杜伊勢に18件の団体利用がありました。 ・個人利用では、三重交通Gスポーツの杜鈴鹿に4,552名、三重交通Gスポーツの杜伊勢に372名、ライフル射撃場に133名の利用がありました。	・障がい者の施設利用機会を拡大するため、引き続き利用料金の減免を実施する必要があります。	・三重交通Gスポーツの杜鈴鹿に53件、三重交通Gスポーツの杜伊勢に10件の団体利用があります。(令和5年1月現在) ・個人利用では、三重交通Gスポーツの杜鈴鹿に4,622名、三重交通Gスポーツの杜伊勢に412名、ライフル射撃場に143名の利用があります。(令和5年1月現在)	3 11 17	地域連携部スポーツ推進局	スポーツ推進課	総務企画班
⑧ 全国障害者スポーツ大会(三重とこわか大会)開催後においても、県民が障がい者スポーツを「する」、「みる」、「支える」機会をさまざまな取組を通じて提供し、障がい者スポーツへの関心向上と理解促進を図ります。	・県障がい者スポーツ大会や体験会の開催、障がい者スポーツ指導員等の支える人材の養成など、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組みました。	・三重とこわか大会に向けた取組の成果を継承し、障がい者スポーツの裾野の拡大に向けた取組を進める必要があります。	・障がい者スポーツを推進する拠点を設置し、障がい者がスポーツに取り組む機会の充実や、支える人材の養成等により一層の裾野の拡大に取り組むとともに、障がい者をはじめとする県民や企業等からの相談にワンストップで対応する体制を整備し、障がい者スポーツを総合的に推進します。	3	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
施策の展開(2)	全国障害者スポーツ大会開催に向けた取組						
① 令和3(2021)年の全国障害者スポーツ大会(三重とこわか大会)の開催に向け、市町や競技団体などの関係機関と連携して準備を進めるとともに、大会運営に携わる競技役員やボランティア等を計画的に養成します。	・「三重とこわか大会」は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりましたが、競技役員を152人養成するとともに、ボランティア養成については、コロナ渦において集合形式の研修は困難であったため、インターネットやDVDを活用した研修を実施し、障がいに対する理解促進を図りつつ、ボランティアとして必要な知識習得を推進しました。	・事業終了	・事業終了	3	地域連携部スポーツ推進局	スポーツ推進課	スポーツ推進班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策2-3】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
② 令和3(2021)年の全国障害者スポーツ大会(三重とこわか大会)から正式競技となるボッチャについて、体験会を開催するなどさらなる普及に取り組めます。	・地域における障がい者スポーツ体験会でボッチャを実施するなど、ボッチャの普及に取り組みました。	・三重とこわか大会に向けた取組の成果を継承し、引き続きボッチャの普及に取り組む必要があります。	・三重県障がい者スポーツ大会でボッチャを実施するなど、ボッチャの普及に取り組めます。	3	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
施策の展開 (3)	障がい者の芸術文化活動への参加機会の充実						
① 県内で芸術文化活動を行う障がい者の作品やパフォーマンスを発表する障がい者芸術文化祭の開催や、ICT等を活用した展覧会の開催機会の拡大等を通じて、障がい者の社会参加を促進します。	・令和3年12月3日、4日(2日間)に津市芸濃町において「三重県障がい者芸術文化祭」を開催し、作品展には470点の出品があり、897人の来場がありました。ステージ発表は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からWEBでの開催となりましたが、8団体が発表を行いました。 ・「みえアールブリュット2023」と題した、障がい者芸術文化祭受賞作品と県内のアーティストの作品を展示する展覧会を令和4年2月から3月にかけて県内3か所で開催し、合計612人の来場がありました。	障がい者関係団体との連携強化を進め、より多くの方からの作品応募や参加が得られるような多様な発表機会を創出する必要があります。	・令和4年12月23日、24日(2日間)に四日市市において「三重県障がい者芸術文化祭」を開催し、作品展には614点、ステージ発表には14団体の応募があり、925人の来場がありました。 ・「みえアールブリュット2024」題した、障がい者芸術文化祭受賞作品と県内のアーティストの作品を展示する展覧会を令和5年1月から2月にかけて県内2か所で開催し、合計627人の来場がありました。	10	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
② 東京オリンピック・パラリンピックや三重とこわか国体・三重とこわか大会を契機として、障がい者芸術文化活動を支援する機運の醸成に取り組めます。	三重とこわか国体・三重とこわか大会は中止となりましたが、令和2年度に設置した「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」において、芸術文化活動への支援を進めました。	障がい者の芸術文化活動に対して、より多くの県民に理解してもらう必要があります。	「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」において、芸術文化活動への支援を進めました。	10	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
③ 令和2(2020)年度に設置した、三重県障がい者芸術文化活動支援センターにおいて、障がい当事者や支援者に対する研修会の開催、関係者内のネットワークの構築、アートサポーターによる相談支援等の取組を実施し、芸術文化活動を支援する基盤の整備を行います。	・「三重県アールブリュット&ミュージックブリュット～自由から世界が始まるART2021～」と題してアーティストがどのようにアート制作に取り組んでいるのかを映像を交えて紹介、解説するプログラムを2回にわたりYouTube配信しました。 ・事業所等から寄せられる芸術文化活動に関する支援方法、創造環境の整備、官署支援等に関する相談を受け付け、アートサポーターの派遣を2回行いました。	・事業所等に対する芸術文化活動に関する相談支援を的確に行い、多くの障がい者が芸術文化活動を通じて社会参加できるようになる必要があります。	「アートはみんなのために」と題して、令和4年10月に、アート活動を行っている施設代表者の講演、事例報告等を行いました。	10	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策3-1】

施策 3	安心を実感できる共生社会づくり
3-1	地域移行・地域生活の支援の充実
【施策の基本的な方向】 相談支援の充実や支援を行う福祉人材の育成・確保を図りながら、地域生活への移行を促進するとともに、地域生活の支援を進めます。あわせて、社会的自立に向けた支援として、各種手当の支給等を適正かつ迅速に行います。	

数値目標					
目標項目	令和元年度 (現状値)	R3	R4	R5	R5
		実績値	実績値	実績値	目標値
地域生活移行者数 (子ども・福祉部 障がい福祉課)	31人	12人			111人

令和元(2019)年度末時点の施設入所者のうち、令和5(2023)年度末までに地域生活へ移行した人の累計

プランにおける取組	令和3年度の実績概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
施策の展開 (1) 地域生活への移行							
①障がい者本位の視点に立ち、本人の尊厳を確保したサービス等利用計画や個別支援計画に基づく支援を通して、障がい者本人のエンパワメントの促進につなげます。	・計画相談の進捗把握と推進支援を行っていますが、県内の計画相談実績は、総合支援法分、児童福祉法分ともに100%となっています。	・サービス等利用計画や個別支援計画に基づき支援を行っていくため、計画相談の推進や質の向上を図っていく必要があります。 ・相談支援専門員の育成と人材確保、地域における支援者支援の体制づくりが必要です。	・相談支援専門員の育成の人材確保のために、引き続き各市町と連携を図りながら、地域における支援者支援の体制づくりを行っています。	3,11	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班
② 入所中の障がい者に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービスの体験的な利用支援等を行う「地域移行支援」の利用促進を図ります。	・圏域の自立支援協議会の活性化に向けて、スーパーバイザーを設置し、圏域で地域移行に取り組める体制づくりを支援しました。	・相談支援の充実等により、入所中の障がい者が本人の意思に沿って住居を選択できる環境づくりを進める必要があります。	・引き続き圏域の自立支援協議会の活性化に向けて、スーパーバイザーを設置し、圏域で地域移行に取り組める体制づくりを支援しています。	3,11	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策3-1】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
③ 入所者の地域生活への移行に取り組む入所施設、相談支援事業所、市町などの関係職員に対して、研修等の実施により人材育成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援従事者研修(初任者・現任)において、サービス等利用計画等の質の向上を図るため、カリキュラム内容の充実を通じて、相談支援専門員の資質向上を支援しました。 重層的で途切れのない相談支援体制を構築するため、相談支援従事者初任者研修と現任研修で地域の実習を実施し、地域における人材育成を推進しました。 	<ul style="list-style-type: none"> サービス等利用計画の作成やモニタリングにおいて、障がい当事者中心の視点に立ち、自己決定・自己選択の観点から計画相談を行い、真に必要な障害福祉サービスの提供を行うため、相談支援専門員の資質向上を目指す必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き相談支援従事者研修(初任者・現任)において、サービス等利用計画等の質の向上を図るため、カリキュラム内容の充実を通じて、相談支援専門員の資質向上を支援しています。 重層的で途切れのない相談支援体制を構築するため、相談支援従事者初任者研修と現任研修で地域の実習を実施し、地域における人材育成を推進しています。 県で今年度主任相談支援専門員を初めて養成しました。今後の地域における相談支援専門員の人材育成の中核を担っていただきます。 	3,11	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班
④ 三重県身体障害者総合福祉センターにおいて、自立訓練(機能訓練)、短期入所などの障害福祉サービスを実施するとともに、地域におけるリハビリテーション機能を提供することにより、障がい者の地域生活への移行や地域生活の支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 三重県身体障害者総合福祉センターにおいて、早期リハビリテーションにつながるよう各地域の医療機関等と連携するなど、利用者のニーズにきめ細やかな対応を行うことにより、障がい者の地域移行や社会参加を促進しました。 日中活動系サービス利用率 73.3% 地域生活移行率 91.6% 	<ul style="list-style-type: none"> サービスを提供する施設の老朽化が進んでおり、その都度、適切な保守を行うことが必要となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 予算の都合上、老朽化の著しい設備や備品について、優先順位を決めたくえで更新・修繕を行っています。 		子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
⑤ 県障害者自立支援協議会において、障がい者の地域生活への移行に係る課題等の検討を行い、入所施設等から地域生活への移行に係る取組の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 三重県障害者自立支援協議会において検討した日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価表を設置市町に配布しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設に入所する障がい者の重度化や高齢化が進む中、重度の障がいであっても地域で安心して生活ができるよう、社会資源等の整備や、地域生活への移行に向けて本人や家族の不安を軽減し地域生活を支援する相談支援等の取組を促進する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 三重県障害者自立支援協議会において、地域の相談支援体制の課題と対応について協議を行いました。(H30:2回、R1:2回、R2:2回、R4:1回) 地域移行課題検討部会において、日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価指標等の検討を行いました。(R1:1回、R2:1回、R4:1回) 	3,11	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班
⑥ 矯正施設退所後、高齢や障がいにより、自立した生活を営むことが困難と認められる方に対して、保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、三重県地域生活定着支援センターにおいて必要な援助を行い、地域に帰住して自立した日常生活または社会生活が営めるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 高齢又は障がいを有することにより、矯正施設から退所した後、自立した生活を営むことが困難であり、支援が必要と認められる者等に対して、保護観察所等と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、居住先の確保や、福祉サービス等にかかる申請支援等を行いました。 令和3年度支援件数 コーディネート業務:48件 フォローアップ業務:32件 被疑者等支援業務:2件 相談支援業務:13件 (支援件数には高齢者も含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度から、起訴猶予・罰金・執行猶予等となり、刑務所等に服役することなく釈放される障がいを有する者等についても、当該事業の支援対象とされたことから、保護観察所に加え、検察庁や弁護士との連携充実を図りながら、必要な支援を行っていく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活定着支援センターにおいて、支援員1名を増員し、5名体制により、矯正施設退所者及び司法段階で釈放される者のうち、高齢者や障がいを有する者に対する支援を行っている。 	3	子ども・福祉部	地域福祉課	地域福祉班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策3-1】

プランにおける取組	令和3年度 of 取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
<p>施策の展開 (2)</p> <p>相談支援の充実</p>							
<p>① 市町、障害保健福祉圏域、県のそれぞれのエリアに応じた重層的で途切れのない相談支援体制を強化するため、市町における相談支援体制の拠点となる基幹相談支援センターの設置促進を図ります。</p>	<p>・基幹相談支援センター設置状況調査を行い、現状把握を行いました。</p> <p>・地域協議会に参加し、相談支援体制強化の必要性について助言を実施しました。</p> <p>*基幹相談支援センター設置市町数:14市町</p>	<p>・障がい者が地域で安心して自立した生活を送っていくために、日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結びつけていくための相談支援体制の整備が必要です。</p> <p>・相談支援の質の向上のためには、地域における人材育成体制、地域づくりを中心に担う基幹相談支援センターの設置と機能強化が必要です。</p>	<p>・相談支援体制検討会議を行い、センターの役割や設置プロセス、設置状況等について検討や情報交換を行うとともに、研修会を開催しました。(市町職員36名、相談支援センター職員28名、県福祉事務所職員2名合計:66名参加)</p> <p>・有志で立ち上がった県内基幹相談支援センター連絡会に参加し、課題の共有と担うべき機能について助言した。</p> <p>*基幹相談支援センター設置市町数:15市町</p>	3,11	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班
<p>② 高次脳機能障がい者が、地域で自立した生活を送れるよう、広域的、専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化を図ります。</p>	<p>・高次脳機能障がい者及びその家族の地域生活を支援するために必要な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実及び医療機関、施設等で高次脳機能障がい者の支援に携わる者に対する研修等を実施しました。</p> <p>・相談件数:554件</p> <p>・地域支援セミナー:2回</p> <p>・圏域研修会:1回</p> <p>・講演会、研修会:1回</p>	<p>・高次脳機能障がい者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害保健福祉サービス等に結びつけていくための相談支援体制が必要です。</p>	<p>・高次脳機能障がい者及びその家族の地域生活を支援するために必要な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実及び医療機関、施設等で高次脳機能障がい者の支援に携わる者に対する研修等を実施しました。</p>	11	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班
<p>③ 障害者就業・生活支援センターにおいて、国等関係機関との連携を図りながら就労中または就労を希望する障がい者に対して、就業およびそれに伴う日常生活上の支援を行います。</p>	<p>・障がい者が働くことを通して自立した生活を営めるよう、日常生活の相談に応じながら、公共職業安定所等の関係機関と連携し、障がい者の就労を支援しました。</p> <p>障がい者就業・生活支援事業:9圏域、9センター</p> <p>相談支援件数 R3:29,394件</p>	<p>引き続き、就労中または就労を希望する障がい者に対して、就業及びそれに伴う日常生活上の支援を行っていく必要があります。</p>	<p>引き続き障がい者が働くことを通して自立した生活を営めるよう、日常生活の相談に応じながら、公共職業安定所等の関係機関と連携し、障がい者の就労を支援しています。</p> <p>障がい者就業・生活支援事業:9圏域、9センター</p>	11, 17	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班
<p>④ 地域の協議会における地域課題の共有と分析を促進し、支援体制強化を図るため情報提供や運営支援を行います。</p>	<p>・圏域の(自立支援)協議会等に参加し、助言等を行うとともに、新たにスーパーバイザーを2人選任し、スーパーバイザーの活用により、専門的な支援を行いました。</p> <p>スーパーバイザー:11名</p>	<p>引き続き、圏域の(自立支援)協議会等に参加し、助言等を行い地域課題の共有等を促進して、地域の支援体制強化を図る必要があります。</p>	<p>引き続き圏域の(自立支援)協議会等に参加し、助言等を行うとともに、スーパーバイザーの活用により、専門的な支援を行っています。</p> <p>スーパーバイザー:10名</p>	3, 11	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策3-1】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
⑤ 民生委員・児童委員の活動を促進するため、担い手の確保に努め、地域の実情をふまえた適正な配置を行います。また、民生委員・児童委員の活動に必要な基礎的知識や、複雑多様化する福祉ニーズに対応できる資質向上のための研修やICT等を活用した活動支援に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員(主任児童委員を含む)の定数4,236人に対し、令和3年度末時点で4,082人の委嘱を行いました。 民生委員・児童委員の負担軽減や業務効率化を図るため、オンラインにより活動記録を報告できるシステムの構築・運用を試行的に実施しました。 なお、必要な知識・技術の修得に向けた研修については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部地域のブロック別研修を除き、中止としました。 	引き続き、民生委員・児童委員の負担軽減や業務の効率化に向けた支援を行うとともに、市町等と連携してなり手の確保に努める必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度は民生委員・児童委員の一斉改選の年にあたり、定数4,252人に対し、令和4年12月1日時点で3,979人の委嘱を行いました。(充足率:93.6%) また、新たに民生委員・児童委員として委嘱された人を対象に、新任研修を実施(県内9地区)したほか、各地区協議会の会長を対象とした研修会を開催するなど、必要な知識・技術の修得に向けた支援を行っています。 	3	子ども・福祉部	地域福祉課	地域福祉班
⑥ 県障害者自立支援協議会において、地域の具体的課題を抽出し、対応策の検討や評価を行うことにより、取組の水平展開や制度化を図るとともに、地域の協議会の運営を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 各圏域等から抽出した課題や「みえ障がい者共生社会づくりプラン」について、県障害者自立支援協議会において、情報共有と施策に向けての取組や課題について協議しました。(三重県障害者自立支援協議会:1回) 地域の(自立支援)協議会にオブザーバー参加し、運営の支援を行いました。 	障がい者が地域において自立した生活を送っていくために、障がい者の自己決定に基づき、ライフステージに応じた途切れのない支援や関係機関の連携による支援を提供できるよう、相談支援の更なる質の向上が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 各圏域等から抽出した課題や「みえ障がい者共生社会づくりプラン」について、県障害者自立支援協議会において、情報共有と施策に向けての取組や課題について協議を予定しています。(三重県障害者自立支援協議会:1回) 地域の(自立支援)協議会にオブザーバー参加し、運営の支援を行っています。 	3	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班
施策の展開(3)	地域生活支援の充実						
① 障がい者が、地域において自立した生活を送ることができるよう、重度の障がいにも対応したグループホームをはじめとする居住の場や日中活動の場の整備を行い、障害福祉サービスの基盤整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が、地域において自立した生活を送ることができるよう、居住の場の整備を促進しました。 グループホーム:2箇所(県単補助:2(定員計20名)) 	<ul style="list-style-type: none"> グループホームをはじめとする障害福祉サービス事業所の整備費用を助成することで、地域における居住や日中活動の場の確保が図られましたが、入所施設等から地域生活への移行や地域生活の定着を更に進めるため、引き続き障害福祉サービスの基盤整備が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が、地域において自立した生活を送ることができるよう、居住の場の整備を促進しました。 グループホーム:3箇所(国庫補助:1(定員計7名)) (県単補助:2(定員計17名)) 	11	子ども・福祉部	障がい福祉課	サービス支援班
② 地域で暮らす障がい者が、居宅介護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービスおよび短期入所など障害福祉サービスを適切に利用できるよう、事業所等への指導・助言によりサービスの質を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> 事業所からの問い合わせ・相談への対応や、実地指導などを通じ、適切なサービスの提供が行われるよう、事業所を支援しました。 	<ul style="list-style-type: none"> すべての事業所において、適切なサービスが提供されているのか、確認を行うことが困難な状況にあります。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、事業所からの相談などへの対応を行い、適切なサービスの提供が行われるよう、事業所を支援していくことが必要です。 	3	子ども・福祉部	障がい福祉課	サービス支援班
③ 単身等で生活する障がい者に対して、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などを行う「地域定着支援」が適切に利用できるよう、事業所等への指導・助言によりサービスの質を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> 事業所からの問い合わせ・相談への対応などを通じ、適切なサービスの提供が行われるよう、事業所を支援しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活に定着するための基本的なサービスですが、利用実績が少ないため、利用促進を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、事業所からの相談などへの対応を行い、適切なサービスの提供が行われるよう、事業所を支援していくことともに利用促進を図る必要があります。 	10,11	子ども・福祉部	障がい福祉課	サービス支援班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策3-1】

プランにおける取組	令和3年度取組概要	課題	課題を踏まえた令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
④ 障がい者の地域生活を支えるために必要な機能を集約した拠点(地域生活支援拠点)等の整備に向けた市町または障害保健福祉圏域における取組を支援し、その整備促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点等の設置状況の把握を行い、各地域の協議会での検討の場に参加するなど、情報提供、助言を行いました。 基幹相談支援センター設置市町数:14市町 地域生活支援拠点等の整備市町数:10市町 	<ul style="list-style-type: none"> 拠点整備に向けた協議ができていない、拠点は整備したが十分機能していない等の課題があります。 市町または圏域での地域生活支援拠点等の整備促進及び、その機能の充実に向けて、各地域の取組を支援する必要があります。 地域生活支援拠点等で重要な役割を担う基幹相談支援センターについて、その設置促進と機能の強化を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点等の設置状況の把握を行うとともに、市町職員を対象に障害福祉計画等研修会を開催し、進捗状況の共有と整備推進の方策について意見交換を行いました。 各地域の協議会での検討の場に参加するなど、情報提供、整備促進のための助言を行いました。 基幹相談支援センター設置市町数:15市町 地域生活支援拠点等の整備市町数:13市町 	3,11	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班
⑤ 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う「自立生活援助」が適切に利用できるよう、事業所の拡充に努めるとともに、事業所等への指導・助言によりサービスの質を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> 事業所からの問い合わせ・相談への対応などを通じ、適切なサービスの提供が行われるよう、事業所を支援しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で一人暮らしの生活を始める障がい者を支援するために、自立生活援助事業所を増やしていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、事業所からの相談などへの対応を行い、適切なサービスの提供が行われるよう、事業所を支援していくことが必要です。 	10,11	子ども・福祉部	障がい福祉課	サービス支援班
⑥ 行動障がいに対する行動観察を行い、取組で得られた支援手法の蓄積と活用により、一人ひとりの障がいの状況に応じた地域生活を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 自閉症・発達障害支援センターによる支援にあたっては、行動障がいのある障がい者の特性に応じた相談支援を実施しました。 相談支援延件数(H30:11,937件、R1:12,951件、R2:13,634件、R3:13,678件) 強度行動障がい支援者養成研修を実施し、行動障がいのある障がい者の特性に応じた支援が可能な支援者の養成及び、そのスキルアップを行いました。 (H30基礎研修:322人受講・実践研修:119人受講、R1基礎研修:255人受講・実践研修:92人受講、R2基礎研修:100人受講、R3基礎研修:268人受講、実践研修215人受講(委託)) 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、行動障がいのある障がい者の特性に応じた相談支援や、行動観察事業を実施する必要があります。 強度行動障がい支援者養成研修を通じ、一人ひとりの特性に応じた地域生活を支援できる支援者を養成する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 自閉症・発達障害支援センターによる支援にあたっては、行動障がいのある障がい者の特性に応じた相談支援を実施しました。 相談支援延件数(H30:11,937件、R1:12,951件、R2:13,634件、R3:13,678件) 強度行動障がい支援者養成研修を実施し、行動障がいのある障がい者の特性に応じた支援が可能な支援者の養成及び、そのスキルアップを行いました。 (H30基礎研修:322人受講・実践研修:119人受講、R1基礎研修:255人受講・実践研修:92人受講、R2基礎研修:100人受講、R3基礎研修:268人受講・実践研修215人受講(委託)) 	3,11	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策3-1】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
⑦ 共生社会の実現に向けて、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするための「共生型サービス」について、介護保険の指定を受けている事業所が、障害福祉サービス事業所の指定を受けるために必要な情報の提供を行います。	・事業所からの問い合わせ・相談への対応などを通じ、共生型サービスの指定に必要な情報提供を行いました。	・共生型サービスの報酬が十分でないこともあり、新規の指定申請は少ない状況です。また、共生型の指定を受けても介護保険の利用者で定員に達してしまい、障がい者の新規受入ができていない事業所もあります。	・引き続き、利用者が身近な地域でサービスを受けられるよう、「共生型サービス」の内容について情報提供していく必要があります。	10,11	子ども・福祉部	障がい福祉課	サービス支援班
⑧ 福祉サービスの質の向上を図るための「みえ福祉第三者評価」について、全国的な推進組織である全国社会福祉協議会などと連携を図りながら事業運営を行うとともに、福祉事業者等が中・長期的な展望で福祉サービスの質の向上に取り組むことができるよう、意識の醸成を図ります。	事業者を受審を呼びかけた結果、社会福祉施設5事業所の受審がありました。 (うち、障がい者・児1施設)	今後も、福祉サービスの質の向上を図るために、当制度の普及・啓発に努める必要があります。	引き続き、事業者に対する受審の呼びかけや、評価者向け研修等に取り組んでいます。	3	子ども・福祉部	地域福祉課	地域福祉班
⑨ 障がい者が個別のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が図られるよう、指導監査の結果を市町と共有するとともに、障害福祉サービス等情報公表制度について、普及啓発を進めます。	障害福祉サービス等情報公表制度については、事業者等に対し周知に努めるとともに、新規事業所については県で基本情報登録を行い申請を促しました。 令和3年度末の公表済事業所は全体の61%でした。	・障害福祉サービス等情報公表制度により、利用者に最新の情報が提供されるよう、引き続き事業所には内容の更新を求めていく必要があります。	・障害福祉サービス等情報公表制度により、利用者に最新の情報が提供されるよう、事業所には内容の更新を求めています。	3	子ども・福祉部	障がい福祉課	サービス支援班
⑩ 適切な福祉サービスを提供するため、日常生活自立支援事業の運営を監視する「運営監視委員会」や、福祉サービス利用者等からの苦情解決を支援する「苦情解決委員会」で構成され、三重県社会福祉協議会が設置する「運営適正化委員会」の活動を支援することを通じて、利用者本位の福祉サービスの確保を図ります。	三重県社会福祉協議会に設置されている各委員会の運営経費等の補助を行い、適切な福祉サービスの提供への支援を行いました。 運営適正化委員会:3回開催 運営監視委員会:6回開催	適切な福祉サービスの提供推進は今後も重要な施策であることから、継続して支援を行う必要があります。	三重県社会福祉協議会に設置されている各委員会の運営経費等の補助を行い、適切な福祉サービスの提供への支援を行っています。	3	子ども・福祉部	地域福祉課	地域福祉班

施策の展開
(4) 福祉人材の育成・確保等

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策3-1】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
① 高等学校の福祉科および福祉に関するコース等において、地域の社会福祉を担う人材を育成します。	県内の高等学校では、北勢、中勢、南勢、伊賀のそれぞれの地域で介護福祉士養成校を設置し、介護福祉士を養成しています。令和3年度の養成校(朝明、みえ夢学園、明野、伊賀白鳳)の介護福祉国家試験の合格率は84.6%でした。県内で福祉を学ぶコースを設置している学校において、三重県介護員初任者研修事業に取り組み、地域の福祉を担う人材の育成に努めました。	産業教育フェアや各校において、福祉の魅力発信を目的に県民及び小中学生に向けて、出前授業等に取り組んでいます。引き続き関係機関と協力し、生徒が福祉の魅力を理解し、県民及び小中学生等に魅力を伝える活動を実施し、人材育成につなげていく必要があります。	県内の高等学校では、北勢、中勢、南勢、伊賀のそれぞれの地域で介護福祉士養成校を設置し、介護福祉士を養成しています。また、県内で福祉を学ぶコースを設置している学校において、三重県介護員初任者研修事業に取り組み、地域の福祉を担う人材の育成に努めています。	3,4	教育委員会	高校教育課	高校教育班
② 三重県福祉人材センターにおいて無料職業紹介や福祉職場相談会等を実施し、福祉人材の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 無料職業紹介や就職フェア、マッチング支援、福祉職場体験等により福祉・介護職場への就労を支援したことで、266人が福祉・介護職場に就職し、福祉・介護人材を確保しました。 【就職者数内訳】 無料職業紹介:52人 就職フェアおよび就職相談会:21人 マッチング支援:135人 職場体験事業:3人 介護職員初任者研修資格取得支援事業:48人 潜在的有資格者等再就業促進事業:1人 入門的研修:2人 介護職員初任者研修資格取得支援事業(氷河期世代):4人 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の成果はあるものの、令和3年度の三重県の介護関連職種の有効求人倍率は3.76倍と高く、依然、福祉・介護現場の人材不足は厳しい状況です。 福祉人材センターへの求職者数も新型コロナウイルス感染症の影響等により減少傾向にあり、福祉・介護職場への就職者数も減少しています。 	福祉人材センターにおいて無料職業紹介や就職フェア、マッチング支援、福祉職場相談会等の事業を実施し、福祉人材の確保に取り組みます。	3,4,8,17	医療保健部	医療介護人材課	看護・介護人材班
③ 中学校や高等学校の生徒、保護者および教職員を対象に、福祉の仕事セミナーを実施するなど、福祉の仕事のやりがいや魅力を伝え、イメージアップを図ることで、福祉分野への若い人材の参入を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 小学校、中学校、高等学校等の生徒、保護者および教職員に対し、福祉・介護の仕事に対する興味・関心を深めてもらうことを目的に福祉の仕事等に関するセミナーを17回実施し、462人が参加しました。 関係団体と連携し、介護の日に合わせて介護フェアを実施しました。 	福祉の仕事に関するイメージは、労働環境や処遇に関する部分でマイナスイメージがあり、また、生徒よりも保護者・教職員において、マイナス傾向がみられます。	令和4年度も引き続き、学校の生徒、保護者および教職員に対し、福祉の仕事の魅力を発信するセミナーを30回程度実施するとともに、関係団体と連携することで、効果的なイメージアップに取り組みます。 県民が福祉・介護を身近に感じられるよう福祉・介護フェアを1回開催しました。	3,4,8,17	医療保健部	医療介護人材課	看護・介護人材班
④ 社会福祉施設職員の研修を支援することにより、福祉人材の確保や資質向上を図ります。また、感染症対策に向けた取組の一環として、感染防止に向けた研修の実施や施設でのクラスター発生時の職員の応援協定に基づく支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 三重県社会福祉研修センターが行う、社会福祉関係施設職員を対象とした多様な研修事業に対して補助を行うことにより、社会福祉施設職員の資質向上を図りました。 キャリアパス対応生涯研修、業種別研修、課題別研修の計23課程に、1,069人の参加がありました。 	今後も継続して、三重県社会福祉研修センターが行う各種の取組を支援することにより、社会福祉施設職員の資質向上を図る必要があります。	三重県社会福祉研修センターが行う、社会福祉関係施設職員を対象とした多様な研修事業に対して引き続き補助を行うことにより、社会福祉職員の資質向上を図ります。	3,4,8,17	医療保健部	医療介護人材課	看護・介護人材班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策3-1】

プランにおける取組	令和3年度 of 取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
⑤ 支援者の資質の向上のため、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づき、相談支援における理念の浸透や、障がい当事者をはじめとする関係者による人材育成システムの構築により、人材の段階的な資質の向上を図るとともに、地域の支援体制の充実・強化を担う人材を育成します。	「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づき、相談支援従事者および、サービス管理責任者の人材育成を図りました。 また、相談支援従事者初任者研修(87人修了)、相談支援従事者現任研修(95名修了)、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修(280人修了)、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修(131人修了)、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修(267人受講)を委託して開催し、人材育成を図りました。 ・新カリキュラムに基づいて、相談支援従事者初任者研修、現任研修においては、地域での実習を実施し、地域の人材育成を推進しました。	・令和2年度の相談支援従事者研修の改定に伴って、研修日程の増加等に加えて、地域での実習が必要になりました。受講生に混乱をきたさないよう、適切な情報提供に努めるとともに、各市町が円滑に実習日程、内容を検討してもらう必要があります。 ・引き続き研修委託先法人及び研修講師とともに、適切な運営をしていく必要があります。 ・複数名での演習を伴う研修カリキュラムで実施する大規模な研修のため、感染防止対策に努めながら実施する必要があります。そのため、講義部分のオンライン化、質の向上のため、演習の分散化による集合研修あるいはオンライン化等、障害福祉サービス事業所が適正に運営できるよう、研修を実施する必要があります。	「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づき、相談支援従事者および、サービス管理責任者の人材育成を図っています。	11、17	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班
⑥ 強度行動障害支援者養成研修を実施し、支援者の資質向上を図ります。	・強度行動障害支援者養成研修を指定事業所により実施し、人材育成を図りました。 (修了者:基礎研修268人、実践研修215人)	・強度行動障害支援者養成研修を開催し、人材育成を図る必要があります。	・強度行動障害支援者養成研修を指定事業所により実施し、人材育成を図っています。	3	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班
⑦ 独立行政法人福祉医療機構に対して、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当金の支給に要する費用の一部を助成することにより、社会福祉施設職員等の処遇向上を図ります。	・独立行政法人福祉医療機構が行う、社会福祉施設等経営者との退職手当共済契約に基づく退職手当金の支給に要する費用の一部として、291,725,000円を補助し、社会福祉施設職員等の処遇改善を行いました。	・今後も継続して社会福祉施設職員等の処遇改善を行い、福祉人材の安定的な確保を図る必要があります。	・社会福祉施設職員等の処遇改善のため行う退職手当給付費の補助を引き続き実施し、福祉人材の確保、質の向上を図ります。	3,4,8,17	医療保健部	医療介護人材課	看護・介護人材班
⑧ 福祉・介護職員処遇改善加算等について、未活用の事業者への取得や低い加算を取得している事業者へのより高い加算の取得を、さまざまな機会を通じて事業者へ促していくことにより、福祉・介護職員の処遇改善や安定的な人材育成を支援します。	事業所からの問い合わせ・相談への対応、ホームページにおいて処遇改善加算の概要を分かりやすく掲載するなど、事業所を支援しました。	・事業所が提出する計画書の作成方法が複雑であるため処遇改善加算の内容を十分に理解していただけるよう事業所の支援に取り組む必要があります。	事業所からの問い合わせ・相談への対応、ホームページにおいて処遇改善加算の概要を分かりやすく掲載するなど、事業所を支援しました。	11	子ども・福祉部	障がい福祉課	サービス支援班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策3-1】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
⑨ 障がい福祉分野の人材支援や質の高い業務運営のため、障害者支援施設等における介護業務の負担軽減や効果的な情報管理等につながるロボット等やICTの導入について支援します。	【障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業】 ○障害福祉サービス事業所における介護ロボット導入により介護業務の負担軽減を図るとともに、感染防止対策及び生産性向上を図りました。(対象事業所 7件) ○ICT導入モデル事業費補助金 新型コロナウイルス感染症の感染防止及び事務の効率化を図るため、障害福祉サービス事業所等へのICT導入費用を補助しました。 補助した事業所及び施設:15件	引き続き、障害者支援施設等における介護業務の負担軽減や効果的な情報管理等につながるロボット等やICTの導入について支援する必要があります。	国からの障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業の実施により、障害者支援施設等に、ロボット等導入支援補助金を実施しています。 ICT導入モデル事業は、国から令和4年度の実施がないため、今年度県での実施は行っていません。		子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班
⑩ 同行援護従事者養成研修を行っている指定事業者に対して、地域の声を把握したうえで受講者の増加に向けた働きかけを行い、同行援護従事者の確保および資質向上を図ります。	・同行援護従事者養成研修を指定事業所により、津会場のほか尾鷲会場で実施し、人材育成を図りました。(修了者:一般課程24人、応用課程23人)	・同行援護従事者養成研修を開催し、人材育成を図る必要があります。	・同行援護従事者養成研修を指定事業所により、津会場のほか菰野会場で実施し、人材育成を図っています。	3	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班
施策の展開(5)	社会的自立に向けた支援						
① 日常生活で常時特別の介護を要する20歳以上の在宅重度障がい者に特別障害者手当、20歳未満の重度障がい児に障害児福祉手当を支給します。	・特別障害者手当及び障害児福祉手当について、福祉事務所を通じて支給しました。 特別障害者手当:22,020件 障害児福祉手当:12,404件	・引き続き、受給資格の認定等の事務処理を適切に行う必要があります。	・受給資格の認定等の事務処理を適切に行い、特別障害者手当及び障害児福祉手当について、福祉事務所を通じて支給を行います。	10	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
② 精神または身体に中度以上の障がいがあり、日常生活において介助を必要とする20歳未満の児童を家庭で養育している保護者に特別児童扶養手当を支給します。また、手当の支給に際しては、市町担当者への研修会の開催を通じて受付事務の円滑化を図るなど、引き続き、適正かつ迅速な認定を行います。	令和3年度中に、特別児童扶養手当の新規請求を587件(支給停止31件を含む)認定しました。 令和4年3月末現在の受給者数:4,599件(支給停止者398件を含む)	市町の受付において、書類の不備等が多くみられるため、研修等の機会を活用して、制度や事務取扱の周知を図る必要があります。	令和4年12月末現在の受給者数:4,741件(支給停止者420件を含む) 引き続き、特別児童扶養手当の認定、支給を行います。 また、市町担当者への研修など機会をみて研修会を開催し、制度や事務取扱などの周知を図ります。	3	子ども・福祉部	子育て支援課	子育て家庭支援班
③ 心身の障がいを除去・軽減するための医療に関する公費負担医療制度である自立支援医療制度(精神通院医療・更生医療・育成医療・療養介護医療)を適切に運用し、医療費の自己負担の軽減を図ります。	・自立支援医療(精神通院)受給者証を発行し、精神通院医療費用の90/100を公費等で負担しました。(保険者負担分を含む。なお、所得区分に応じた月額負担上限額あり。) ・受給者証所持者数(精神通院)は令和4年3月末時点で32,437人です。	・精神疾患を有する方の早期治療、再発防止につながるため、引き続き対象者への制度周知が必要です。	・自立支援医療(精神通院)受給者証を発行し、精神通院医療費用の90/100を公費等で負担しています。(保険者負担分を含む。なお、所得区分に応じた月額負担上限額あり。)	3	医療保健部	健康推進課	精神保健班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策3-1】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
④ 障がい者の経済的負担の軽減を図るため、医療費助成を実施する市町に対する補助を行います。家庭の経済状況に関わらず子どもが安心して医療を受けることができるよう、児童扶養手当の所得基準を適用した0～6歳の子どもに係る窓口無料化(現物給付)に対応するため補助を行います。なお、精神障がい者の助成対象拡大等については、引き続き検討を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者医療費助成事業を行っている市町に対し、補助を行いました。 総額:2,087,764千円 助成を受けた障がい者:延べ42,781人 福祉医療費助成制度改革検討会において、市町とともに、障がい者医療費助成制度を含む福祉医療費助成のあり方について検討を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者医療費助成制度を含む福祉医療費助成の拡大について、さまざまな要望があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者医療費助成事業を行っている市町に対し、補助を行います。 令和4年度最終予算額2,110,517千円 令和5年度から未就学児の現物給付における所得制限(児童扶養手当基準)の廃止を行い、市町補助の拡充を行います。 	3	医療保健部	国民健康保険課	市町国保支援班
⑤ 障がい者の保護者が死亡または重度障がいとなった場合に、残された障がい者に年金を支給する心身障害者扶養共済制度を周知・運用し、障がい者の生活の安定を図るとともに保護者の抱く不安の軽減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の保護者が死亡又は重度の障がい者となった場合に、残された障がい者に年金を支給する心身障害者扶養共済制度を運用しました。 令和3年度年金給付実績 682人 196,940千円 	<ul style="list-style-type: none"> 年金が速やかに支払われるよう、市町との連携により、加入者の現況を適切に把握する必要があります。 加入者からの掛金納付の有無に関わらず、独立行政法人福祉医療機構に全額保険料を支払うため、掛金の未納が発生した場合は県の未収金となります。このことから、掛金未納者に対する滞納整理を行い、早期に未収金の回収を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 年金給付事由発生等の連絡があれば、速やかに給付申請手続きを行い、年金の早期給付に努めます。 掛金の未納者に対しては、「子ども・福祉部債権管理マニュアル」に基づく督促、催告を行うとともに、臨戸訪問等による滞納整理を進めます。 	3	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
⑥ 障がい者とその家族、介護者等が所有・使用する自動車について、一定の条件のもとに、自動車税の減免を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者とその家族、介護者等が所有・使用する自動車について、一定の条件のもとに、自動車税(種別割・環境性能割)の減免を行いました。 自動車税種別割:15,292台(R3.4.1現在) 自動車税環境性能割:546台 	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりが尊重され多様性を認め合う共生社会づくりの推進が求められており、自動車税(種別割・環境性能割)の減免制度の適正な運用により、障がい者の社会参加を支援していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者とその家族、介護者等が所有・使用する自動車について、一定の条件のもとに、自動車税(種別割・環境性能割)の減免を行っています。 自動車税種別割:15,333台(R4.4.1現在) 自動車税環境性能割:425台(R5.1.31現在) 	10	総務部	税収確保課	課税支援班
⑦ 障がい者世帯等の経済的自立と社会参加の促進を図り、安定した生活を営むために必要な資金の貸付を行う生活福祉資金貸付制度を運営する三重県社会福祉協議会に対して、必要な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者世帯等の経済的自立と社会参加の促進を図るため、安定した生活を営むために必要な資金の貸付を行う生活福祉資金貸付制度を運営する三重県社会福祉協議会に対して、必要な助成を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、障がい者世帯等の経済的自立と社会参加の促進を図るため、必要な支援を行う必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者世帯等の経済的自立と社会参加の促進を図るため、安定した生活を営むために必要な資金の貸付を行う生活福祉資金貸付制度を運営する三重県社会福祉協議会に対して、必要な助成を行いました。 	3	子ども・福祉部	地域福祉課	地域福祉班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策3-2】

施策 3	安心を実感できる共生社会づくり
3-2	福祉と医療などが連携した支援の充実
【施策の基本的な方向】 障がいや疾患の早期発見および適切な早期対応を行うとともに、保健、医療、福祉との連携が欠かせない精神障がい者、発達障がい児・者、難病の患者、医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援の充実を図ります。	

数値目標					
目標項目	令和元年度 (現状値)	R3	R4	R5	R5
		実績値	実績値	実績値	目標値
精神科病院における早期退院率 【入院後3か月時点】 (医療保健部 健康推進課)	70.4%	70.8%			69.0%
精神科病院における早期退院率 【入院後6か月時点】 (医療保健部 健康推進課)	80.6%	82.7%			86.0%
精神科病院における早期退院率 【入院後1年時点】 (医療保健部 健康推進課)	84.3%	87.0%			92.0%

県内の精神病床への入院患者が、早期に退院し、長期入院化せずに地域での生活が可能となった者の割合

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
施策の展開 (1)	障がいの早期発見と対応						
① 新生児に対する先天性代謝異常等検査を実施し、先天性代謝異常等を早期に発見し治療につなげることで、障がいの予防を図ります。	新生児に対し先天性代謝異常等検査(20疾患)を実施し、先天性代謝異常等を早期に発見し治療につなげることで障がいの予防に努めました。(検査人数:11,955人、発見した患者数:13人)	早期発見、早期治療を行い、障がいの予防につなげるためには、引き続き、新生児に対し先天性代謝異常等検査を実施していく必要があります。	新生児に対し先天性代謝異常等検査(20疾患)を実施し、先天性代謝異常等を早期に発見し治療につなげることで障がいの予防に努めています。	3	子ども・福祉部	子育て支援課	母子保健班
② 乳幼児健診の事後フォローとして実施している発達相談や専門的な相談について、専門医や臨床心理士、言語聴覚士等の人材確保が困難な市町に対し、専門的な支援を行います。	・熊野保健所にて、市町と連携し、発達に問題を抱える乳幼児等を対象に専門医等による発達相談を行いました。 熊野保健所:実施回数1回、人数14人	専門医療機関等の社会資源が少ない管内であるため、身近で専門医等の相談を受けられる体制を継続していく必要があります。	社会資源が不足する地域においても事後フォローの場を定期的に設け、障がい児やその家族に対して相談・支援を継続して行っています。	3	子ども・福祉部	子育て支援課	母子保健班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策3-2】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
③ 県内6か所の児童相談所において、児童福祉司、児童心理司などを配置し、障がいのある児童の相談支援を行います。	県内6か所の児童相談所において、肢体不自由、視聴覚、言語発達、重症心身、知的障がい等の障がい相談に対応しました。 相談件数(受付件数):1594件	障がいのある児童と保護者を支援するため、引き続き、児童相談所の職員が児童、保護者に直接面談し、助言・援助を行う必要があります。	引き続き、県内6か所の児童相談所において、肢体不自由、視聴覚、言語発達、重症心身、知的障がい等の障がい相談に対応しています。 相談件数(受付件数):1507件 (R5.1末時点)	3	子ども・福祉部	子育て支援課	要保護児童・発達支援班
④ 県立子ども心身発達医療センターにおいて、肢体不自由児を対象に、機能回復訓練、日常生活訓練等を行うとともに、小児整形外科、小児リハビリの専門病院として治療、訓練、装具療法等を行います。また、地域支援として、児童発達支援センターや特別支援学校に対して、セラピストにより技術支援を行います。	・子ども心身発達医療センターにおいて、肢体不自由児に対する専門的な外来・入院診療等を実施しました。 外来延べ患者数 8,874人 入院延べ患者数 4,896人 短期入所事業 延べ利用人数 273人 ・児童発達支援センターや特別支援学校に対して、セラピストによる技術支援を実施しました。 児童発達支援施設他 29施設・地域特別支援学校 15校	・小児科機能の不足等の課題を、隣接する国立病院機構三重病院との連携により解消し、肢体不自由への診療機能の充実を図る必要があります。	・子ども心身発達医療センターにおいて、肢体不自由児に対する専門的な外来・入院診療等を実施しました。(1月末現在) 外来延べ患者数 7,146人 入院延べ患者数 3,830人 短期入所事業 延べ利用人数 270人 ・児童発達支援センターや特別支援学校に対して、セラピストによる技術支援を実施しました。(1月末実績) 児童発達支援施設他 32施設・地域特別支援学校 16校	3	子ども・福祉部	子育て支援課	要保護児童・発達支援班
⑤ 県立子ども心身発達医療センターにおいて、重症心身障がい児等を対象に、児童発達支援、生活介護等の児童福祉法および障害者総合支援法に基づくサービスを提供します。	・子ども心身発達医療センターにおいて、重度心身障がい児等を対象に、通園事業を実施しました。 重度心身障がい児通園事業 延べ利用人数 602人	・利用者のニーズを的確に把握し、在宅支援を継続するためのケアと家族の支援を行う必要があります。	・子ども心身発達医療センターにおいて、重度心身障がい児等を対象に、通園事業を実施しました。(1月末実績) 重度心身障がい児通園事業 延べ利用人数 606人	3	子ども・福祉部	子育て支援課	要保護児童・発達支援班
⑥ 県立子ども心身発達医療センターにおいて、聴覚障がいのある子どもを対象に、きこえの相談や療育指導、学校への訪問支援、早い段階での補聴器のフィッティング等の支援を行うとともに、関係機関と連携を強化し対応します。	・子ども心身発達医療センター内の難聴児支援センターにおいて聴覚障がいのある子どもを対象とした、きこえの相談、療育指導、補聴器のフィッティング等を実施しました。 きこえの相談 延べ相談件数(835件)	・聴覚障がいのある子どもを対象に、早期に支援を開始したことにより、補聴器の早期装用・療育に繋がりました。	・聴覚障がい児の早期発見、支援のため、県子育て支援課及び難聴児支援センターが関係機関と連携し、地域における支援体制づくりを推進する必要があります。		子ども・福祉部	子育て支援課	母子保健班
⑦ 市町における母子保健サービスの中で、「医療依存度の高いケース」や「メンタル疾患を抱える母親の支援」など県の技術的支援が必要なケースについては、同行訪問やケース検討会への参加等、市町や関係機関と連携して取り組みます。	・医療依存度の高いケースやメンタル疾患を抱える母親への支援について、保健所にて、関係機関との会議や研修会、事例検討会等を実施し、必要時は市町保健師と連携し同行訪問等を行いました。	医療依存度の高いケースやメンタル疾患を抱える妊産婦が増加している中、地域で多機関が連携し支援していくことが求められています。引き続き、保健所において個別支援や管内のネットワークづくり、支援者のスキルアップ等に取り組む必要があります。	・医療依存度の高いケースやメンタル疾患を抱える母親への支援について、保健所にて、研修会、事例検討会等を通して、関係機関との情報共有を図り、適切な支援に繋がっています。		子ども・福祉部	子育て支援課	母子保健班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策3-2】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
⑧ 子どもの周囲の「気づき」の段階から、ライフステージに応じた途切れのない支援や関係機関のスムーズな連携による支援が適切に提供できるよう、地域における保健、医療、保育、教育、福祉、就労支援等の関係機関の連携強化を図ります。	<p>・市町が進める児童発達支援体制づくりにおいて、障害児入所施設の発達支援の専門性や地域支援機能を活かした取組を連携させていくことで、地域における障がい児等支援拠点(児童発達支援センター等)の整備を促進するとともに、その機能の拡充・強化を図りました。</p> <p>*地域の障がい児等支援体制機能強化事業:4か所に委託 *児童発達支援コーディネーターの配置:5人 *児童発達支援センター設置:8圏域11箇所(R3)</p>	<p>・障がい児等の地域生活を支援する拠点(児童発達支援センター等)の整備を一層促進し、その機能の拡充・強化を図っていく必要があります。</p>	<p>・地域の障がい児等支援体制機能強化事業を実施し、障害児入所施設の支援力と地域の障害児支援体制強化を図りました。</p> <p>・当該事業では、児童発達支援コーディネーターを配置し、障害児通所事業所への研修実施による支援の質的向上、市町、児童発達支援センターと連携し、児童発達支援センターが担うべき機能の強化を図りました。</p> <p>*地域の障がい児等支援体制機能強化事業:4か所に委託 *児童発達支援コーディネーターの配置:5人 *児童発達支援センター設置:8圏域11箇所(R4)</p>	3, 11	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班
⑨ 障害児入所施設に入所した時点から、退所後の地域生活を見据えた支援が行えるよう、児童相談所、障害児入所施設、市町等の関係機関が連携し、それぞれの役割に応じた途切れのない支援を提供します。	<p>・障害児入所施設職員及び児童相談所職員が、各種研修を受講しました。</p>	<p>・引き続き、障害児入所施設職員及び児童相談所職員が、各種研修を受講し、障がい児支援の技量を高めていく必要があります。</p> <p>・児童福祉法改正により、令和6年度には経過措置がなくなるため、入所児童の地域移行を進める体制を整備していく必要があります。</p>	<p>・障害児入所施設職員及び児童相談所職員が、各種研修を受講しました。</p> <p>・障害児入所施設に入所中の18歳以上の入所児童で移行先が決まっていない人数は、令和4年10月1日現在で4名であり、引き続き、入所児童の地域移行を進める体制を整備していく必要があります。</p>	3	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班
⑩ 児童発達支援、放課後等デイサービスおよび短期入所など障がい児のためのサービスを適切に利用できるよう、事業所等への指導・助言によりサービスの質を確保します。	<p>・事業所からの問い合わせ・相談への対応や実地指導などを通じ、適切なサービスの提供が行われるよう、事業所を支援しました。</p>	<p>・すべての事業所において、適切なサービスが提供されているか、確認を行うことが困難な状況にあります。</p>	<p>・引き続き、事業所からの相談などへの対応を行い、適切なサービスの提供が行われるよう、事業所を支援していくことが必要です。</p>	10, 11	子ども・福祉部	障がい福祉課	サービス支援班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策3-2】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
⑪ 障がい児が身近な地域に必要な支援が受けられるよう、市町の相談支援との連携を図りながら専門的な療育指導等の支援を行います。	<p>・市町が進める児童発達支援体制づくりにおいて、障害児入所施設の発達支援の専門性や地域支援機能を活かした取組を連携させていくことで、地域における障がい児等支援拠点(児童発達支援センター等)の整備を促進するとともに、その機能の拡充・強化を図りました。</p> <p>*地域の障がい児等支援体制機能強化事業:4か所に委託 *児童発達支援コーディネーターの配置:5人 *児童発達支援センター設置:8圏域11箇所(R3)</p>	<p>・障がい児等の地域生活を支援する拠点(児童発達支援センター等)の整備を一層促進し、その機能の拡充・強化を図っていく必要があります。</p>	<p>・地域の障がい児等支援体制機能強化事業を実施し、障害児入所施設の支援力と地域の障害児支援体制強化を図りました。</p> <p>・当該事業では、児童発達支援コーディネーターを配置し、障害児通所事業所への研修実施による支援の質的向上、市町、児童発達支援センターと連携し、児童発達支援センターが担うべき機能の強化を図りました。</p> <p>*地域の障がい児等支援体制機能強化事業:4か所に委託 *児童発達支援コーディネーターの配置:5人 *児童発達支援センター設置:8圏域11箇所(R4)</p>	3, 11	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班
⑫ 放課後児童クラブにおいて、障がい児を保育する指導員の経費等を補助する市町を支援することにより、障がい児の受け入れを促進します。	<p>・放課後児童クラブでの障がい児の受入を推進するため、障がい児を受け入れるクラブにおいて、障がい児を保育するための支援員を配置する市町の事業に対して、補助を行いました。</p> <p>補助実績: 20市町(障害児受入推進事業) (うち 10市町は上記事業+障害児受入強化推進事業 ※強化推進事業は3人以上の障がい児の受入れ)</p>	<p>昼間、保護者が家にいない障がいのある児童の、放課後における遊びや生活の場を確保するため、引き続き支援をしていく必要があります。</p>	<p>・放課後児童クラブでの障がい児の受入を推進するため、障がい児を受け入れるクラブにおいて、障がい児を保育するための支援員を配置する市町の事業に対して、補助を行う予定です。</p> <p>補助実績: 19市町(障害児受入推進事業) (うち 12市町は上記事業+障害児受入強化推進事業 ※強化推進事業は3人以上の障がい児の受入れ)</p>		子ども・福祉部	少子化対策課	幼保サービス支援班
施策の展開(2)	精神障がい者等への支援						
① 保健所において、精神疾患の疑いのある者や精神障がい者、その家族、関係者を対象に、保健師、精神保健福祉士等が相談支援を行うとともに、必要に応じて訪問支援を行います。	<p>・保健所において、精神疾患の疑いのある者や精神障がい者、その家族、関係者を対象に、保健師、精神保健福祉士等が相談支援を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を行いました。</p> <p>(電話相談:7858件 来所相談:447件 訪問相談:902件)</p>	<p>・相談内容が、精神疾患のみならず、貧困や同居家族の高齢化に伴う問題等の課題を抱える事例が増加しており、多様な関係機関との連携が必要です。</p>	<p>・保健所において、精神疾患の疑いのある者や精神障がい者、その家族、関係者を対象に、保健師、精神保健福祉士等が相談支援を行うとともに、相談内容に応じて、多様な関係機関と連携を図っています。</p>	3	医療保健部	健康推進課	精神保健班
② 各障害保健福祉圏域において、保健所が地域精神保健福祉連絡協議会等を設置して、多様な精神疾患に関する問題に対し、関係機関等と連携してネットワークを構築し、各地域の状況、特性に応じた総合的な取組を行います。	<p>・県内全ての障害保健福祉圏域において地域精神保健福祉連絡協議会が設置され、関係機関が連携して、地域の特性に応じた精神保健医療福祉に関する課題共有、課題解決を図りました。</p> <p>会議開催数:10回</p>	<p>・多問題を抱える事例が増えていることから、地域の状況や特性に応じた課題の共有や課題解決の検討が必要です。</p>	<p>・県内全ての障害保健福祉圏域において地域精神保健福祉連絡協議会が設置され、関係機関が連携して、地域の特性に応じた精神保健医療福祉に関する課題共有、課題解決を図っています。</p>	3	医療保健部	健康推進課	精神保健班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策3-2】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
③「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築をさらに推進するために、各障害保健福祉圏域あるいは各市町に設置している協議の場において、長期入院精神障がい者の地域生活への移行状況や課題を把握するとともに、地域の包括的・重層的な連携体制について検討ができるよう支援します。	各障害福祉圏域および各市町の協議の場で地域移行に関する課題を把握し、地域の実状に応じた対応を検討しました。	・コロナ禍での地域移行に関する啓発方法の検討や、精神障がい分野と高齢者分野の連携が必要です。	各障害福祉圏域および各市町の協議の場で地域移行に関する課題の把握、連携体制の検討を行っています。 ・3月に精神障がい者地域移行・地域定着推進連絡会を実施します。		医療保健部	健康推進課	精神保健班
④ 三重県こころの健康センターにおいて、保健所、市町、関係機関等に対する技術指導・支援、情報提供を行うとともに、保健所等では対応が困難な相談への対応や専門性の高い相談支援を実施します。	・三重県こころの健康センターでは、保健所・市町・関係機関などに対して技術指導・技術援助を計239回実施しました。 ・専門相談として、「ひきこもり・依存症専門電話相談(166件)および来所相談(336件)」、「自殺予防・自死遺族電話相談(540件)および来所相談(19件)」を実施しました。	・三重県こころの健康センターにおいて、各障害保健福祉圏域における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」についての助言・指導を強化する必要があります。	・三重県こころの健康センターでは、保健所・市町・関係機関などに対して技術指導・技術援助を行っています。 ・専門相談として、「ひきこもり・依存症専門電話相談および来所相談」、「自殺予防・自死遺族電話相談および来所相談」を実施しています。	3	医療保健部	健康推進課	精神保健班
⑤ 長期入院精神障がい者の退院に向けた意欲を喚起するため、病院スタッフの地域生活への移行に関する理解を促進するとともに、長期入院精神障がい者とピアサポーターや地域の障害福祉サービス事業者等との交流の機会を確保します。また、ピアサポーターのネットワーク化を支援します。	・精神科病院の職員向けに地域移行をテーマとして地域の社会資源を理解してもらうための研修会を開催しました。 ・3カ所の障害保健福祉圏域にピアサポーターを配置して、体験談を語るなど退院意欲向上のための退院支援プログラムを行いました。 ピアサポーター人数:3人、活動回数:15回	・長期入院精神障がい者のさらなる退院率向上に向け、継続して精神科医療機関と障がい者福祉サービス事業所と連携した取組が必要です。ピアサポーターの活動をより効果的に入院患者の退院意欲向上に活用するための対策が必要です。	・精神科病院の職員向けに地域移行をテーマとして地域の社会資源を理解してもらうための研修会を開催しています。 ・3カ所の障害保健福祉圏域にピアサポーターを配置して、体験談を語るなど退院意欲向上のための退院支援プログラムを行っています。また、ピアサポーターの交流、情報交換などを実施しています。		医療保健部	健康推進課	精神保健班
⑥ 障害保健福祉圏域を単位として、医師、看護師、精神保健福祉士等の多職種による訪問支援を行う、アウトリーチ体制の整備を図るとともに、未治療等の精神障がい者が支援を受けられるよう、アウトリーチチームによる訪問支援を行います。	・体制整備調整者を設置して、他圏域でも実施できるよう働きかけを行った結果、伊賀保健福祉圏域を新たに加え、鈴鹿・亀山障害保健福祉圏域、津障害保健福祉圏域の3圏域において、アウトリーチを実施しました。 支援登録者数:51人	・アウトリーチを他圏域においても実施できるよう、拡大に向けた働きかけが必要です。	・体制整備調整者を設置して、他圏域でも実施できるよう、働きかけを行った結果、伊賀保健福祉圏域を新たに加え、鈴鹿・亀山障害保健福祉圏域、津障害保健福祉圏域の3圏域において、アウトリーチを実施しています。	3	医療保健部	健康推進課	精神保健班
⑦ 精神疾患による不調を来し、自傷他害のおそれがあると判断される場合は、精神保健指定医による措置診察を行い、必要な医療の提供および保護を行います。また、治療に結びつけるための受診勧奨や家族支援を行うとともに、退院に向けた支援や退院後の支援等の地域保健福祉活動を行います。	・通報・申請等の件数は332件あり、そのうち232件について精神保健指定医の診察を実施し、その結果、措置入院が必要と認められた149件(緊急措置入院のみを含む)について精神科病院に入院させ、適切な医療および保護を行いました。また、250人の方に902回の家庭訪問を行い、322人、447回の相談を受けました。	・精神障がい者退院後支援ガイドラインを普及し、実践することが必要です。	・退院に向けた支援等を充実させるため、健康推進課および4保健所に、退院後の支援を行う専門職である地域定着支援員を配置しました。	3	医療保健部	健康推進課	精神保健班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策3-2】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
⑧ 休日または夜間等に緊急な精神科治療を必要とする場合に対応するため、病院群輪番制による精神科救急医療システムや電話による24時間精神科医療相談を実施します。また、地域で精神疾患の急性発症等により緊急の医療を必要とする精神障がい者に対して、保健所、医療機関、関係機関の連携により、適切な医療および保護につなげるための支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 県内の12の民間精神科病院を北部、中南部の2ブロックに分け、夜間および休日の昼間の輪番制による精神科救急医療体制を整備し、電話による24時間精神科医療相談を実施しました。 令和3年度の利用実績は、緊急入院347件、外来診療271件、電話相談2,081件でした。 令和3年9月から、伊勢赤十字病院に精神科特例病床が開所し、受入れの検証を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き急な医療ニーズに対応するため、精神科救急医療体制を整備していく必要があります。 一般医療との連携について、検討していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 夜間および休日の昼間の輪番制による精神科救急医療体制を整備し、電話による24時間精神科医療相談を実施しています。 		医療保健部	健康推進課	精神保健班
⑨ 「三重県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、アルコール健康障害の発生を予防するための啓発や早期発見、早期介入のための連携強化、相談・治療機関の確保、人材育成等に取り組みます。またギャンブル等依存症対策基本法に基づき、県計画を策定し、施策の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ア) 啓発については、令和元年度に作成したリーフレットを街頭配布しました。 イ) 飲酒運転違反者に対して、アルコール依存症の早期発見のための受診を勧奨しました。 ウ) アルコール依存症相談拠点としてこのころの健康センターを県の拠点に、保健所を地域の相談拠点に指定し、周知しました。 エ) 治療機関としては、アルコール依存症治療拠点機関を2か所、アルコール依存症専門医療機関を4か所指定し周知しました。 オ) 依存症対策全国センターが主催する研修に保健師を派遣しました。また、治療拠点機関において人材育成研修を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続した正しい知識の普及のための啓発活動や、アルコール依存症の治療に従事する人材の育成、当事者会・治療機関・相談機関等の連携を強化する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ア) 啓発については、令和元年度に作成したリーフレットを街頭や県内の大学に配布しました。 イ) 飲酒運転違反者に対して、アルコール依存症の早期発見のための受診を勧奨しています。 ウ) アルコール依存症相談拠点としてこのころの健康センターを県の拠点に、保健所を地域の相談拠点に指定し、周知しています。 エ) 治療機関としては、アルコール依存症治療拠点機関を2か所、アルコール依存症専門医療機関を4か所指定し周知しています。 オ) 依存症対策全国センターが主催する研修に保健師を派遣し派遣後に伝達研修を実施予定です。また、治療拠点機関において人材育成研修を実施しました。 	3	医療保健部	健康推進課	精神保健班
施策の展開(3)	医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援						
① 医療的ケアを必要とする障がい児・者に応じた支援を行うため、県内における4つのネットワークを中心にして、市町や福祉、医療、保健、保育、教育など地域における関係機関の連携強化を図り、支援者からの相談に応じ地域づくりも担うスーパーバイズ機能を構築・推進するとともに、地域の障害福祉サービス事業所において医療的ケアを実施できる人材の育成等に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 4つの地域ネットワークにおける支援者支援や地域づくりを目指したスーパーバイズ機能推進に向けた研修を開催したほか、地域ネットワーク連携研修会を開催するなど、地域ネットワークの支援や関係機関の連携を図りました。 障害福祉サービス等事業所に勤務する看護師や介護職員を対象に医療的ケア技術のスキルアップ研修を開催しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 日中活動の場や短期入所(レスパイト)先として医療的ケア児・者を受け入れ可能な障害福祉サービス等事業所の不足など、医療的ケアが必要な障がい児・者が地域生活を行ううえで必要な支援が十分ではない現状があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 三重県医療的ケア児・者相談支援センターを令和4年4月に開設しました。 センター本部では、家族等からの相談対応・情報提供・助言等を行うほか、地域ネットワークの支援や医療的ケアに関する研修等を実施しています。 センター支部では、スーパーバイズチームを組織し、医療的ケア児・者や家族等を支援する支援者への助言等を行っています。 	3	子ども福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策3-2】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
② 医療的ケアを必要とする障がい児・者の医療・福祉等関連分野の支援を総合調整する医療的ケア児・者コーディネーター(相談支援専門員等)を養成します。	医療的ケア児・者コーディネーター養成研修を開催し、人材育成を行いました。(研修修了者:46名)	医療、福祉、教育等関係機関と連携、協働して医療的ケア児・者の支援を行うため、関連分野の支援を総合調整する人材の育成を図る必要があります。	医療的ケア児・者コーディネーター養成研修を開催し、人材育成を行いました。(研修修了者:21名)	3	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班
③ 医療的ケアを必要とする児童生徒が身体的に安定した状態で教育活動に参加できるとともに、付き添う保護者の負担が軽減されるよう、特別支援学校において医療的ケアを実施します。(再掲)	・医療的ケアを必要とする児童生徒が身体的に安定した状態で教育活動に参加でき、付き添う保護者の負担が軽減されるよう、特別支援学校に常勤講師(看護師免許所有)15名を配置し、医療的ケアを実施しました。 医療的ケア実施校 7校 看護師配置数 15名	・引き続き、医療的ケアを必要とする児童生徒が、安定した状態で教育活動に参加できるとともに、付き添う保護者の負担が軽減されるよう、特別支援学校において医療的ケアを実施する必要があります。	医療的ケアを必要とする児童生徒が身体的に安定した状態で教育活動に参加でき、付き添う保護者の負担が軽減されるよう、特別支援学校に看護師免許を所有する教職員を16名配置し、医療的ケアを実施しています。 医療的ケア実施校 8校 看護師配置数 16名(特別支援学校教諭(自立活動)1名、常勤講師15名)	4	教育委員会	特別支援教育課	特別支援教育班
④ 医療的ケア児一人ひとりに対応できる連携体制を構築するため、医療的ケア児の実数を把握するとともに、小児在宅医療に携わる保健・医療・福祉・教育等の多職種による連携体制の整備や人材育成等の取組を支援します。	・三重大学医学部附属病院が実施する医療従事者等を対象とした研修事業や小児在宅医療における課題抽出を目的とした調査事業に対して補助を行うなど、小児在宅医療を推進するための多職種による連携体制の整備や人材育成等の取組を支援しました。	・引き続き、小児在宅医療を推進するための多職種による連携体制の整備や人材育成等の取組を促進する必要があります。	・三重大学医学部附属病院が実施する医療従事者等を対象とした研修事業や小児在宅医療における実体調査事業に対して補助を行うなど、小児在宅医療を推進するための多職種による連携体制の整備や人材育成等の取組を支援しました。 ・東海三県小児在宅医療研究会を三重県で開催し、地域共生化社会に向けた意見交換を行い、愛知、岐阜、三重の三県関係者で情報共有しました。	3,17	医療保健部	医療政策課	地域医療班
⑤ 医療的ケアを必要とする障がい児・者の受入れに必要となる医療機器等の費用の一部を助成することなどにより、障害福祉サービス事業所等における受入れの促進を図り、地域で安心して生活していくための体制整備を図ります。	・障害福祉サービス事業所等が人工呼吸器・介護ベッドその他の医療機器等を購入する際の費用の一部を補助しました(3事業所)。	・増え続ける医療的ケアが必要な障がい児・者が地域生活を行ううえで、短期入所(レスパイト)先など必要な支援が追いついてない現状があり、家族の負担が課題になっているため、引き続き医療的ケアが必要な障がい児・者が安心して地域で生活できるための受入体制づくりを促進する必要があります。	・障害福祉サービス事業所等が人工呼吸器・介護ベッドその他の医療機器等を購入する際の費用の一部補助を予定しています。		子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班
⑥ 看護師等を雇い上げ、保育所等に派遣する市町を支援することにより、医療的ケアを必要とする児童の保育所等への受入体制を整備します。	医療的ケア児の受入のために保育所等への受入体制を整備を支援している市町(4市町)に対し、補助を行いました。	保育所等において、支援を必要とする児童を受け入れる施設が増加していることから、引き続き支援を続けていく必要があります。	医療的ケア児の受入のために保育所等への受入体制を整備を支援している市町(6市町)に対し、補助を行う予定です。		子ども・福祉部	少子化対策課	幼保サービス支援班
⑦ 乳児院等における医療機関との連携強化を図るため、医療機関等連絡調整員を配置し、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入を促進します。	医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入を促進するため、令和3年度、乳児院及び児童養護施設を対象とした補助制度を創設しました。(初年度実績0)	当制度の活用を促しつつ、乳児院及び児童養護施設において医療的ケアが必要な児童等の受入環境の整備を進める必要があります。	1施設において、医療機関等連絡調整員が配置されました。引き続き、医療的ケアが必要な児童等の受入環境の整備に向け、施設への支援を行っていきます。		子ども・福祉部	子育て支援課	要保護児童・発達支援班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策3-2】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
⑧ 喀痰吸引に係る介護職員への研修の実施や研修費用の助成等を行い、人材育成を図ることで、医療的ケアを必要とする障がい児・者の地域生活を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・喀痰吸引3号研修を開催し、障害福祉サービス事業所等における喀痰吸引等を特定の者に実施可能な介護職員の人材育成を図りました。(受講者23名) ・障害福祉サービス等事業所における喀痰吸引等を不特定の者に実施可能な介護職員を確保するため、喀痰吸引1・2号研修の受講費の一部を補助しました。(2事業所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・増え続ける医療的ケアが必要な障がい児・者が地域生活を行ううえで、短期入所(レスパイト)先など必要な支援が追いついていない現状があり、家族の負担が課題になっているため、引き続き医療的ケアが必要な障がい児・者が安心して地域で生活できるための受入体制づくりを促進する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・喀痰吸引3号研修を開催し、障害福祉サービス事業所等における喀痰吸引等を特定の者に実施可能な介護職員の人材育成を図っています。 ・障害福祉サービス等事業所における喀痰吸引等を不特定の者に実施可能な介護職員を確保するため、喀痰吸引1・2号研修の受講費の一部補助を予定しています。 	3	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班
⑨ 地域の協議会において、重症心身障がいや遷延性意識障がいの状態を含む医療的ケアを必要とする障がい児・者の地域生活を送る上での課題やニーズ等の検討を行うとともに、短期入所の充実など地域での受入体制づくりの促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、部会の開催を中止しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増え続ける医療的ケアが必要な障がい児・者が地域生活を行ううえで、短期入所(レスパイト)先など必要な支援が追いついていない現状があり、家族の負担が課題になっているため、引き続き医療的ケアが必要な障がい児・者が安心して地域で生活できるための受入体制づくりを促進する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(自立支援)協議会に設置の医療的ケア課題検討部会において、医療的ケアに係る課題等について議論しました。(部会開催:1回) 	3	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班
⑩ 在宅の重症心身障がい児・者とその家族を対象に、医師、看護師、社会福祉士等による専門的な相談支援を行い、地域生活を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の重症心身障がい児(者)および、その家族の生活を支援するため、相談支援に応じるとともに、療育機関等福祉サービスの情報提供を行いました。 ・重症心身障がい児(者)相談支援事業:5か所 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害保健福祉サービス等に結びつけていくための相談支援体制が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の重症心身障がい児(者)および、その家族の生活を支援するため、相談支援に応じるとともに、療育機関等福祉サービスの情報提供を行っています。 ・医療的ケア児・者及び重症心身障がい児・者相談支援センター:5か所 	3	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班
⑪ 遷延性意識障がいの状態にある障がい者について、障がいの特性をふまえながら障害福祉サービス事業所等における受入れの促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等事業所における医療的ケアを必要とする遷延性意識障がい者を含む重度障がい者の受入れの促進を図るため、障害福祉サービス等事業所を出張訪問し、看護師や介護職員を対象に医療的ケア技術のスキルアップ研修を開催し、人材育成を行いました。(受講者36名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療型短期入所事業所のような医療機関が運営する障害福祉サービス等事業所の中には、その成り立ち等の事情から、中途障がいである遷延性意識障がい者の受入が進みにくい事業所があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等事業所における医療的ケアを必要とする遷延性意識障がい者を含む重度障がい者の受入れの促進を図るため、障害福祉サービス等事業所を出張訪問し、看護師や介護職員を対象に医療的ケア技術のスキルアップ研修を開催し、人材育成を行っています。 	3	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班
⑫ 各地域において、地域医療構想調整会議を開催し、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を視野に入れつつ、医療機関の機能分化・連携や在宅医療の推進について、協議を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が一般医療に与えた影響を受け、地域医療構想の議論は停止していましたが、県内全8地域において地域医療構想調整会議を開催し、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応をふまえた今後の地域医療提供体制に向けての協議を行うなど、医療機関の機能分化・連携に向けての議論を再開しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、関係者による協議と医療機関の自主的な取組により、病床の機能分化・連携を推進していく必要があります。 ・一方で、今般の新型コロナウイルス感染症への対応において、病床の逼迫、人材確保等の課題が生じたことをふまえ、感染症等の非常時に備えた病床の在り方と地域医療構想の考え方を整理する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内8地域の地域医療構想調整会議において、新型コロナとの関係については、国の動向を注視しつつ、今後は、地域で不足する機能や後方での受け皿となる在宅医療等の状況などをふまえ、医療機関の役割分担・連携を重視しながら具体的対応方針の見直しに向けて協議を実施していくことを確認しました。 	3,17	医療保健部	医療政策課	医療計画班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策3-2】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
⑬ 特定医療費の支給認定対象者に医療給付を行い、経済的負担の軽減を図るとともに、相談窓口の設置や患者会活動の支援等を行い、難病患者支援の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 医療費助成制度の円滑な運営のため、オンライン研修を活用した難病指定医の育成等に努めました。 難病患者が適切な医療を受けられるよう、難病診療連携拠点病院、難病診療分野別拠点病院および難病医療協力病院において患者等からの相談に対応するとともに医療機関の紹介等を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、医療費助成制度を円滑に運営するとともに、難病診療連携拠点病院等の連携による医療提供体制や相談支援体制の充実を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療費助成制度の円滑な運営のため、難病指定医および指定医療機関の確保に取り組んでいます。 難病患者が適切な医療を受けられるよう、難病診療連携拠点病院等において患者等からの相談に対応するとともに医療機関の紹介等を行っています。 	3	医療保健部	健康推進課	疾病対策班
⑭ 難病相談支援センターにおいて難病患者の療養相談及び生活相談を行うとともに、各難病の相談員の養成のための相談員研修会を行い、難病患者への理解の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 難病患者の療養相談および生活相談について、難病相談支援センターで1,969件、地域難病相談会で68件等の対応を行いました。 各難病の相談員の養成のための相談員研修会を3回実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、難病相談支援センターにおいて、難病患者の療養生活におけるQOLの向上を図るため、ハローワーク等と連携し、相談体制の充実を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 難病相談支援センターにおいて、ハローワーク等と連携し、療養相談、生活相談および就労支援等を実施しています。 各難病の相談員の養成のための相談員研修会を実施しています。 	3	医療保健部	健康推進課	疾病対策班
⑮ 障がい児・者歯科ネットワーク「みえ歯ートネット」を運営し、障がい児・者の受け入れが可能な歯科医療機関を「協力歯科医院」として情報提供するとともに、三重県障害者歯科センターにおいて歯科診療を行うなど、障がい児・者の歯科保健対策の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関へ「みえ歯ートネット協力歯科医院」の名簿および案内チラシを配布し、「みえ歯ートネット」を活用した地域での歯科受診の方法について周知を行いました。 医療的ケア児への歯科治療に係る研修を実施し、医療的ケア児とその家族との関わりや安全な歯科医療提供体制等に関する知識の向上を図りました。 三重県障害者歯科センターにおいて、延べ1,538名の歯科診療を実施しました。(年間90日間) 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児・者の歯科受診時の受け入れ体制の充実が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> みえ歯ートネットを活用した地域での歯科受診につながるよう、「みえ歯ートネット」を運営しています。 障がいに対する理解が深まり、歯科受診時の受入体制が充実し、障がい児・者への歯科治療が安全に行われるよう歯科医師、歯科衛生士等を対象とした研修を実施します。また、多職種連携による医療的ケア児への歯科治療について検討を進めています。 三重県障害者歯科センターにおいて年間90日間の歯科診療を行っています。 	3	医療保健部	健康推進課	健康対策班
⑯ 障がい者施設や特別支援学校において、障がい児・者、施設職員、保護者への歯科保健指導を行い、歯科口腔保健に対する意識の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの感染拡大をふまえ、障がい児・者施設における歯科保健指導を中止しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 歯科治療に結びつける働きかけとともに、特別支援学校の生徒が社会に出た後の歯と口腔の自己管理の確立に向けた支援が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設等における歯科保健指導については今年度も実施を見合わせていますが、8020推進月間に合わせてチラシを配布するなど、障がい児・者に係る歯科保健の取組や重要性について啓発しています。 	3	医療保健部	健康推進課	健康対策班
施策の展開 (4)	発達障がい児・者への支援						

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策3-2】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
① 自閉症等の発達障がい児・者に対する個々の障がいに応じた相談支援を行う拠点である自閉症・発達障害支援センターを設置して、広域的、専門的な相談支援を行うとともに、専門性のさらなる向上と地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化を図ります。また、発達障害者地域支援マネジャーを配置し、地域支援機能の強化を図ります。	・自閉症等の特有な発達障がいを有する障がい児(者)に対する総合的な支援を行う地域の拠点として、自閉症・発達障害支援センターを設置し、発達障害に関する問題について発達障がい児(者)及びその家族からの相談に応じ、適切な指導、助言を行いました。また、発達障害者地域支援マネジャーを配置し、地域支援機能の強化を図りました。 自閉症・発達障害支援センター:2か所 発達障害者地域支援マネジャー:3人	・障がい者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害保健福祉サービス等に結びつけていくための相談支援体制が必要です。	・自閉症等の特有な発達障がいを有する障がい児(者)に対する総合的な支援を行う地域の拠点として、自閉症・発達障害支援センターを設置し、発達障害に関する問題について発達障がい児(者)及びその家族からの相談に応じ、適切な指導、助言を行いました。また、発達障害者地域支援マネジャーを配置し、地域支援機能の強化を図りました。 自閉症・発達障害支援センター:2か所 発達障害者地域支援マネジャー:3人	3	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班
② 県立子ども心身発達医療センターにおいて、発達障がい児、情緒障がい児、精神障がい児等、精神および行動に疾患・障がいのある子どもを対象に外来診療を行うとともに、薬物治療、心理療法のほか、グループ療育や生活療育活動等の入院治療を実施します。また、電話相談を実施するなど、子どもの養育で悩んでいる家族を支援します。	・子ども心身発達医療センターにおいて、発達障がい児等に対する専門的な外来・入院診療を実施しました。 外来延べ患者数 20,928人 入院延べ患者数 18,533人	・発達障がい等にかかる児童精神科受診のニーズは依然として高く、子ども心身発達医療センターにおいても長期の初診待機が発生しており、待機期間の短縮化が課題となっています。	・子ども心身発達医療センターにおいて、発達障がい児等に対する専門的な外来・入院診療を実施しました。 外来延べ患者数 17,698人 入院延べ患者数 14,668人	3	子ども・福祉部	子育て支援課	要保護児童・発達支援班
③ 県立かがやき特別支援学校において、併設する県立子ども心身発達医療センターや地域の特別支援学校が連携して発達障がいのある児童生徒への支援を実施し、県内の支援体制の充実を図ります。	・発達障がい支援の中核であるかがやき特別支援学校において、県立子ども心身発達医療センターと連携した発達障がいのある児童生徒への支援を実施しました。 ・かがやき特別支援学校において県立子ども心身発達医療センターと連携し発達障がい支援に関する研修を実施しました。	・発達障がい等特別な支援を必要とする子どもたちが増加していることから、引き続き、県内の発達障がいのある児童生徒等への支援体制について、充実を図る必要があります。	・発達障がい支援の中核であるかがやき特別支援学校では、県立子ども心身発達医療センターや地域の特別支援学校と連携した発達障がいのある児童生徒への支援を実施することで、県内の広域的な支援を進めています。	4	教育委員会	特別支援教育課	特別支援教育班
④ 特別支援学校が、センター的機能として、発達障がいのある児童生徒への指導・支援について小中学校、高等学校等に助言するなど、特別支援教育に係る専門性の向上を図ります。	・特別支援学校が、センター的機能として小中学校及び高等学校等の要請に応じて、本人、教員等への教育相談を実施しました。 ・特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援の方法や教材・教具の活用等について、研修支援を実施しました。	・発達障がい等特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校にも在籍することから、引き続き、小・中・高等学校の教員の特別支援教育に係る専門性の向上を図る必要があります。	特別支援学校が、センター的機能として、発達障がいのある児童生徒への指導・助言や、地域の小中学校及び高等学校等への研修支援及び教育相談等を行うことで、小・中・高等学校の教員の特別支援教育に係る専門性の向上につながるよう取り組んでいます。	4	教育委員会	特別支援教育課	特別支援教育班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策3-2】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
⑤ 市町に対して、保健、福祉、医療、教育の機能が連携した発達支援総合窓口の設置を働きかけるとともに、「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」を養成し、市町の発達支援総合窓口における専門人材の確保を支援し、身近な地域で安定した診療が受けることができるよう地域の医療機関を含めたネットワークの充実に努めます。	・子ども心身発達医療センターにおいて、市町職員等(6人)を「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」として受け入れ、長期研修(1年間)を実施しました。また、CLM専任コースを設け、2人を受け入れました。 また、市町の療育センター等の職員に技術的支援を行いました(地域療育相談実績:実日数68日)。	・途切れのない発達支援体制の構築に向けて、市町の総合相談窓口との連携強化や専門的な人材育成を行う必要があります。	引き続き、市町の総合相談窓口との連携強化や専門的な人材育成を行っています。		子ども・福祉部	子育て支援課	要保護児童・発達支援班
⑥ 発達障がい児等に対する支援ツール「CLM(Check List in Mie:発達チェックリスト)と個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を促進するため、巡回指導を行うとともに、発達支援に関する研修の場を提供します。	・「CLM(チェックリストin三重)と個別の指導計画」の保育所、認定こども園、幼稚園への導入を促進するため、巡回指導(12市町27か所)を実施しました。	・途切れのない発達支援体制の構築に向けて、保育所、認定こども園、幼稚園への導入促進と保育士のスキルアップが課題となっています。	引き続き、「CLMと個別の指導計画」に係る研修会の実施や普及啓発等を実施し、保育所、認定こども園、幼稚園への導入促進と保育士のスキルアップのために市町と連携して取り組んでいます。		子ども・福祉部	子育て支援課	要保護児童・発達支援班
⑦ 県立子ども心身発達医療センターにおいて、セラピスト(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)の専門性を活用し、地域で発達障がい児に携わる職員・教員に対しても支援を行います。	・児童発達支援センターや特別支援学校に対して、セラピストによる技術支援を実施しました。 児童発達支援施設他 29施設・地域特別支援学校 15校	・支援対象者に合わせた支援方法の検討及び各関係機関職員のスキルアップを図る必要があります。	・児童発達支援センターや特別支援学校に対して、セラピストによる技術支援を実施しました。(R5.1月末実績) 児童発達支援施設他 32施設・地域特別支援学校 16校	3	子ども・福祉部	子育て支援課	要保護児童・発達支援班
⑧ 発達障害者支援地域協議会を開催し、地域における発達障がい者等への支援体制に関する課題の共有、関係機関の連携強化に向けた協議等を行います。	・発達障害者支援地域協議会を開催し、地域における発達障がい者等への支援体制に関する課題の共有、関係機関の連携強化に向けた協議等を行いました。 協議会開催:1回	・支援を必要とする障がい者等に、ライフステージを通して円滑に支援が届くよう、ライフステージの各段階における、支援のつなぎや関係機関の連携を深めていく必要があります。	・発達障害者支援地域協議会を開催し、地域における発達障がい者等への支援体制に関する課題の共有、関係機関の連携強化に向けた協議等を行いました。 協議会開催:1回	3	子ども・福祉部	障がい福祉課	地域生活支援班

見え障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策3-3】

施策 3	安心を実感できる共生社会づくり
3-3	防災・防犯対策の充実
【施策の基本的な方向】 要配慮者が安心して生活できるよう、地域や事業所・施設における防災対策を推進します。 また、事業所や施設、地域における防犯対策を進め、障がい者が安心して生活できるよう取り組みます。	

数値目標					
目標項目	令和2年度 (現状値)	R3	R4	R5	R5
		実績値	実績値	実績値	目標値
三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWAT)登録員数 (子ども・福祉部 子ども・福祉総務課)	45人	74人			160人

三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWAT)に登録された人数(累計)

プランにおける取組	令和3年度の実績概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
施策の展開 (1)	防災対策の推進						
① 避難行動要支援者名簿等の情報が避難支援等関係者に提供され、情報を活用した避難計画策定など地域の「共助」による支援体制が確立されるよう、関係部局と連携して市町への働きかけや支援、助言を行い、地域における避難行動要支援者対策の促進を図ります。	・すべての市町で作成が完了した避難行動要支援者名簿に基づき、関係者への名簿情報の提供や名簿情報に基づく個別避難計画の策定について、市町を訪問し、働きかけや助言を行いました。 ・市町等防災対策会議での情報提供や、地域減災力強化推進補助金の活用により、市町の取組の支援を行いました。	・災害対策基本法が改正され、市町による作成が努力義務化された個別避難計画について、さらなる策定を促進する必要があります。	・引き続き、避難行動要支援者名簿情報の関係者への提供や名簿情報に基づく個別避難計画の策定について、市町を訪問し働きかけや助言を行うとともに、全市町の防災担当課が出席する市町等防災対策会議での情報提供や地域減災力強化推進補助金の活用により、市町の取組の支援を行いました。	11	防災対策部	防災企画・地域支援課	地域支援班
② Lアラート(公共情報コモンズ)に提供した情報が複数の手段により伝達され、要配慮者の避難にも有効に活用できるよう、全国合同訓練への参加や報道機関に対して情報伝達者としての加入促進を図ります。	・Lアラート全国合同訓練に参加するとともに、情報伝達者に対して訓練への参加を促し、報道機関に対してLアラートのアピールを行うことで、情報伝達者としての加入促進に取り組みました。	・引き続き、情報伝達者に対して訓練への参加を促すとともに、さらなる情報伝達手段を確保するため、報道機関に対してLアラートをアピールし、情報伝達者としての加入を促進する必要があります。	・Lアラート全国合同訓練に参加するとともに、情報伝達者に対しても訓練への参加を促し、報道機関に対してLアラートのアピールを行った結果、情報伝達者21事業者が訓練に参加しました。	11	防災対策部	災害対策課	情報通信班
③ 福祉避難所について、市町に対し、必要な箇所への設置を促すとともに、新型コロナウイルス感染症対策にも対応した運営マニュアルの策定や訓練の実施を支援します。	・市町担当者会議における説明や福祉避難所の設置・運営に関する実務研修の開催など、設置促進に向けた働きかけを行いました。令和3年度末においても、運営マニュアル作成施設数は昨年度末より増加しました。	・福祉避難所は全市町で確保されていますが、引き続き、必要とされる福祉避難所の確保を促すとともに、福祉避難所運営マニュアルの策定や訓練の実施を支援していく必要があります。	・福祉避難所の設置・運営に関する実務研修の開催など、設置促進に向けた働きかけを行いました。	1 3 10 11 17	子ども・福祉部	子ども・福祉総務課	総務班

見え障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策3-3】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
④ 三重県視覚障害者支援センターにおいて、災害発生時の避難行動等、視覚障がい者の減災対策に資する研修を実施します。	・視覚障がい者、同行援護従事者、ボランティア、行政関係者等を対象として、災害時の避難行動セミナーを開催し、障がい者にとって有効な避難方法、その支援のあり方や情報支援、避難所における支援のあり方について、理解を深めました。 参加人数 27名 (講師:三重県防災対策部職員)	・実際の災害発生時にセミナー等の内容を実践できるために、継続的にセミナー等を行っていき、何度も参加できることが求められる。	・昨年度に引き続き、同様の取組を行っています。	4 11	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
⑤ 三重県聴覚障害者支援センターが災害発生時の情報支援の拠点となり、聴覚障がい者の支援を行います。	・協定締結市町と連携し、要支援者名簿の更新等を進めました。 ・協定締結市町の協力のもと、聴覚障害者支援の方法等について啓発を進めました。	・津波により特に迅速な避難が必要となる県南部の未締結市町について、協定締結に向けて取り組む必要があります。	・協定締結に向けて、未締結市町と協議を進めていきます。 ・締結市町と連携し、実際に災害が発生した場合の対応について検討を進めます。	10	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
⑥ 三重県聴覚障害者支援センターと市町の間で、避難行動要支援者名簿の提供等に関する協定の締結を促進するとともに、手話が可能な聴覚障がい者災害支援サポーターの登録を進め、災害時における聴覚障がい者の安否確認や避難所支援等を行います。	・令和3年度末のサポーター登録者数は、132人となりました(R2:128人)。	引き続き、聴覚障がい者サポーターの登録を推進する必要があります。	聴覚障がいや災害時の支援に関する講座の開催などにより、聴覚障がい者サポーターの登録を推進します。	10	子ども・福祉部	障がい福祉課	社会参加班
⑦ 三重DPAT(災害派遣精神医療チーム)未登録の精神科病院に対して登録の働きかけを行うとともに、防災訓練への参加や研修の開催など人材育成に取り組めます。また、三重DPATチーム運営委員会を定期的に開催するとともに、災害拠点精神科病院の設置に向けて取り組むなど災害精神医療体制の強化を図ります。	・三重DPAT研修を開催し、人材育成に努めました。(開催回数:1回)	・新型コロナウイルス感染症の影響により、防災訓練への参加、運営委員会の開催及び災害拠点精神科病院の指定ができなかったことが、翌年度以降の課題です。	・内閣府主催の大規模地震時医療活動訓練に参加しました。 ・三重DPAT研修を開催し、人材育成に努めます。(開催回数:1回) ・三重DPAT運営委員会を開催します。(開催回数:1回)	3	医療保健部	健康推進課	精神保健班
⑧ スプリンクラーや非常用自家発電設備の設置に要する費用の助成を行い、共同生活援助事業所や障害者支援施設等の防災対策の推進を図ります。	該当なし	・共同生活援助事業所等における利用者の安全・安心を確保し、防災対策・感染症対策の推進を図るため、引き続きスプリンクラー等の設置・感染症対策を進める必要があります。	該当なし	11	子ども・福祉部	障がい福祉課	サービス支援班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策3-3】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
⑨ 住宅火災発生時における初期消火や避難などの適切な対応が困難な障がい者を被害から守るため、消防本部等と連携をしながら、火災予防の啓発に努めます。	・各消防本部や関係機関と連携し、広報媒体(テレビ等)の活用やイベント等において住宅用火災警報器の普及啓発を行いました。	・住宅火災の予防に効果的な住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、電池切れなどの作動不良を確認するための点検や交換についても啓発することが必要です。	・各消防本部や関係機関と連携し、広報媒体(テレビ等)の活用やイベント等において、住宅用火災警報器の設置並びに、既に設置されている住宅用火災警報器の点検や交換を含め、住宅用火災警報器の普及啓発を行っています。	11	防災対策部	消防・保安課	予防・保安班
⑩ 事故・災害、急病・負傷等に迅速かつ適切に対応できるよう、社会福祉施設に対して安全対策マニュアル等の策定を働きかけ、施設のリスクマネジメントの向上を図ります。	・実地指導等において、施設等に対し非常災害発生時の安全確保のための計画策定等について指導しました。	・令和6年3月31日までに、全ての障害福祉サービスにおいて、業務継続に向けた計画等の策定が義務づけとなっています。	・令和6年3月31日までに、業務継続に向けた計画の策定等が義務づけとなっているため、各事業所において感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制について検討が行われています。	3	子ども・福祉部	障がい福祉課	サービス支援班
⑪ 水防法、土砂災害防止法で義務化された、市町地域防災計画で定められた浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や訓練の実施が促進されるよう、関係部局と連携して市町への働きかけや支援、助言を行います。	避難確保計画の作成においては、市町等防災対策会議や市町担当者会議等で、県関係部局とも連携しながら関係市町へ促進に向けた働きかけや支援、助言を行いました。 こうした結果、洪水浸水想定区域内の作成率は、令和3年度末時点で約9割となりました。しかし、訓練の実施率は5割弱と低い状況です。	令和3年度、4年度に浸水想定区域(洪水、高潮)の新規指定があり、今後対象施設が増加する見込みであることから、引き続き、働きかけや支援、助言を行うとともに、訓練の実施促進を進めていく必要があります。	各市町に対し、市町等防災対策会議や市町担当者会議等で、働きかけや支援、助言を行い、避難確保計画作成済み施設数は増加していますが、新規対象施設がそれ以上に増加している状況です。また、訓練の実施率はまだまだ低い状況です。	11 13	県土整備部	施設災害対策課	水防対策班
	避難確保計画の作成においては、市町等防災対策会議や市町担当者会議等で、県関係部局とも連携しながら関係市町へ促進に向けた働きかけや支援、助言を行いました。 こうした結果、土砂災害警戒区域内の作成率は、令和3年度末時点で約9割となりました。しかし、訓練の実施率は5割弱と低い状況です。	作成率の促進に向け、引き続き、働きかけや支援、助言を行うとともに、訓練の実施促進を進めていく必要があります。	避難確保計画の作成の未作成の関係市町に対し、市町等防災対策会議や市町担当者会議等で、働きかけや支援、助言を行いました。 未作成であった施設は、わずかですが作成は進んでいる状況です。しかし、訓練の実施率はまだまだ低い状況です。 作成率100%に向け、引き続き働きかけや支援、助言を行うとともに、訓練の実施促進を進めていく必要があります。	11 13	県土整備部	防災砂防課	砂防班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策3-3】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
⑫ 大規模災害時において、被災した社会福祉施設等の運営を維持し、要配慮者の安全な生活を確保するため、社会福祉施設等の事業継続計画(BCP)の策定を促進するとともに、三重県広域受援計画に位置づけられた県外からの応援介護職員等を円滑に受け入れ、被災現場へ送り込む体制整備を促進するほか、三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWAT)を組織し、被災地からの要請に基づき、要配慮者に対する福祉支援活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)策定研修会を開催しました。 三重県DWATについては、養成研修を行い、新たに29名を登録しました(令和3年度末時点合計74名) 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設等においては、令和6年度から事業継続計画(BCP)の策定が義務化される業種があることをふまえ、BCPの策定をさらに促進していく必要があります。 災害時における福祉支援に関する協定に基づき、引き続き、三重県DWATを組成し、派遣体制を充実させるとともに、県外からの介護職員等の受入体制を充実させる必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)の策定研修を高年齢者施設や障がい者支援施設など分野別に開催しました。 三重県DWAT)の体制強化のための研修等を実施しました。 	1 3 10 11 17	子ども・福祉部	子ども・福祉総務課	総務班
施策の展開(2)	防犯対策の推進						
① 非常通報装置・防犯カメラの設置などの必要な安全対策に要する費用の助成を行い、障害者支援施設等の防犯対策の強化を図ります。	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> 障害者支援施設等における利用者の安全・安心を確保するため、引き続き防犯カメラ設置等の防犯対策を進めることが必要です。 	該当なし	11	子ども・福祉部	障がい福祉課	サービス支援班
② 防犯対策の観点から、障害者支援施設等に対し施設における点検項目や防犯マニュアルの作成例などについて情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> これまでの運用と変わりがなかったため、施設等に対し、特段の取組は実施していません。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者支援施設等が各施設の状況にあわせ、防犯対策について検討が行われているため、県では詳細な状況を把握できていません。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、施設等において、適切な防犯対策を進めることが必要です。 	3	子ども・福祉部	障がい福祉課	サービス支援班

みえ障がい者共生社会づくりプラン進捗状況【施策3-3】

プランにおける取組	令和3年度の取組概要	課題	課題を踏まえた 令和4年度の現在の状況	SDGs	部局名	課名	担当班
③「110番アプリシステム」、「ウェブ110番」および「ファックス110番」の運用により、聴覚や言語に障がいのある人が事件等に遭遇した場合の通報手段を提供するとともに、制度の一層の周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 「ウェブ110番」、「ファックス110番」及び「110番アプリシステム」について、県警ホームページやラジオ放送を通じて、制度の周知と適切な利用の広報に努めました。 「ウェブ110番」の受理件数が14件、「ファックス110番」の受理件数が27件、「110番アプリシステム」の受理件数が8件でした。 	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚や言語に障害のある人以外の人による「ウェブ110番」、「ファックス110番」及び「110番アプリシステム」の利用があることから、制度の周知を図り、適正利用を促進する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 三重県聴覚障害者協会に赴き、「ファックス110番」、「110番アプリシステム」及び「電話リレーサービス」の資料を配布するとともに、110番アプリシステムや電話リレーサービスは携帯電話の位置情報で管轄する都道府県警察本部通信指令室に接続されるため、旅行時等において有効な通報手段であることから、登録方法等の紹介を実施し、周知を図りました。 「ウェブ110番」、「ファックス110番」及び「110番アプリシステム」について、県警ホームページやラジオ放送を通じて、制度の周知と適切な利用の広報に努めました。 県警ホームページの「聴覚・言語に障がいのある人の110番(ウェブ110番・ファックス110番)」に、PDF化した「三重県警察ファックス110番通報用紙」を掲載し、ファックス110番利用者の利便性の向上を図りました。 三重県警察学校における通信指令専科教養において、「ウェブ110番」、「ファックス110番」及び「110番アプリシステム」について教養を行い、部内における制度の周知徹底を図りました。 	10	警察本部	通信指令課	企画指導係
④ 県警ホームページに犯罪情報等の防犯に資するコンテンツを掲載するとともに、わかりやすい表現による情報提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 特に重要な掲載情報は、ホームページの中央部に文字を大きくして分かりやすく表示し、関連サイトへのリンクを容易にするなど、障がい者等の利用に配慮した構成にしました。 	<ul style="list-style-type: none"> 県警ホームページの掲載情報が増加し、欲しい情報をスムーズに得られない状況であるため、ホームページの改修が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 県警ホームページに犯罪情報等の防犯に資するコンテンツを掲載するとともに、わかりやすい表現による情報提供に努めました。また、県警ホームページの掲載情報がスムーズに得られるよう、令和5年度予算で、ホームページの改修を行います。 	10	警察本部	総務課	広報室